

法務省行政事業レビュー
外部有識者点検対象事業資料

法務省行政事業レビュー推進チーム

平成27年度外部有識者点検対象事業

(単位：百万円)

事業 番号	事業名	平成26年度 補正後予算額	平成27年度 当初予算額	事業所管 部局	資料 ページ
1	0001 民事基本法制の整備	80	69	民事局	1
2	0002 司法書士試験等国家試験の 実施	40	38	民事局	11
3	0003 刑事基本法制の整備	59	55	刑事局	19
4	0008 法教育の推進	14	14	大臣官房 司法法制部	27
5	0009 法務に関する調査研究	34	38	法務総合研究 所	37
6	0018 矯正の企画調整の実施	108	161	矯正局	45
7	0022 社会復帰に必要な刑務所作 業の実施	4,398	4,219	矯正局	53
8	0031 自立更生促進センターの運 営	120	118	保護局	61
9	0037 公安情報電算機処理システ ムの整備・運用	158	146	公安調査庁	69
10	0054 人権関係情報提供活動等の 委託等	234	305	人権擁護局	77
11	0057 出入国管理業務の実施	4,415	5,131	入国管理局	101
12	0061 バイオメトリクスシステム の維持・管理	5,377	4,132	入国管理局	121
13	0066 開発途上国に対する法制度 整備支援の推進	121	123	法務総合研究 所	133
14	0070 刑事情報連携データベース	84	376	大臣官房 秘書課	145

平成27年度行政事業レビューシート (法務省)

事業名	民事基本法制の整備			担当部局庁	民事局	作成責任者		
事業開始年度	不明	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	総務課	総務課長 佐藤 達文		
会計区分	一般会計			政策・施策名	基本法制の維持及び整備 I-1-(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)				関係する計画、 通知等	平成18年3月23日付け「法令外国語訳・実施推進検討会 議」最終報告を前提とする翻訳整備計画等			
主要政策・施策				主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	国民生活や企業活動の基本的枠組みを定め、私法秩序の根幹を成す民事基本法を社会・経済情勢の変化に応じて適切に整備するため、以下の施策を実施し、民事基本法整備の円滑化を図ろうとするものである。							
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	民事基本法の内容を国民にとって分かりやすいものとするともに、近年の社会・経済システムの急激な変化に適切に対処するため、外国の法制・実務について調査・研究を実施し、法整備を行う。 また、外国において我が国の法令が容易にかつ正確に理解されるため、法令の外国語訳を行う。							
実施方法	直接実施、委託・請負							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の状 況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	77	71	80	69		
		前年度から繰越し	0	0	0	0		
		翌年度へ繰越し	0	0	0	0		
		予備費等	0	0	0	0		
		計	77	71	80	69	0	
	執行額	65	52	69				
執行率 (%)	84%	73%	86%					
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度	
		成果実績	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-		
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							<input type="checkbox"/> チェック	
定量的な成果 目標の設定が困難な 場合	定量的な目標 が設定できない 理由及び定 量的な成果目 標	定量的な目標が設定できない理由			定量的な成果目標と24～26年度の達成状況・実績			
		国民生活や企業活動の基本的枠組みを定め、私法秩序の根幹を成す民事基本法の社会・経済情勢の変化に応じた適切な整備を目的とする事業であり、目標にどの程度貢献したかを数値化することは困難であるため、定量的な成果目標を設定することはできない。			民事基本法制の整備に当たった課題を適切に検討する。 各年度において、民事基本法制の整備に当たった課題を適切に検討している。			
	事業の妥当性 を検証するた めの代替的な 達成目標及び 実績	代替目標	代替指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度
	定量的な成果目標及び成果実績を定めることは困難であるため、以下を成果目標とする。 ○民事基本法の整備に当たった課題を適切に検討する。	課題検討数(法案準備数)	実績	件	18	17	16	
			目標値	件	18	17	16	-
			達成度	%	100%	100%	100%	
事業の妥当性 を検証するた めの代替的な 達成目標及び 実績	代替目標	代替指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度	
	定量的な成果目標及び成果実績を定めることは困難であるため、以下を成果目標とする。 ○民事基本法の整備に当たった課題を適切に検討する。	法制審への諮問及び提出法案の件数	実績	件	2	7	3	
			目標値	件	2	7	3	-
			達成度	%	100%	100%	100%	

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	活動実績	当初見込み					
調査研究の実施件数	活動実績	件	件	4	2	4	
	当初見込み	件	件	3	2	2	2
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	民事基本法令の外国語訳数	活動実績					
当初見込み		頁	頁	459	195	334	294
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	外国語文献の翻訳数	活動実績					
当初見込み		件	件	1	1	2	0
単位当たり コスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	X(予算執行額)÷Y(調査研究の実施件数)	単位当たり コスト					
		計算式	X/Y	19,967千円/4	5,603千円/2	13,022千円/4	-
単位当たり コスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	X(予算執行額)÷Y(民事基本法令の外国語訳頁数)	単位当たり コスト					
		計算式	X/Y	3,444千円/509頁	1,204千円/195頁	3,508千円/392頁	-
単位当たり コスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	X(予算執行額)÷Y(外国語文献の翻訳件数)	単位当たり コスト					
		計算式	X/Y	1,930千円/1件	7,348千円/1件	16,165千円/2件	-
平成27・28年度予算内訳 (単位：百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由			
	職員旅費	2					
	消耗品費	2					
	印刷製本費	10					
	通信運搬費	2					
	賃金等	34					
	雑役務費	19					
	計	69	0				

事業所管部局による点検・改善				
	項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	民事基本法制の立法・改正が、社会や経済に与える影響は非常に大きい。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	法務省の所管する民事基本法制を整備する事業であり、地方自治体、民間等に委ねることはできない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	民事基本法制の立法・改正が、社会や経済に与える影響は非常に大きい。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	各種契約の締結に当たっては、業務の内容等を踏まえた上で、原則、一般競争契約の方式により実施している。
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-	-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	一般競争入札を実施することにより、コスト削減に努めている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業の整備のために必要なものに限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	単価等の見直しを行っている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	代替指標により、事業の妥当性の検証を行っている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みに見合った実績を上げている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	社会・経済情勢の変化に応じた適切な民事基本法制の立法・改正が行われている。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	民事基本法制に関する整備を対象としており、適切な役割分担となっている。
	所管府省・部局名	事業番号	事業名	
	法務省刑事局		刑事基本法制の整備	
点検・改善結果	点検結果	本事業は、「事業の目的」に示すとおり極めて重要な施策であることから、引き続き、事業を円滑に継続していく必要があるが、各要求事項について緊急性等を精査していくこととする。		
	改善の方向性	調査研究や外国語文献の翻訳に係る単価・数量については、市場動向、過去の調達実績や類似調達事案等を踏まえ、これを適切に予算へ反映させることにより、一層の経費の節減を図っていくこととする。		

外部有識者の所見

--	--

行政事業レビュー推進チームの所見

--	--

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

--	--

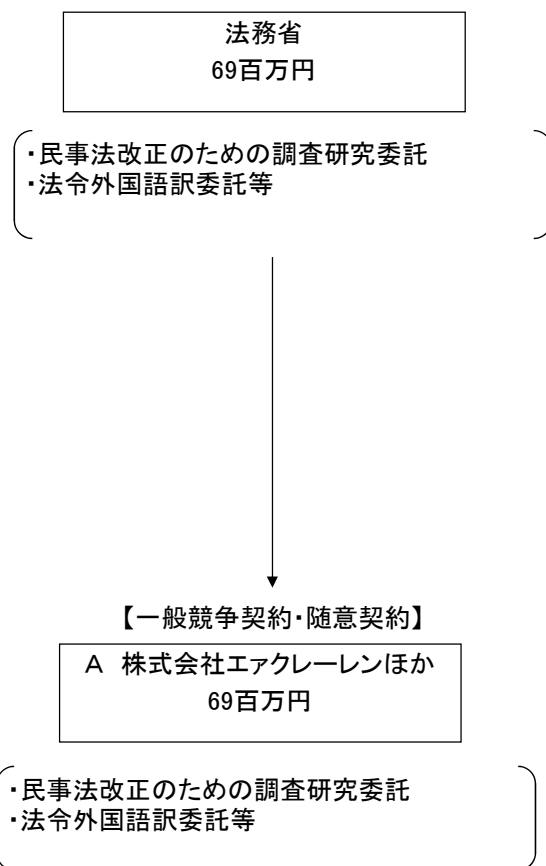
備考

--	--

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0015	平成23年度	0014	平成24年度	0015	/
平成25年度	0001	平成26年度	0001			/

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位: 百万円)

A.株式会社エアクレール			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	民事調停制度に関する外国語文献等の翻訳業務	12			
雑役務費	会社法等の法令翻訳業務	4			
計		16	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社エアクレーレン(一般競争入札)	民事調停制度に関する外国語文献等の翻訳業務	12	2	96%
2	株式会社エアクレーレン(一般競争入札)	会社法等の法令翻訳業務	4	2	62.8%
3	一般財団法人比較法研究センター(一般競争入札)	各国の離婚後の親権制度に関する調査研究業務委託	4	2	88.2%
4	一般財団法人比較法研究センター(一般競争入札)	供託制度に関する外国法制等の調査研究業務	3	2	94.5%
5	一般財団法人比較法研究センター(一般競争入札)	役員報酬の在り方に関する会社法上の論点の調査研究業務委託	2	2	83.6%
6	公益社団法人商事法務研究会(一般競争入札)	各国の相続制度に関する調査研究業務委託	4	3	97.1%
7	個人A	非常勤職員(立法作業に伴う事務補助)の雇用	4	-	-
8	個人B	非常勤職員(立法作業に伴う事務補助)の雇用	4	-	-
9	有限会社D・Y・K(一般競争入札)	ハーグ条約に係る逐条解説等の翻訳業務	3	3	55.9%
10	個人C	非常勤職員(立法作業に伴う事務補助)の雇用	3	-	-
11	個人D	非常勤職員(立法作業に伴う事務補助)の雇用	3	-	-
12	個人E	非常勤職員(立法作業に伴う事務補助)の雇用	3	-	-
13	個人G	非常勤職員(立法作業に伴う事務補助)の雇用	3	-	-
支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載			<input type="checkbox"/> チェック		

民事基本法制の整備

基本法の内容が国民にとって分かりにくい

グローバル化など、社会・経済システムが急激に変化

分かりやすい司法の実現のため、分かりやすい基本法の整備は必要不可欠

経済活性化、対日投資促進のため、基本法の整備が急務

私法秩序の根幹を成す民事基本法制は、国民の社会・経済上の要請に適切にこたえ、国民生活の安定等に不可欠な基盤形成として極めて重要

民事基本法制整備の円滑化は喫緊の重要課題

法整備の流れ

事前の資料収集・資料作成

外国語文献の翻訳



調査研究委託の実施



外国の法制や実際の運用状況を踏まえて、専門家の視点により総合的かつ詳細な調査研究を実施

法律案作成

法律成立

広報・周知

法令翻訳



グローバル化する世界で、我が国の法令が容易にかつ正確に理解されることは極めて重要

平成27年度行政事業レビューシート (法務省)									
事業名	司法書士試験等国家試験の実施			担当部局庁	民事局	作成責任者			
事業開始年度	昭和26年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課	総務課長 佐藤 達文			
会計区分	一般会計			政策・施策名	基本法制の維持及び整備 I-1-(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	司法書士法(昭和25年法律第197号)第6条第1項 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第6条第1項等			関係する計画、 通知等	-				
主要政策・施策				主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	司法書士試験、土地家屋調査士試験、司法書士簡裁訴訟代理等能力認定考査及び土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定手続は、司法書士及び土地家屋調査士の認定、簡裁訴訟代理等関係業務及び民間紛争解決手続代理関係業務を行うに当たり、必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	司法書士試験、土地家屋調査士試験、司法書士簡裁訴訟代理等能力認定考査及び土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定手続の実施								
実施方法	直接実施、委託・請負								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
		当初予算	42	40	40	38	-		
		補正予算	0	0	0	0	-		
		前年度から繰越し	0	0	0	0	-		
		翌年度へ繰越し	0	0	0	0	-		
		予備費等	0	0	0	0	-		
	計	42	40	40	38	0			
	執行額	39	36	36	-	-			
執行率(%)	93%	90%	90%	-	-				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度		
	-	-	成果実績	-	-	-	-		
	-	-	目標値	-	-	-	-		
	-	-	達成度	%	-	-	-		
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載 <input type="checkbox"/> チェック									
定量的な 成果目標 の設定が 困難な 場合	定量的な目標 が設定でき ない理由 及び定 量的な成 果目標	定量的な目標が設定できない理由		定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績					
	事業の妥当性 を検証する ための代替 的達成目標 及び実績	代替目標	代替指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度	
		定量的な成果目標及び 成果実績を定めることは困難 であるため、以下を成果 目標とする。 ○司法書士試験等を適切 に実施する。	試験の実施回数	実績	回	4	4	4	-
				目標値	回	4	4	4	-
				達成度	%	100%	100%	100%	-
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	司法書士試験等の受験者数			活動実績	人	37,075	34,868	31,584	-
				当初見込み	人	39,206	36,760	34,135	30,497
単位当たり コスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	X(予算執行額)÷Y(司法書士試験等の受験者数)			単位当たり コスト	円	1,052	1,032	1,140	-
				計算式	X/Y	39百万円÷37,075 人	36百万円÷34,868 円	36百万円÷31,584 円	-
平成 27・28 年度 予算 内訳 (単位: 百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	委員手当	4							
	諸謝金	4							
	印刷製本費	9							
	通信運搬費	11							
	賃金等	4							
	その他	6							
	計	38	0						

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	受験者数が多く、国民経済に与える影響・効果は大きい。また、法律により年1回以上の実施が義務付けられている。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	法律により実施が義務付けられた国家資格であり、試験の出題・採点・合否の決定等については、国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	受験者数が多く、国民経済に与える影響・効果は大きい。また、法律により年1回以上の実施が義務付けられている。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	ほとんどの調達を一般競争入札により行っている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	受験手数料は、本事業に係る経費等を考慮の上、政令で定められており、受益者との負担関係は妥当と考えている。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	一般競争入札を実施することにより、コスト削減に努めている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業の実施のために必要なものに限定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	受験者数の動向を反映している。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	代替指標により、事業の妥当性の検証を行っている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	おおむね見込みに見合った実績を上げている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	試験の目的が異なるため、それぞれの担当部局において実施している。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	法務省大臣官房人事課		司法試験の実施		
点検・改善結果	点検結果	本事業は、事業の目的に示すとおり極めて重要な施策であることから、引き続き事業を円滑に継続していく必要があるが、各要求事項について緊急性等を精査していくこととする。			
	改善の方向性	印刷製本及び通信運搬における単価・数量については、市場動向、過去の調査調達実績や類似調達事案等を踏まえ、これを適切に予算に反映させることにより、一層の経費の節減を図っていくこととする。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	0018	平成23年度	0017	平成24年度	0018
平成25年度	0002	平成26年度	0002		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

法務省
36百万円

〔・司法書士試験等実施に伴う問題集・答案用紙等の印刷業務委託契約、採点業務委託契約等〕



【一般競争入札・随意契約】

A 共同印刷株式会社ほか
36百万円

〔・司法書士試験等実施に伴う問題集・答案用紙等の印刷業務委託契約、採点業務委託契約等〕

資金の流れ

(資金の受け取り先が何をやっているかについて補足する)
(単位：百万円)

(注) 端数処理の関係から、一部整合しない場合がある。また、他頁の表とも、端数処理の関係から一部整合しない場合がある。

A. 共同印刷株式会社			E.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
印刷製本費	平成26年度司法書士試験における試験問題等印刷等請負業務	5			
印刷製本費	平成26年度土地家屋調査士試験における試験問題等印刷等請負業務	2			
計		7	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	共同印刷株式会社(一般競争入札)	平成26年度司法書士試験における試験問題等印刷等請負業務	5.2	2	97.5%
2	共同印刷株式会社(一般競争入札)	平成26年度土地家屋調査士試験における試験問題等印刷等請負業務	2.1	1	98.6%
3	日本通運株式会社(一般競争入札)	平成26年度司法書士試験及び土地家屋調査士試験の試験問題等の搬送業務	6.1	1	99.1%
4	個人	非常勤職員(司法書士試験等実施の事務補助)の雇用等	4	-	-
5	日本情報産業株式会社(一般競争入札)	平成26年度司法書士試験及び土地家屋調査士試験の採点処理及び成績通知書作成等業務委託	3.1	1	95.5%
6	三陽メディア株式会社(小額随契)	司法書士試験受験案内書印刷製本請負業務	1	少額随契	-
7	司法書士試験委員A	・司法書士試験委員会に対する会議出席手当及び旅費 ・司法書士試験問題作成等に対する謝金ほか	1	-	-
8	司法書士試験委員B	・司法書士試験委員会に対する会議出席手当及び旅費 ・司法書士試験問題作成等に対する謝金ほか	0.5	-	-
9	司法書士試験委員C	・司法書士試験委員会に対する会議出席手当及び旅費 ・司法書士試験問題作成等に対する謝金ほか	0.4	-	-
10	土地家屋調査士試験委員A	・土地家屋調査士試験委員会に対する会議出席手当及び旅費 ・土地家屋調査士試験問題作成等に対する謝金ほか	0.4	-	-
11	土地家屋調査士試験委員B	・土地家屋調査士試験委員会に対する会議出席手当及び旅費 ・土地家屋調査士試験問題作成等に対する謝金ほか	0.4	-	-
支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載			<input type="checkbox"/> チェック		

司法書士試験等国家試験の実施

司法書士の業務

- ・ 権利に関する登記又は供託に関する手続の代理
- ・ 裁判所等に提出する書類の作成
- ・ 簡裁訴訟代理等関係業務の実施

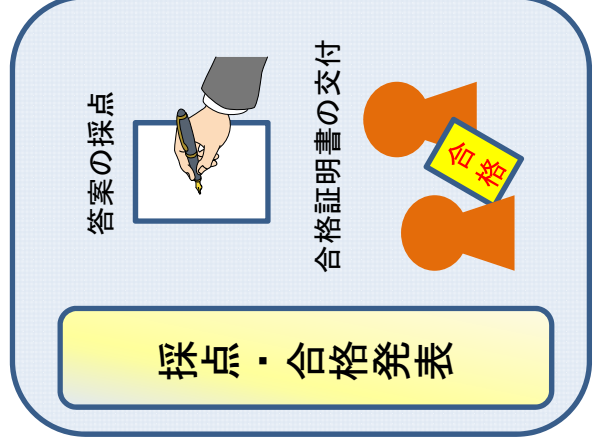
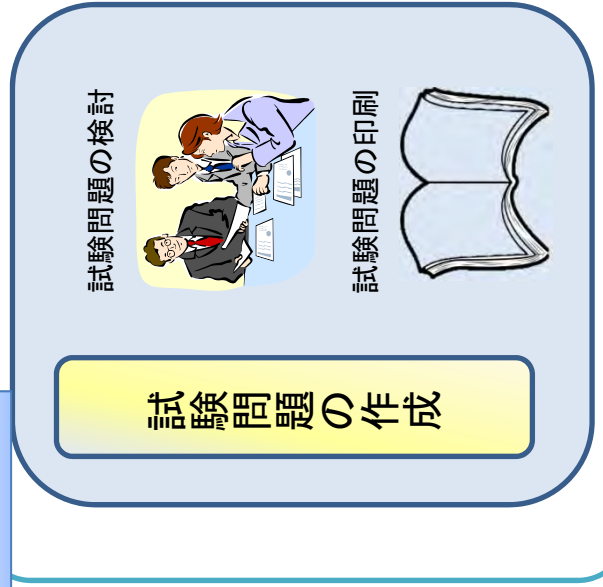
土地家屋調査士の業務

- ・ 不動産表示登記に必要な土地・家屋の調査・測量
- ・ 不動産の表示に関する登記の申請手続の代理
- ・ 筆界特定手続の代理
- ・ 民間紛争解決手続代理関係業務の実施

これらの士業者の業務の適正化を図ることにより，登記，供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し，もって国民の権利の保護・明確化に寄与

業務を適正に行うことができる知識・能力を有する者を選抜するために
司法書士試験等の各種試験等を適正かつ円滑に実施することが必要

各種試験等の流れ

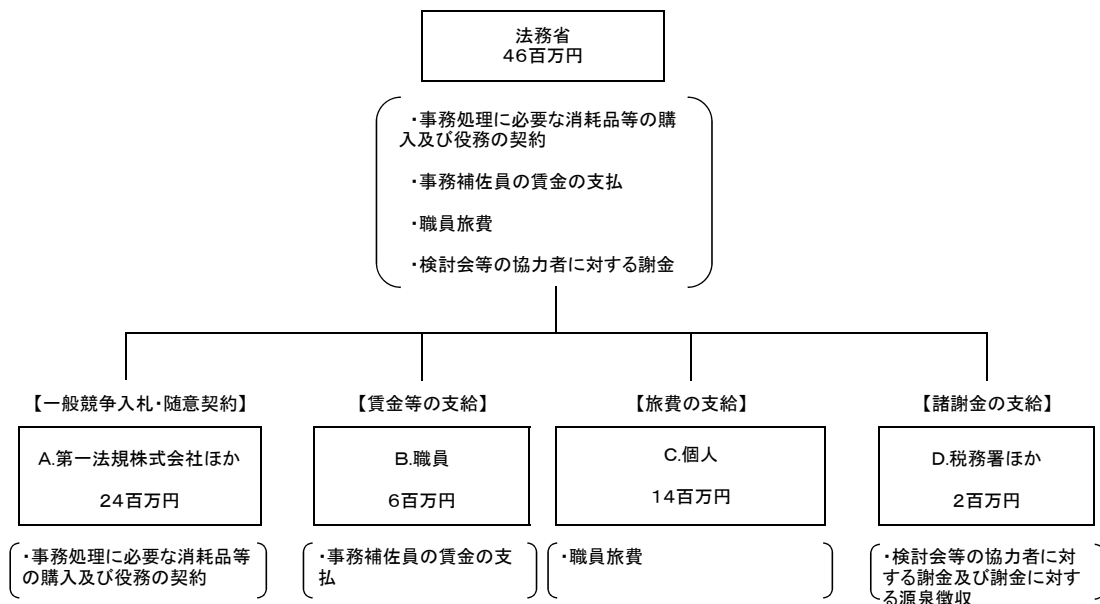


平成27年度行政事業レビューシート (法務省)

事業名	刑事基本法制の整備			担当部局庁	刑事局	作成責任者					
事業開始年度	不明	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	総務課	総務課長 伊藤栄二					
会計区分	一般会計			政策・施策名	基本法制の維持及び整備 I-1-(1)社会経済情勢に対応した基本法制の整備						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	刑法, 刑事訴訟法等			関係する計画、 通知等	-						
主要政策・施策				主要経費	その他の事項経費						
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	民事・刑事の基本法制を整備することにより、我が国にとって緊急の重要課題である治安対策について、時宜を得た対応を行うことを目的としている。										
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	近年の犯罪情勢に適切に対処するため、刑法等における処罰規定の構成要件や刑の見直し、新たな処罰規定の要否、その内容についての検証を行い、所要の法整備を行う。 また、捜査手法や公判手続及び犯罪収益規制の在り方について検討を行い、所要の法整備を行う。										
実施方法	直接実施										
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の状 況	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度要求	
		当初予算	42	46	59	55					
		補正予算	0	0	0	-					
		前年度から繰越し	0	0	0	0					
		翌年度へ繰越し	0	0	0	-					
		予備費等	0	0	0	-					
		計	42	46	59	55				0	
執行額	34	40	46								
執行率 (%)	81%	87%	78%								
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度		
					成果実績	-	-	-	-	-	
					目標値	-	-	-	-	-	
					達成度	%	-	-	-	-	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載 <input type="checkbox"/> チェック											
定量的な成果目 標の設定が困難な 場合	定量的な目標が設定できない理由				定量的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績						
	本事業は、刑法等における処罰規定の構成要件や刑の見直し等を行い、法整備を行うことを目的としており、どの程度目標を達成したか数値化することは困難であるため、定量的な成果目標を設定することはできない。				刑法等における処罰規定の構成要件や刑の見直し等を行うことを目標とし、刑事基本法制について所要の法整備が適切に実施されている。						
	代替目標		代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度		
	所管法令について所要の見直し・検討を実施している。		所管法令の件数		実績	件	74	78	79		
				目標値	-	-	-	-	-		
				達成度	%	-	-	-	-		
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	協議会・検討会・研究会等の開催回数及び調査研究の実施件数				活動実績	件	12	12	27		
				当初見込み	-	-	-	-	-		
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	法制審への諮問、法改正等法律の整備、法令協議・罰則の定めのある条例報告の件数				活動実績	件	619	751	1,223		
				当初見込み	-	-	-	-	-		
単位当たり コスト	算出根拠				単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	37,774(円/件) (X) 予算執行額 46,198,000円 (Y) 法制審への諮問、法改正等法律の整備、法令協議及び罰則の定めのある条例報告件数 1,223件				単位当たり コスト	円/件	54,393	52,755	37,774	-	
					計算式	X/Y	33,669,000 /619	39,619,000 /751	46,198,000 /1,223	-	
内訳 (単位: 百万円)	費目		27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由						
	(項)基本法制整備費		-	-							
	諸謝金		2	-							
	職員旅費		16	-							
	委員等旅費		1	-							
	庁費		36	-							
	計		55	0							

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	刑法等における処罰規定の構成要件や刑の見直し、新たな処罰規定の要否、その内容についての検証を行い、所要の法整備を行うものであり、国が実施すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	同上	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	同上	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	事務処理に必要な複写機保守料等役務やトナーの調達については、法務本省の調達部署において、他部局のもの一括して一般競争契約を行っている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	用途を事業実施のために必要なものに限定している上、コスト削減に努めており、妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	費目・用途は事業目的に対し、必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	不要の理由は、旅費等の執行計画の変更にあるものである。	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	コスト削減について、検討を重ねている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		-		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	用途を事業実施のために必要なものに限定している上、低コストで実施できている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	整備された機器等は十分活用されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	当局は刑事法を担当しているところ、民事法を担当する民事局と適切に役割分担がなされている。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
	法務省民事局	1	民事基本法制の整備		
点検・改善結果	点検結果	旅費については、ICカードを積極的に活用するなど、旅費マニュアルを適切に運用することにより、執行額の削減が図られている。また、調達している物品等についても、積極的に競争入札を実施するなどして、執行額の削減が図られている。			
	改善の方向性	本年度についても、旅費マニュアルに沿った適切な執行や、市場動向・過去の調達実績や類似調達事案等を踏まえた物品調達を励行し、更なる経費の節減に努めることとする。 さらに、調査研究の内容を精査し、優先順位の高い研究内容及び渡航先を絞ることによって、更なる経費の節減に努めるとともに、平成28年度予算に反映させることとする。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
平成26年度行政事業レビューシート事業番号0016「検察の再生に向けた取組みの実施」から組み替えたため、平成26年度から予算額及び執行額が増加している。					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	32	平成23年度	29	平成24年度	31
平成25年度	3	平成26年度	3		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を
 行っているかについて
 補足する)
 (単位：百万円)

A.第一法規株式会社			E.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
役務	役務(法情報検索データベース利用)	3			
計		3	計		0
B.職員			F.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
賃金	賃金支払等	3			
計		3	計		0
C.職員			G.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
旅費	旅費	2			
計		2	計		0
D.税務署			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
謝金	謝金に対する源泉徴収	0.2			
計		0.2	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.一般競争入札、随意契約

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	第一法規株式会社	役務(法情報検索データベース利用料)	3	随意契約	-
2	独立行政法人国立印刷局	印刷製本(法案)	3	随意契約	-
3	株式会社和幸印刷	印刷製本(法案)	3	随意契約	-
4	レクシスネクシス・ジャパン株式会社	役務(外国法律文献等検索用データベース利用)	2	随意契約	-
5	富士ゼロックス株式会社	役務(複写機保守料)	2.4		71.5%
6	株式会社第一文真堂	物品購入(コピー用紙)	1.2		99.2%
7	JAPANEEDS LIMITED	役務(通訳料)	1	随意契約	-
8	株式会社エレクトロニック・ライブラリー	役務(地上デジタルテレビ放送のクリッピング業務)	0.8	随意契約	-
9	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社	役務(複写機保守料)	0.7	1	100%
10	株式会社サンボ	物品購入(書庫)	0.5	随意契約	-

B.賃金等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員A	賃金	3	-	-
2	職員B	賃金	3	-	-

C.旅費の支給

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員A	職員旅費	2	-	-
2	職員B	職員旅費	1	-	-
3	職員C	職員旅費	1	-	-
4	名鉄観光サービス株式会社	職員旅費	1	-	-
5	職員D	職員旅費	0.9	-	-
6	職員E	職員旅費	0.6	-	-
7	職員F	職員旅費	0.6	-	-
8	職員G	職員旅費	0.6	-	-
9	職員H	職員旅費	0.5	-	-
10	職員I	職員旅費	0.5	-	-

D.諸謝金の支給

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	税務署	謝金に対する源泉徴収	0.2	-	-
2	個人A	会議出席者謝金	0.2	-	-
3	個人B	会議出席者謝金	0.2	-	-
4	個人C	会議出席者謝金	0.1	-	-
5	個人D	会議出席者謝金	0.1	-	-
6	個人E	会議出席者謝金	0.1	-	-
7	個人F	会議出席者謝金	0.1	-	-
8	個人G	会議出席者謝金	0.1	-	-
9	個人H	会議出席者謝金	0.1	-	-
10	個人I	会議出席者謝金	0.1	-	-

支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載

チェック

刑事基本法制の整備

「法務省設置法（平成11年法律第93号）

（任務）

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関する争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第4条 法務省は前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

基本法制の必要性

基本法制とは、社会の安定に不可欠な基盤であり、きわめて重要

社会経済情勢の複雑化・多様化

様々な違法行為や複雑な不正行為の発生

治安及び社会経済秩序の維持

社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応

刑事基本法制の整備
・ 法律の改正
・ 新たな法律の作成

平成13年4月、社会経済情勢に対応した基本法制の整備に積極的、集中的に取り組むため、
『民事・刑事基本法制プロジェクトチーム』を設置

主な取組内容

協議会、検討会、研究会等の開催

基本法制の整備に当たり、法務省内での検討に資するため、各分野（主に刑事法）における有識者との協議会等を開催

海外の法制及び運用の調査・検討

我が国と同様の課題を抱える諸外国での取組等を調査

【近年の立法作業の状況】

- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律
- 刑事訴訟法等の一部を改正する法律
- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律
- 刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律
- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

平成27年度行政事業レビューシート (法務省)

事業名	法教育の推進			担当部局庁	大臣官房司法法制部			作成責任者
事業開始年度	不明	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	司法法制課			司法法制課長 西山卓爾
会計区分	一般会計			政策・施策名	司法制度改革の成果の定着に向けた取組(法教育の推進) I-2-(4)(0008)			
根拠法令(具体的な条項も記載)	-			関係する計画、通知等	司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)			
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立を図るため、法教育を推進する。							
事業概要(5行程度以内。別添可)	法曹関係者、学者、教育関係者等の有識者で構成する法教育推進協議会及び法教育広報部会(以下「協議会等」という。)を実施し、協議会等において報告された法教育に関する最新の情報、協議の状況等を情報提供すること及び法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、広報活動、法教育に関する支援活動・助言等を行うことにより、法教育の更なる普及・充実に努める。							
実施方法	直接実施、委託・請負							
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	6	16	14	14		
		前年度から繰越し	0	0	0	0		
		翌年度へ繰越し	0	0	0	0		
		予備費等	0	0	0	0		
		計	6	16	14	14	0	
	執行額	5	12	9				
	執行率(%)	83%	75%	64%				
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度
		成果実績	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								<input checked="" type="checkbox"/> チェック
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定量的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定量的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績			
		協議会等において、法教育の発展に向けた協議や情報交換を行うとともに、法教育に関する広報活動、協力、支援等を行うことにより、法教育の更なる発展を図ることを目的としている事業であるため、数値で定量的な成果を示すことが困難である。			国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立を図るため、法教育を推進する。			
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度
	小学校等の学習指導要領に記載されている、法に関する教育を実施するための参考となる資料を配布する	法教育教材の配布数	実績	校	-	20,816	10,493	
			目標値	校	-	20,816	10,493	-
			達成度	%	-	100%	100%	
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	協議会等の開催回数	活動実績	回	6	5	7		
		当初見込み	回	4	4	4	4	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	協議会等の開催に係る執行経費/協議会等の開催回数	単位当たりコスト	千円	272	198	219	-	
		計算式	千円/回	1,632/6	992/5	1,538/7	-	
平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	1						
	職員旅費	0.8						
	委員等旅費	0.6						
	庁費	12						
	計	14.4	0					

事業所管部局による点検・改善			
項目		評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○ 国民一人ひとりが法や司法の役割を十分に認識し、裁判員制度を始めとする司法の国民的基盤確立を図ることを目的としている事業であるところ、これまでも法教育授業を実施するなどして法教育の推進に向けた成果を挙げてきているものの、未だ学校現場等では必ずしも十分に浸透しているとは言い難い現状もうかがえることから、これまで以上に法教育の更なる普及・充実にに向けた取組が必要である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○ 広く国民一般を対象としている事業の目的に照らし、国が積極的に助言・支援等を行う必要がある事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○ 司法制度改革の成果の定着に向けた取組みとして、法教育の推進は必要かつ適正な事業であり、政策体系の中で優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○ 支出先の選定に当たっては一般競争入札を行うなど、競争性を確保し適切に選定している。
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○ 単位当たりのコストについては、費用対効果を最大限に挙げるべく、効果的な協議会等の開催に努めてきた結果であり、妥当なものである。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○ 費目・使途については、いずれも事業目的に真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○ 適切な予算執行を図るため、一般競争入札等を実施した結果に基づくものであり妥当である。
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○ 協議会等の開催に当たっては、協議事項等について、重要性及び必要性等を十分に検討した上で開催するように努めるなど、協議会等の効率化に向けた工夫を行っている。
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		-
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○ 協議会等において、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性等について、協議や情報交換等を行っており、法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用できる最も効果的な手段・方法と考えられる。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○ 協議会等の開催については、協議事項の突発的発生や開催の必要性等により、見込みと実績に差が生じることはやむを得ないものであるが、おおむね見込みに見合ったものと判断できる。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	本件事業は、必要性、効率性、有効性のいずれも満たしている。協議会等の開催に当たっては、協議事項等について、重要性及び必要性等を十分に検討した上で開催するように努めており、効果的かつ充実した協議会等が開催されている。	
	改善の方向性	法教育の推進に資するため、引き続き、重要性及び必要性等を十分に検討した上で協議事項等を決定し、効果的な協議会等の開催を実現するように努めるとともに、予算執行においては、より一層効率的な執行に努めてまいりたい。	
外部有識者の所見			
行政事業レビュー推進チームの所見			

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

--	--

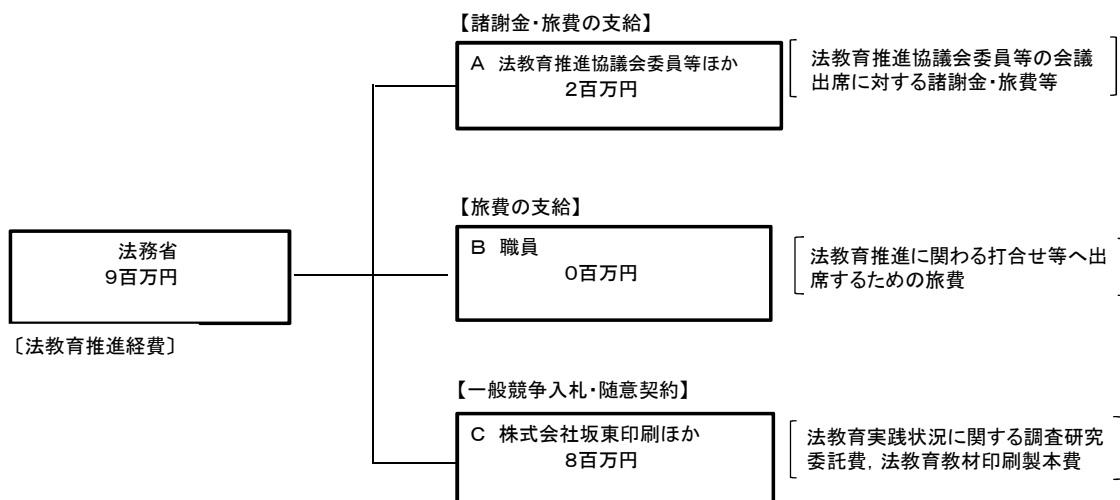
備考

--	--

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0008	平成23年度	0008	平成24年度	0008	/
平成25年度	0009	平成26年度	0008			/

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.法教育推進協議会委員等			E.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0
B.職員			F.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.株式会社坂東印刷			G.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
印刷製本費	法教育教材印刷製本費	5			
計		5	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	法教育推進協議会等の会議出席に対する諸謝金・旅費等	0.3	-	-
2	個人B	法教育推進協議会等の会議出席に対する諸謝金・旅費等	0.2	-	-
3	個人C	法教育推進協議会等の会議出席に対する諸謝金・旅費等	0.2	-	-
4	個人D	法教育推進協議会等の会議出席に対する諸謝金・旅費等	0.1	-	-
5	個人E	法教育推進協議会等の会議出席に対する諸謝金・旅費等	0.1	-	-
6	個人F	法教育推進協議会等の会議出席に対する諸謝金・旅費等	0.1	-	-
7	麴町税務署	謝金の源泉徴収	0.1	-	-
8	個人G	法教育推進協議会等の会議出席に対する諸謝金・旅費等	0.1	-	-
9	個人H	法教育推進協議会等の会議出席に対する諸謝金・旅費等	0	-	-
10	個人I	法教育推進協議会等の会議出席に対する諸謝金・旅費等	0	-	-

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員A	旅費	0	-	-
2	職員B	旅費	0	-	-
3	職員C	旅費	0	-	-
4	職員D	旅費	0	-	-

C

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社坂東印刷	法教育教材印刷製本等委託費	5	5	70.6%
2	株式会社エデュケーショナルネットワーク	法教育の実践状況に関する調査研究委託費	2	5	68.8%
3	敷島印刷株式会社	法教育マスコットキャラクター投票用ポスター等印刷ほか	0.3	随意契約	-
4	株式会社会議録研究所	会議用速記録作成	0	随意契約	-
5	アテネ株式会社	法教育マスコットキャラクター表彰状作成	0	随意契約	-
6	株式会社オオニシ	法教育マスコットキャラクター法務大臣表彰式写真	0	随意契約	-
7	株式会社福本園	会議用飲料水	0	随意契約	-
支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載			<input type="checkbox"/> チェック		

やってみよう!

考えてみよう

法教育



法務省では、**法教育の普及・促進に力を入れています!**

法教育とは...

法律専門家ではない一般の人々が法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育です。

法務省



平成15年7月

法務省に「法教育研究会」※が発足

※我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うことが目的。

・教員向け教材「はじめの法教育」の作成(平成16年度)



平成16年11月

「法教育研究会」が法務省に「報告書」を提出

・我が国における法教育の在り方について、16回にわたる会議を開催して検討を行い、更に法教育を普及・発展させていく一つの方向性を指し示すため、報告書として取りまとめたことにも、報告書の内容を具体化した4つの教材(ルールづくり、私法と消費者保護、憲法の意義、司法)を試案的に作成。

平成17年5月

法務省に「法教育推進協議会」※が発足

※広く国民の皆様に対して法教育を普及するための施策に取り組む必要があることから、法教育研究会の報告書の趣旨を踏まえつつ、法教育をどのように推進していくかなどについて、多角的な視点から検討することが目的。

- ・教員向け教材「はじめの法教育Q&A」の作成(平成18年度)
- ・法教育懸賞論文コンクールの実施(平成22年度～25年度)
- ・法教育授業の実践状況についての実情調査(平成24年度～)
- ・小学生向け補助教材の作成(平成25年度)
- ・法教育リーフレットの作成(平成25年度)



法務省における これまでの取組

✓ 取組例 1

教員向けの研修や児童・生徒向けの授業へ法務省職員を派遣しています！

もちろん無料です！



なお、2012年度には、約2,300回の開催、約82,000人の参加実績があります。



💡 派遣依頼等の連絡先

御照会や御相談などお気軽にお問い合わせください。

法務省大臣官房同法制部
司法法制課 司法制度第二係

☎ 03-3580-4111
(内線2362)

✉ housei06@moj.go.jp



✓ 取組例 2

法教育教材を作成しています！



(教材例)

- ・「もめごとの解決と国民の司法参加・ルールづくり」
- ・「模擬裁判をやってみよう」
- ・「『約束』ってなんだろう??」



💡 トピックス

以下の法務省HPに教材を掲載しておりますので、ぜひ御活用ください。

「法教育に関する教材」

URL

<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>



そのほか、小学生向け、中学生向け、高校生向けの教材を数多く作成しています。

取組例 ③

「法の日フェスタ」の実施や、「法教育シンポジウム」の共催をしています。



「法の日フェスタ」における法務省職員による中学生を対象とした法教育授業風景



トピックス

「法の日フェスタ」は「法の日」にあたる10月1日頃に開催されています。

「法教育シンポジウム」は日本司法支援センター（愛称「法テラス」）と共催しています。



法務省では、

学校の先生方と強力なタッグを組んで、
法教育を推進していきたいと思っています！



なんなりと御相談ください！



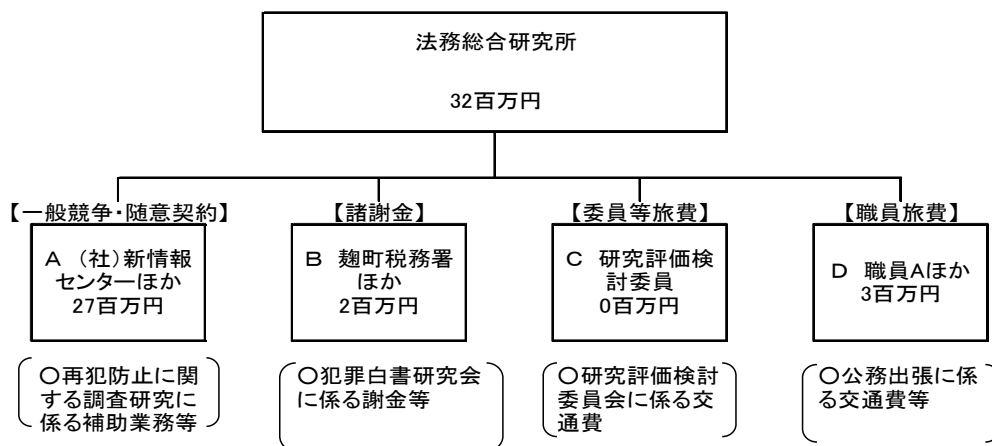
平成27年度行政事業レビューシート

法務省

事業名		法務に関する調査研究		担当部局	法務総合研究所			作成責任者
事業開始年度	昭和34年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務企画部総務課			総務企画部副部長 茂木 善樹
会計区分	一般会計			政策・施策名	法務に関する調査研究 I-3-(1)法務に関する調査研究			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	法務省設置法第4条第6号 法務省組織令第61条、第62条第1項第1号			関係する計画、 通知等	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008 犯罪被害者基本計画(平成17年12月)			
主要政策・施策	科学技術・イノベーション、子ども・若者育成支援、障害者施策、犯罪被害者等施策			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	検察、裁判、矯正及び更生保護の各分野における諸政策の今日的課題に関して、各分野を横断する幅広い実証的調査・研究を実施し、刑事政策の立案・実施等に資する基礎資料を提供する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	経常研究として、犯罪の動向・犯罪者の処遇に関する調査・研究を行い、その成果を「犯罪白書」として発表する。特別研究として、法務本省の各局が抱える刑事政策の課題に関する調査・研究を行い、その成果を「研究部報告」等として取りまとめる。							
実施方法	直接実施、委託・請負							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	31	33	34	38	0	
	執行額	29	31	32				
	執行率(%)	94%	94%	94%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度
	毎年度、調査研究の成果(犯罪白書・研究部報告)が記事において利用(引用)された本数が120本以上となるようにする	調査研究の成果(犯罪白書・研究部報告)が記事において利用(引用)された本数	成果実績	本	113	123	132	
			目標値	本	120	120	120	120
			達成度	%	94.2%	102.5%	110%	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							<input type="checkbox"/> チェック	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	調査研究(犯罪白書・研究部報告)に係る個別研究の実施数	活動実績	本	592	307	344		
		当初見込み	本	375	448	426	414	
単位当たり コスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	年度執行額/調査研究(犯罪白書・研究部報告)に係る個別研究の実施数	単位当たりコスト	円	48,986	100,977	93,023	91,787	
		計算式	円/本		29,000,000/592	31,000,000/307	32,000,000/344	38,000,000/414
平成27・28年度 予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	2						
	職員旅費	4						
	委員等旅費	0						
	試験研究費	32						
	計	38	0					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	本事業は、国民の安全を守るため、有効な刑事政策を立案、検討するための基礎資料の提供を目的とするものであって、その目的は、国民や社会のニーズを的確に反映したものである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業の性質上、その実証的な研究は、法務省以外の研究機関での実施が著しく困難であるため、法務省で行う必要性が高い事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	本事業は、国民の安全を守るため、有効な刑事政策を立案、検討するための基礎資料の提供を目的とするものであって、政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業であり、また、優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	予算の執行に当たっては、一般競争入札又は複数者から見積を取得しての随意契約を実施して、競争性の確保に努めている等、支出先の選定は妥当である。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	上記のとおり競争性を確保するなどし、コスト等の水準の適正を図っている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	予算の執行に当たっては、支出の妥当性、相当性を勘案し、事業目的に必要なものに限定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	成果実績は前年度に比して向上しており、成果目標に見合ったものとなっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績は前年度に比して向上しており、見込みに見合ったものとなっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	成果物については継続的に活用されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	本事業は、法務省関係部局において、諸施策を有効適切に実施するための基礎資料を提供することを目的とするものであり、優先度が高く、研究課題の選定においても事業目的に必要なものに限定され、成果物も十分に活用されている。			
	改善の方向性	今後も時宜にかなった課題を選定するよう努め、調査・研究の内容、手法等を精査することとしたい。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	0071	平成23年度	0067	平成24年度	0074
平成25年度	0010	平成26年度	0009		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何をやっているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.一般社団法人新情報センター			E.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
雑役務費	再犯防止に関する調査研究に係る補助業務	8			
雑役務費	調査票入力・集計・データ作成業務等	0.7			
計		8.7	計		0
B.麴町税務署			F.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.研究評価検討委員A			G.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.職員A			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	一般社団法人新情報センター (一般競争入札)	再犯防止に関する調査研究に係る補助業務	8.1		99.9%
2	一般社団法人新情報センター (少額随契)	調査票入力・集計・データ作成業務等	0.7	随意契約	-
3	日経印刷株式会社 (一般競争入札)	平成26年度版犯罪白書印刷業務	4.2		98.9%
4	株式会社キタジマ (一般競争入札)	2013年版犯罪白書英文資料及び研究部報告印刷業務	3.5		81.7%
5	日本アイ・ピー・エム株式会社 (性質随契)	SPSS(統計ソフト)研修	3	随意契約	-
6	株式会社極東書店 (性質随契)	外国法律文献等検索システム利用料	1	随意契約	-
7	丸善株式会社 (性質随契)	外国雑誌等購入費	1	随意契約	-
8	朝日梱包株式会社 (一般競争入札)	印刷物梱包発送業務	1.2		91.1%
9	新日鉄住金ソリューションズ株式会社 (性質随契)	犯罪白書HTMLコンテンツアップロード作業等	1	随意契約	-
10	株式会社日本翻訳センター (少額随契)	外国語文献翻訳作業	0.7	随意契約	-
11	株式会社モリイチ (少額随契)	SPSSライセンス購入費等	0.6	随意契約	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	麹町税務署	諸謝金に対する源泉徴収	0.2	-	-
2	個人A	研究会出席	0.1	-	-
3	個人B	研究会出席	0.1	-	-
4	個人C	研究会出席	0.1	-	-
5	個人D	研究会出席	0.1	-	-
6	株式会社サイマル・インターナショナル	通訳	0.1	-	-
7	個人E	研究会出席	0.1	-	-
8	個人F	研究会出席	0.1	-	-
9	個人G	研究会出席	0.1	-	-
10	個人H	研究会出席	0.1	-	-

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	研究評価検討委員A	研究評価検討委員会出席に係る交通費	0	-	-
2	研究評価検討委員B	研究評価検討委員会出席に係る交通費	0	-	-
3	研究評価検討委員C	研究評価検討委員会出席に係る交通費	0	-	-
4	研究評価検討委員D	研究評価検討委員会出席に係る交通費	0	-	-
5	研究評価検討委員E	研究評価検討委員会出席に係る交通費	0	-	-

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員A	公務出張に係る交通費等	0.7	-	-
2	名鉄観光サービス株式会社	旅費業務アウトソーシングによる代理受領	0.6	-	-
3	職員B	公務出張に係る交通費等	0.5	-	-
4	職員C	公務出張に係る交通費等	0.5	-	-
5	職員D	公務出張に係る交通費等	0.4	-	-
6	職員E	公務出張に係る交通費等	0.2	-	-
7	職員F	公務出張に係る交通費等	0.2	-	-
8	職員G	公務出張に係る交通費等	0.1	-	-
9	職員H	公務出張に係る交通費等	0.1	-	-
10	職員I	公務出張に係る交通費等	0.1	-	-

支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載

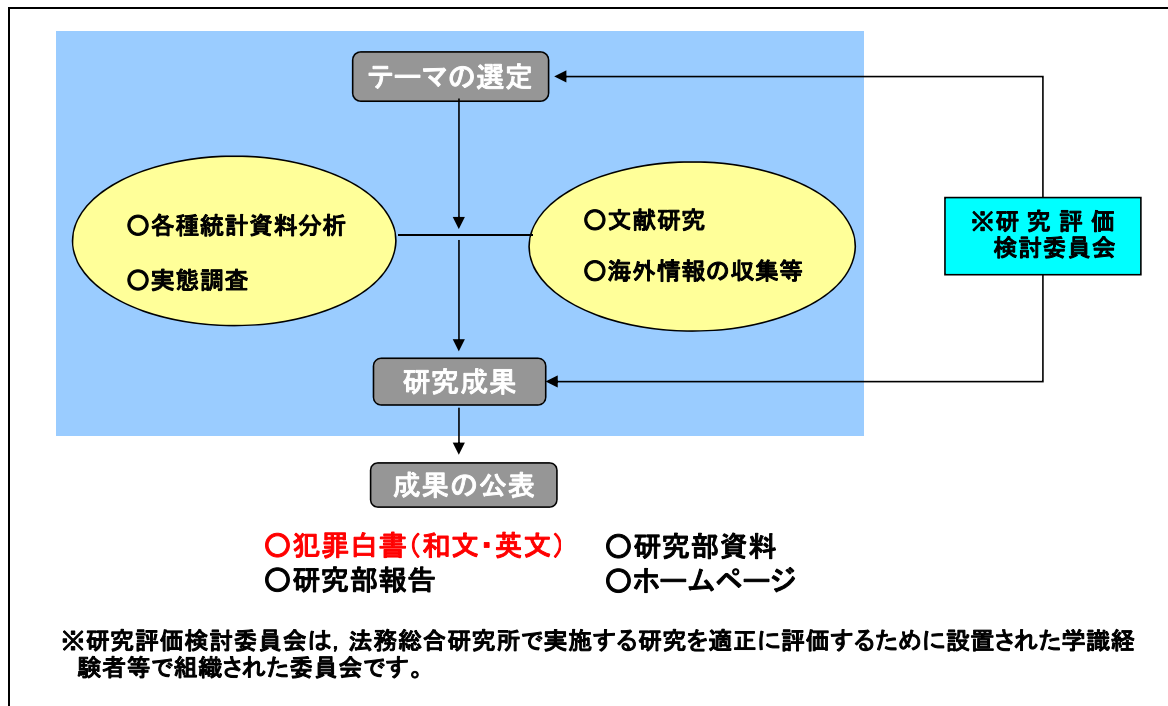
チェック

研究部

治安回復のための施策や実務に役立つ研究

研究部は、犯罪の防止・抑制に有用な施策の立案や法務省の業務に資するよう、犯罪動向や犯罪者の処遇等について、各種統計資料の分析、実態調査、海外情報の収集等の幅広い調査・研究を行い、その成果を取りまとめて公表しています。

研究の流れ



- 沿革
 - 昭和34年4月 法務総合研究所に研究部門(研究1, 2部)設置
 - 平成10年4月 研究部門が法務省浦安総合センターに移転
 - 同 13年4月 研究1部と2部を統合し, 研究部に改組
- 所掌事務
 - (1) 刑事政策に関し, 総合的な調査及び研究の企画及び立案, 関係諸科学の基本的研究及び研究の成果に基づく総合的対策に関する調査及び研究を行うこと。
 - (2) 犯罪の予防, 刑罰の効果並びに矯正保護の技術及び効果に関する実証的研究を行うこと。

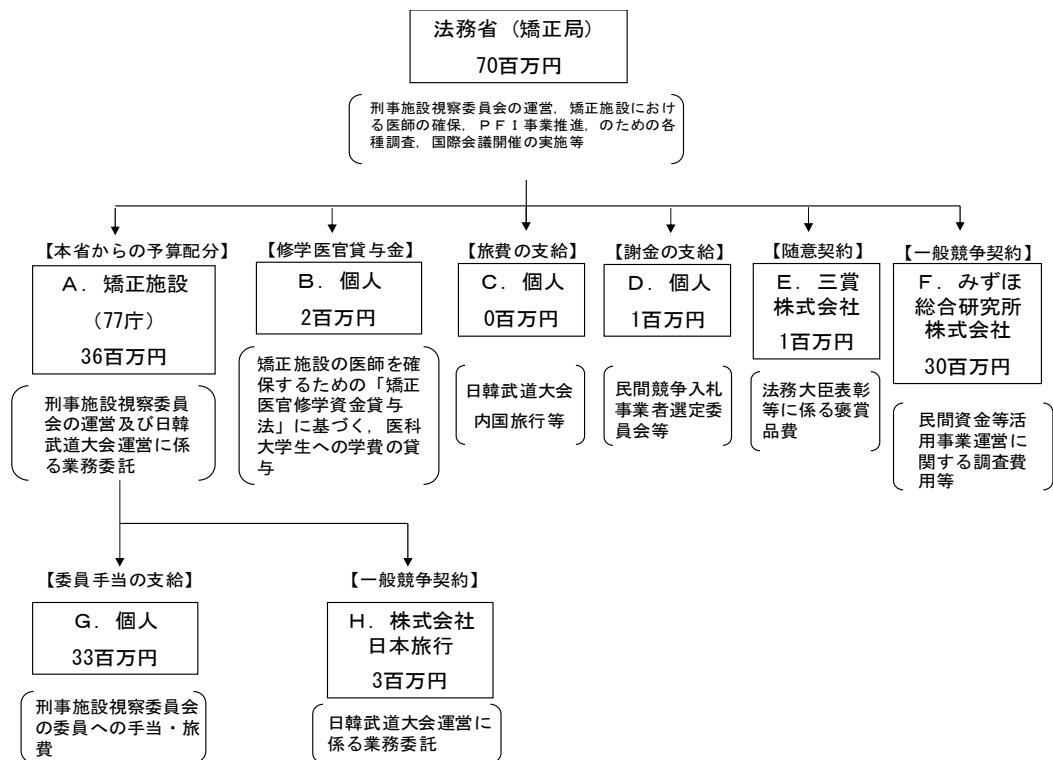
平成27年度行政事業レビューシート

(法務省)

事業名	矯正の企画調整の実施			担当部局庁	矯正局	作成責任者			
事業開始年度	不明	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課	総務課長 大橋 哲			
会計区分	一般会計			政策・施策名	矯正処遇の適正な実施 II-5-(1)矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備				
根拠法令(具体的な条項も記載)	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等			関係する計画、通知等	-				
主要政策・施策				主要経費	その他の事項経費				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	矯正施設に対する本省の企画調整機能として、①各刑事施設、少年院及び少年鑑別所の視察委員会の円滑な運営を図る。②矯正施設の医師を目指す医学生に対する支援を行う。③PFI事業等の官民協働運営事業の安定的な運用を図ることを目的としている。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	①刑務所、少年刑務所、拘置所の各刑事施設には、刑事施設の運営の透明性を確保し、国民に理解され、支えられる刑事施設を維持することを目的として、地域住民や外部有識者等を構成員とする、刑事施設視察委員会が設置されている。また、各少年院及び少年鑑別所においても、新法の施行により、本年度から刑事施設と同様に視察委員会が設置される予定である。 ②矯正施設の医師を確保することを目的として、「矯正医官修学資金貸与法」に基づき、大学卒業後に矯正施設の医療に従事する意思のある医学生に対する学費の補助を行っている。 ③刑事施設で実施しているPFI事業等について、事業運営を行うことによって生じる事業者とのリスク分担などに関する諸問題を解決し、運営の適正化を図っている。								
実施方法	直接実施								
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		補正予算	▲ 4	0	0	0			
		前年度から繰越し	0	0	0	0			
		翌年度へ繰越し	0	0	0				
		予備費等	0	0	0				
		計	148	104	108	161	0		
	執行額	119	89	70					
執行率(%)	80%	86%	65%						
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度	27年度	
	刑事施設の運営の透明性を確保し、国民に理解され、支えられる矯正施設を維持するため、刑事施設1施設当たり年間6回、少年施設においては年間4回適正に開催する。	視察委員会の実施回数	成果実績	回	6.2	6.2	6.2		
			目標値	回	6	6	6	10	
			達成度	%	103.3%	103.3%	103.3%		
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							<input type="checkbox"/> チェック		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込			
	矯正の企画調整機能として、刑事施設及び少年施設の視察委員会を実施する。(実施延べ施設数)	活動実績	施設	77	77	77			
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込			
	矯正施設の医師を目指す医学生に対する支援を行う。(医学生に対する学費の補助件数)	活動実績	件	1	3	3			
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込			
	PFI事業等について、諸問題を解決しつつ運営の適正化を図る。	活動実績	-	-	-	-			
単位当たりコスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込			
	実績額/矯正施設の視察委員会年間延べ開催回数(委員は4名から10名で構成)(円/回)	単位当たりコスト	円	60,027	60,690	66,416	79,200		
		計算式	千円/回	28,753/479	28,949/477	31,747/478	67,954/858		
平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	委員手当	68							
	諸謝金・褒賞品費	3							
	職員旅費・委員等旅費	8							
	庁費	11							
	民間資金等活用事業調査費	64							
	貸費生貸与金	7							
計	161	0							

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	矯正施設の適正な運用等に資するための事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	同上		
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	同上		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	同上		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-			
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	同上		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	同上		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	委員のうち地方公共団体職員等が委員等手当の受取を辞退する場合等の不支給が要因である。		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	-				
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	刑事施設の適正な運営のために開催される刑事施設視察委員会を年6回計画し、達成している。		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	同上		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)				
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	<p>刑事施設視察委員会は、各刑事施設の収容規模等によって10名以内の委員で構成され、刑事施設の運営の透明性を確保等するため、刑事施設の視察、委員会の開催、被収容者との面接等がなされており、委員会からの意見を受け、改善が必要な場合は各刑事施設の長が適切な措置を講じており、平成26年度は、576件の意見に基づき、393件(速報値)の改善措置を講じるとともに、その他の意見についても対応を検討している。</p> <p>なお、各少年院及び少年鑑別所においても、新法の施行により、本年度から刑事施設と同様に7名以内の委員で構成される視察委員会を設置予定である。</p> <p>矯正施設の医師不足は深刻である中、平成25年度は新たに修学生となった者が1名おり、引き続き、矯正医官の確保に向けて検討する余地がある。</p> <p>PFI事業は、今後も安定した事業運営をする必要があることから、高度で専門的な知識を有する企業等から金融・企業経営等の専門的知識の支援を受けているものである。</p>			
	改善の方向性	<p>矯正施設の医師不足は深刻であることから、引き続き、矯正医官の確保に向けての検討を図る。</p> <p>PFI事業は、引き続き、高度で専門的な知識を有する企業等から金融・企業経営等の専門的知識の支援を受け、内容の充実を図る。</p>			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	0047	平成23年度	0043	平成24年度	0046
平成25年度	0023	平成26年度	0019		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

A.			E.三賞株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
	各会計機関への予算配布	36			
計		36	計		0
B.個人			F.みずほ総合研究所株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
			外部委託	民間資金等活用事業運営に関する調査費等	30
計		0	計		30
C.個人			G.個人		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.個人			H.株式会社日本旅行		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
			その他	日韓武道大会運営に係る業務委託	3
計		0	計		3

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	医科大生への学費貸与	0.6	-	-
2	個人B	医科大生への学費貸与	0.6	-	-
3	個人C	医科大生への学費貸与	0.6	-	-

C

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	日韓矯正職員親善武道大会等内国旅費	0.1	-	-
2	個人B	日韓矯正職員親善武道大会等内国旅費	0.1	-	-
3	個人C	日韓矯正職員親善武道大会等内国旅費	0.1	-	-
4	個人D	日韓矯正職員親善武道大会等内国旅費	0.1	-	-
5	個人E	日韓矯正職員親善武道大会等内国旅費	0.1	-	-
6	個人F	日韓矯正職員親善武道大会等内国旅費	0.1	-	-
7	個人G	日韓矯正職員親善武道大会等内国旅費	0.1	-	-

D

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	民間競争入札等事業者選定等謝金	0.1	-	-
2	個人B	民間競争入札等事業者選定等謝金	0.1	-	-
3	個人C	民間競争入札等事業者選定等謝金	0.1	-	-
4	個人D	民間競争入札等事業者選定等謝金	0.1	-	-
5	個人E	専門家会議謝金	0.1	-	-
6	個人F	専門家会議謝金	0.1	-	-
7	個人G	専門家会議謝金	0.1	-	-
8	個人H	専門家会議謝金	0.1	-	-
9	個人I	専門家会議謝金	0.1	-	-
10	個人J	専門家会議謝金	0.1	-	-

E

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三賞株式会社	法務大臣表彰等に係る褒賞品の支給	0.4	随意契約	-
2	公益財団法人矯正協会	矯正局長表彰等に係る褒賞品の支給	0.3	随意契約	-
3	株式会社船倉	矯正局長表彰等に係る褒賞品の支給	0.1	随意契約	-

F

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	みずほ総合研究所株式会社	PF1方式による刑事施設の運営事業等に関するモニタリング業務	30	2	56.4%

G

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	刑事施設視察委員会への手当等の支給	0.1	-	-
2	個人B	刑事施設視察委員会への手当等の支給	0.1	-	-
3	個人C	刑事施設視察委員会への手当等の支給	0.1	-	-
4	個人D	刑事施設視察委員会への手当等の支給	0.1	-	-
5	個人E	刑事施設視察委員会への手当等の支給	0.1	-	-
6	個人F	刑事施設視察委員会への手当等の支給	0.1	-	-
7	個人G	刑事施設視察委員会への手当等の支給	0.1	-	-
8	個人H	刑事施設視察委員会への手当等の支給	0.1	-	-
9	個人I	刑事施設視察委員会への手当等の支給	0.1	-	-
10	個人J	刑事施設視察委員会への手当等の支給	0.1	-	-

H

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社日本旅行	日韓武道大会運営に係る業務委託	3	3	99.6%
支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載			<input type="checkbox"/> チェック		

矯正の企画調整の実施

視察委員会の設置

目的

刑事施設の運営の透明性を確保し、国民に理解され、支えられる刑事施設を維持することを目的として、刑務所、少年刑務所及び拘置所の各刑事施設に設置

➤ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第7条

施設の規模等に応じて10名以内で組織・・・弁護士、医師、地方公共団体の職員等



少年院・少年鑑別所においても設置

本年6月1日からの新法の施行で設置を明記・・・施設の規模等に応じて7名以内で組織

● 視察委員会の業務

矯正施設内の視察 **被収容者との面接** **被収容者から提出される書面の確認及び調査・ヒアリング**

➡ **矯正施設の長に対して運営に関する意見を提出**

矯正施設においては視察委員会から提出された意見に対し改善措置の検討

アドバイザーの活用

PF1手法を活用した民間委託



美祿センター



島根あさひセンター



黒羽刑務所



静岡刑務所



笠松刑務所



大阪拘置所



加古川刑務所



喜連川センター



播磨センター



岩国刑務所



高知刑務所



府中刑務所



立川拘置所

新たに検討している事業



国際法務
総合センター

事業期間が長期であり継続的に第三者の専門的知識による助言が必要

民間のシンクタンクとアドバイザー契約を締結

財務モニタリング

運営事業モニタリング

新たな事業モデルの検討

その他専門的業務

矯正医官修学金貸与制度

将来、矯正施設の医師として勤務し、矯正医療に従事しようとする医学生に対して修学金を貸与し、矯正施設の職員の充実に資することを目的とした制度



申請

修学金貸与



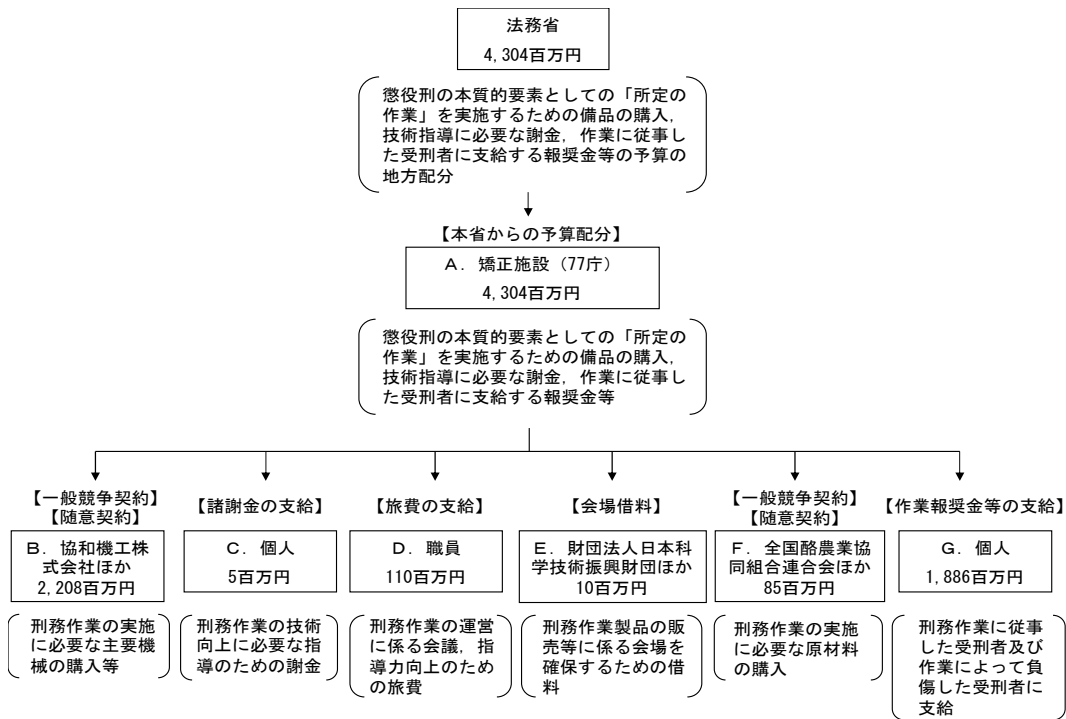
大学卒業後、一定期間勤務を継続した場合返還債務の免除

平成27年度行政事業レビューシート (法務省)

事業名	社会復帰に必要な刑務所作業の実施			担当部局庁	矯正局			作成責任者	
事業開始年度	不明	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課			総務課長 大橋 哲	
会計区分	一般会計、東日本大震災復興特別会計			政策・施策名	矯正処遇の適正な実施 II-5-(1)矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 II-5-(2)矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施				
根拠法令(具体的な条項も記載)	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等			関係する計画、通知等	犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008 「世界一安全な日本」創造戦略 再犯防止に向けた総合対策				
主要政策・施策				主要経費	その他の事項経費				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	懲役刑は、刑法において、「刑事施設に拘留して所定の作業を行わせる。」と定められており、刑務所、少年刑務所などの刑事施設において、懲役受刑者を釈放後の就労に有利な刑務作業に従事させ、技術を習得させることを目的としている。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	刑務所、少年刑務所等の刑事施設に収容された懲役受刑者は、刑法が定める「所定の作業」を行う義務を負っており、刑務作業は、規則正しい勤労生活の維持、規律ある生活態度の醸成、勤労意欲の向上、職業的な知識や技能の習得など、矯正処遇の根幹となる事業である上、民間企業からの受注によって得た作業収入は、国家財政に少なからず寄与している。								
実施方法	直接実施								
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
		補正予算	▲ 83	321	72				
		前年度から繰越し	0	0	0	0			
		翌年度へ繰越し	0	0	0				
		予備費等	0	0	0				
		計	4,471	4,780	4,398	4,219	0		
	執行額	4,355	4,681	4,304					
	執行率 (%)	97%	98%	98%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度	年度
			成果実績	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-		
			達成度	%	-	-	-		
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載 <input type="checkbox"/> チェック									
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24～26年度の達成状況・実績				
		刑務作業については、刑法で義務付けられたものであり、受刑者の勤労意欲の向上等を目標に実施している事業であることから、定量的な成果目標を示すことができない。			刑法で義務付けられている所定の作業の実施、矯正処遇として就労に有利な作業に従事させ、技術を習得させる。				
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度	年度
	刑法で義務付けられている所定の作業の実施、矯正処遇として就労に有利な作業に従事させ、技術を習得させる。		実績	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-		
			達成度	%	-	-	-		
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	刑法で義務付けられている所定の作業の実施、矯正処遇として就労に有利な作業に従事させ、技術を習得させている。	活動実績	施設	77	77	77			
		当初見込み	施設	77	77	77	77		
単位当たりコスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	実績額/施設数(百万円/施設数)	単位当たりコスト	百万円	57	61	56	-		
		計算式	百万円/施設	4,355/77	4,681/77	4,304/77	-		
平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	被収容者作業報奨金・諸謝金	1,919							
	作業業務旅費	116							
	作業諸費	2,074							
	作業場等借料・原材料費	98							
	賠償償還及払戻金	1							
	被収容者作業死傷手当	11							
計	4,219	0							

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	刑務作業の実施は刑法に規定する懲役刑であるところ、受刑者の勤労意欲を向上させ、出所後の社会復帰を目的に実施している事業であることから、国民や社会のニーズを的確に反映している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	同上	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	刑務作業の実施は刑法に規定する懲役刑そのものである。また、刑務作業によって得られた作業収入は、国家財政に少なからず寄与している。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	懲役刑を執行する上で必要不可欠である主要機械等の購入や、受刑者の出所後当面の生活費となる作業報奨金等の経費として支出されている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	懲役刑を執行する上で必要不可欠である主要機械等の購入や、受刑者の出所後当面の生活費となる作業報奨金等の経費として支出されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	刑事施設で懲役刑を受刑させ、出所後の社会生活に向けた勤労意欲の向上、職業的な知識や技能の習得などの取組を実施している。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	同上	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	同上	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	刑務作業は、各施設の実情を踏まえて作業量を確保しており、厳しい予算事情の中、競争入札の実施による効率的な予算執行に努めているほか、作業指導者に対する謝金の執行、作業運営等に係る会議の開催、刑務作業を民間に広く周知するための活動など、各施設の実情に合わせた効率的な予算執行を行っている。			
	改善の方向性	各施設の実情を踏まえた刑務作業量を確保し、引き続き、競争入札の実施による効率的な予算執行に努めるとともに、就業見込み人員について精査を行うなどして経費の削減を図る。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	0043	平成23年度	復興-0006 0039	平成24年度	0042-1, 2
平成25年度	0029	平成26年度	0023		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)

A.			E.財団法人日本科学技術振興財団		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
	各会計機関への予算配布	4,304	その他	会場借料	7
計		4,304	計		7
B.協和機工株式会社			F.全国酪農業協同組合連合会		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
物品購入	集塵排気装置の購入	53	物品購入	飼料等の購入	9
計		53	計		9
C.個人			G.個人		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
			その他	受刑者に対する作業報奨金	2
計		0	計		2
D.職員A			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	協和機工株式会社	集塵排気装置の購入	53	3	87.7%
2	株式会社やくしん	金属加工機器の購入	48	5	81.6%
3	近江ユニキャリア販売株式会社	フォークリフトバッテリー等の購入	30	2	85.5%
4	神姫産業株式会社	金属加工機器の購入	25	2	88%
5	ミスタニ機販株式会社	ペンディングローラーの購入	23	1	86.5%
6	株式会社大東機工	木材加工機器の購入	16	2	86.5%
7	大三商会株式会社	洋裁機器の購入	13	随意契約	-
8	北越商事株式会社	印刷機器の購入	12	3	90.9%
9	株式会社日本パーカーライズ ング	塗装機器の購入	12	2	82.8%
10	伊並産業株式会社	溶接機器の購入	12	2	89.2%

C

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	被收容者の作業指導に係る指導謝金	0.7	-	-
2	個人B	被收容者の作業指導に係る指導謝金	0.5	-	-
3	個人C	被收容者の作業指導に係る指導謝金	0.4	-	-
4	個人D	被收容者の作業指導に係る指導謝金	0.4	-	-
5	個人E	被收容者の作業指導に係る指導謝金	0.4	-	-
6	個人F	被收容者の作業指導に係る指導謝金	0.4	-	-
7	個人G	被收容者の作業指導に係る指導謝金	0.4	-	-
8	個人H	被收容者の作業指導に係る指導謝金	0.4	-	-
9	個人I	被收容者の作業指導に係る指導謝金	0.4	-	-
10	個人J	被收容者の作業指導に係る指導謝金	0.4	-	-

D

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員A	刑務作業の運営に必要な会議等に係る旅費	0.3	-	-
2	職員B	刑務作業の運営に必要な会議等に係る旅費	0.3	-	-
3	職員C	刑務作業の運営に必要な会議等に係る旅費	0.3	-	-
4	職員D	刑務作業の運営に必要な会議等に係る旅費	0.3	-	-
5	職員E	刑務作業の運営に必要な会議等に係る旅費	0.3	-	-
6	職員F	刑務作業の運営に必要な会議等に係る旅費	0.3	-	-
7	職員G	刑務作業の運営に必要な会議等に係る旅費	0.3	-	-
8	職員H	刑務作業の運営に必要な会議等に係る旅費	0.3	-	-
9	職員I	刑務作業の運営に必要な会議等に係る旅費	0.3	-	-
10	職員J	刑務作業の運営に必要な会議等に係る旅費	0.2	-	-

E

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	財団法人日本科学技術振興財 団	全国矯正展会場使用料	7	公募	-
2	株式会社コンベンションリン ゲージ	矯正展(地方)開催に係る会場借料	1	随意契約	-
3	興和株式会社	矯正展(地方)開催に係る会場借料	0.1	随意契約	-

F

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全国酪農業協同組合連合会	飼料等の購入	9	2	98%
2	株式会社ササキ種苗	肥料等の購入	6	3	96.2%
3	有限会社旭川農園	肥料等の購入	3	3	92.5%
4	吉川産業株式会社	飼料等の購入	2	2	98%
5	MPアグロ株式会社	農業用薬剤等の購入	2	随意契約	-
6	美保産業株式会社	培養土等の購入	1	随意契約	-
7	佐藤産業株式会社	培養土等の購入	1	随意契約	-
8	サツラク農業協同組合	肥料等の購入	1	随意契約	-
9	北海道コスモグリーン株式 会社	肥料等の購入	1	随意契約	-
10	平林物産株式会社	種等の購入	1	随意契約	-

G

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	刑務作業に従事した受刑者に対する作業報奨金	2	-	-
2	個人B	刑務作業に従事した受刑者に対する作業報奨金	2	-	-
3	個人C	刑務作業に従事した受刑者に対する作業報奨金	2	-	-
4	個人D	刑務作業に従事した受刑者に対する作業報奨金	1	-	-
5	個人E	刑務作業に従事した受刑者に対する作業報奨金	1	-	-
6	個人F	刑務作業に従事した受刑者に対する作業報奨金	1	-	-
7	個人G	刑務作業に従事した受刑者に対する作業報奨金	1	-	-
8	個人H	刑務作業に従事した受刑者に対する作業報奨金	1	-	-
9	個人I	刑務作業に従事した受刑者に対する作業報奨金	1	-	-
10	個人J	刑務作業に従事した受刑者に対する作業報奨金	1	-	-
支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載			<input type="checkbox"/> チェック		

社会復帰に必要な刑務作業の実施

刑務作業の意義

- 我が国の自由刑の中心である懲役刑の本質的要素である「所定の作業」を具体化するもの
- 受刑者の改善更生上、重要な機能を有する処遇方策
- 受刑者処遇の基本をなすもの

刑務作業の機能

1. 規則正しい勤労生活を維持させ、規律ある生活態度を習得させること。
2. 共同作業を通じて望ましい社会共同生活への順応性を養うこと。
3. 勤労意欲を養成すること。
4. 職業的な技能及び知識を付与すること。
5. 与えられた作業目標の達成を通じて忍耐力ないし集中力を養うこと。

受刑者の改善更生を促進

刑務作業の種類

【生産作業】

物品を製作する作業及び労務を提供する作業

- ・ 金属・洋裁・木工、農業等の業種を実施
- ・ 就業人員：約39,000人（H27.3月末）
- ・ 全国で約2,200社の企業と契約



洋裁

金属



木工



農業

刑務作業の意義

1. 刑法第12条第2項「所定の作業」の実施
2. 受刑者の改善更生
3. 集団管理の方策
4. 国家財政への寄与（H26年度歳入 約41億円）

【自営作業】

刑事施設内における炊事、洗濯等の経理作業、建物等の修繕等の営繕作業

- ・ 炊事、洗濯、理髪、営繕等の作業
- ・ 就業人員：約8,800人（H27.3月末）



洗濯



炊事



調理

【社会貢献作業】

- ・ 社会に貢献していることを受刑者が実感することで改善更生及び円滑な社会復帰に資する作業
- ・ 無償で実施
- ・ 通学路等の除雪作業や植生保全のための除草作業など15件実施

(H27.3月末)

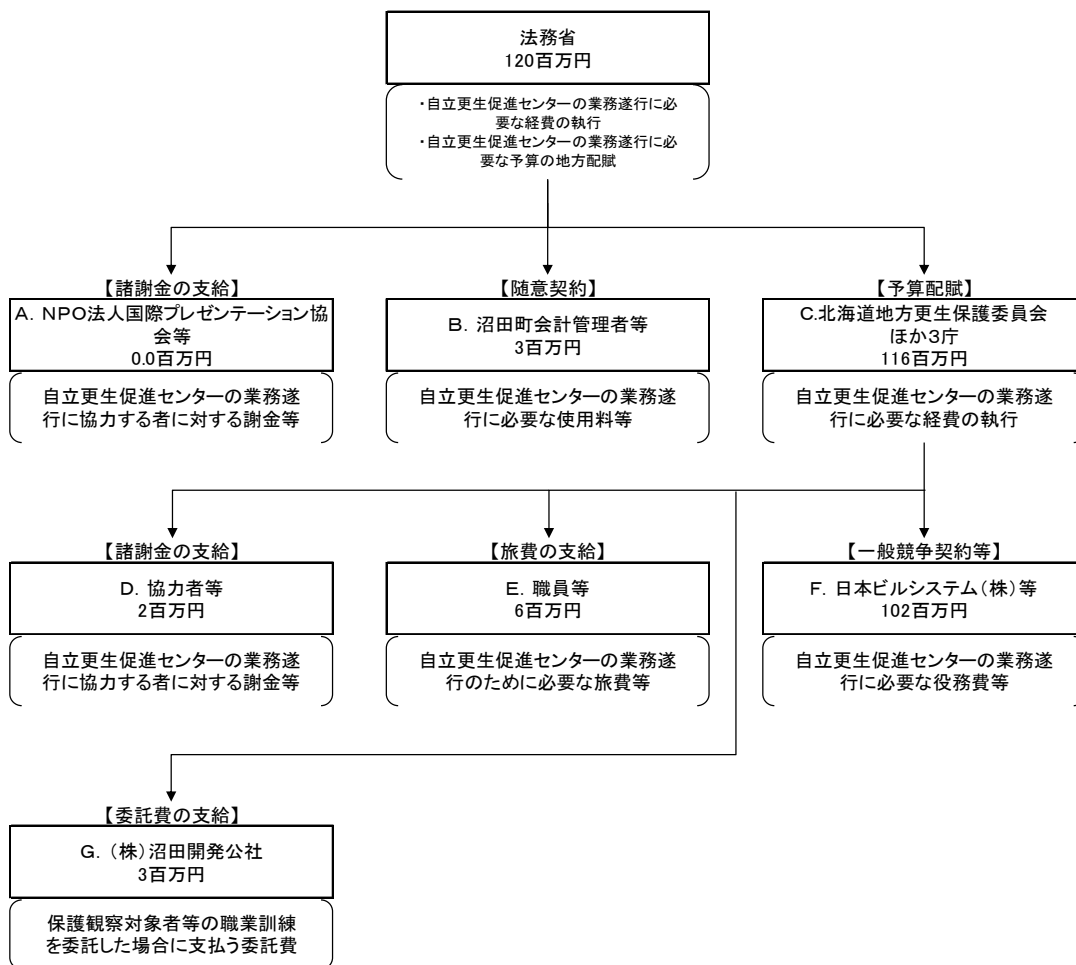
平成27年度行政事業レビューシート

(法務省)

事業名	自立更生促進センターの運営			担当部局	保護局			作成責任者
事業開始年度	平成19年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	観察課			処遇企画官 押切 久遠
会計区分	一般会計			政策・施策名	更生保護活動の適切な実施 II-6-(1) 保護観察対象者等の改善更生等			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	更生保護法(平成19年法律第88号)第29条第1号ほか			関係する計画、通知等	「「世界一安全な日本」創造戦略」等			
主要政策・施策	子ども・若者育成支援			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	刑務所出所者等の再犯防止と改善更生を図り、安全・安心な国や地域づくりを推進するため、保護観察所に配置された保護観察官による濃密な指導監督や手厚い就労支援等を行うことを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	刑務所出所者等に対し、宿泊場所(保護観察所に附設)を提供して、保護観察官による濃密な指導監督や手厚い就労支援等を実施するもの。 なお、特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する「自立更生促進センター」が福島県及び福岡県に、主として農業等の職業訓練を行う「就業支援センター」が北海道及び茨城県に設置されている。							
実施方法	直接実施							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	155	126	120	118		
		前年度から繰越し	0	0	0	0		
		翌年度へ繰越し	0	0	0	0		
		予備費等	0	0	0	0		
		計	155	126	120	118	0	
	執行額	104	106	116				
	執行率(%)	67%	84%	97%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 32年度	
	平成32年までにセンター退所者のうち就労に至った者の割合を80%にする	センター退所者のうち就労に至った者の割合	成果実績	%	72	72.2	60.7	
			目標値	%	76	76.1	77.8	80
			達成度	%	94.7%	94.9%	78%	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							<input type="checkbox"/> チェック	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	センター入所者の延べ滞在日数	活動実績	日	7,066	7,158	7,786		
		当初見込み	日	11,315	11,315	11,315	11,315	
単位当たりコスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	執行額/延べ日数	単位当たりコスト	円	14,718	14,809	14,899	10,429	
		計算式	執行額/日数	104百万円/7,066件	106百万円/7,158件	116百万円/7,786件	118百万円/11,315件	
平成27・28年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	2						
	更生保護業務旅費等	8						
	帰住援護旅費	0.2						
	更生保護業務庁費	92						
	保護観察所入所者食糧費	10						
	更生保護委託費	6						
計	118.2	0						

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	刑務所出所者等に対し、国が直接宿泊場所を提供するとともに指導監督・就労支援等を行うことから、国が実施するものであり、かつ優先度が高い事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	同上	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	同上	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札を実施することにより、競争性の確保やコスト削減に努めている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	同上	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	費目・用途については、本事業の目的に即したものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	一般競争入札を実施することにより、競争性の確保やコスト削減に努めている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		△	活動実績は見込みを下回ったものの、入所者の適切な処遇に努めている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	同上	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		△	同上	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	協議会を開催する等して処遇内容の共有化を図っている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	本事業は、刑務所出所者等の再犯防止及び改善更生を図るため、保護観察官による濃密な指導監督及び手厚い就労支援を行っており、極めて重要な事業である。本事業の予算執行に当たっては、旅費についてICカードを積極的に活用するなど、旅費マニュアルを適切に運用することにより、執行額の削減が図るとともに、調達している物品等についても、市場動向・過去の調達実績や類似調達事案等を踏まえた物品調達を励行し、更なる経費の節減に努めている。			
	改善の方向性	本事業については、職員の出張頻度等について、更に精査し、見直しを図る。また、一般競争入札を実施することによって競争性の確保やコスト削減に努め、一層の経費縮減を図るよう努める。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	0052	平成23年度	0048	平成24年度	0053
平成25年度	0040	平成26年度	0032		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補
足する)
(単位: 百万円)

(注) 端数処理の関係から、一部整合しない場合がある。また、他頁の表とも、端数処理の関係から一部整合しない場合がある。

A.NPO法人国際プレゼンテーション協会			E.職員A		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0
B.沼田町会計管理者			F.株式会社日本ビルシステム		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
使用料	就農支援実習農場の使用料	3	雑役務費	センター給食業務の委託料	6
			食糧費	入所者の食糧費	3
計		3	計		9
C.北海道地方更生保護委員会			G.株式会社沼田開発公社		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
予算配賦	会計機関への予算配賦	37	委託費	職業訓練の委託費	3
計		37	計		3
D.個人A			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で表情が
 分かるように記
 載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	NPO法人国際プレゼンテーション協会	センター業務の協力者に対する謝金	0	-	-
2	個人A	センター業務の協力者に対する謝金	0	-	-
3	個人B	センター業務の協力者に対する謝金	0	-	-
4	麴町税務署	所得税の納付	0	-	-

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	沼田町会計管理者	就農支援実習農場の使用料	3	随意契約	-
2	株式会社福田印刷	就業支援センターパンフレット印刷費	0.1	随意契約	-

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道地方更生保護委員会	会計機関への予算配賦	37	-	-
2	九州地方更生保護委員会	会計機関への予算配賦	28	-	-
3	東北地方更生保護委員会	会計機関への予算配賦	28	-	-
4	関東地方更生保護委員会	会計機関への予算配賦	23	-	-
5	四国地方更生保護委員会	会計機関への予算配賦	0	-	-
6	中国地方更生保護委員会	会計機関への予算配賦	0	-	-
7	近畿地方更生保護委員会	会計機関への予算配賦	0	-	-
8	中部地方更生保護委員会	会計機関への予算配賦	0	-	-

D.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	センター業務の協力者に対する謝金	8	-	-
2	個人B	センター業務の協力者に対する謝金	0.3	-	-
3	健和会大手町病院	医療謝金	0.2	-	-
4	個人C	センター業務の協力者に対する謝金	0.2	-	-
5	個人D	センター業務の協力者に対する謝金	0.1	-	-
6	個人E	センター業務の協力者に対する謝金	0.1	-	-
7	個人F	センター業務の協力者に対する謝金	0.1	-	-
8	個人G	センター業務の協力者に対する謝金	0.1	-	-
9	個人H	センター業務の協力者に対する謝金	0.1	-	-

E.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員A	自立更生促進センターの業務遂行のために必要な旅費	0.1	-	-
2	職員B	自立更生促進センターの業務遂行のために必要な旅費	0.1	-	-
3	職員C	自立更生促進センターの業務遂行のために必要な旅費	0.1	-	-
4	職員D	自立更生促進センターの業務遂行のために必要な旅費	0.1	-	-
5	職員E	自立更生促進センターの業務遂行のために必要な旅費	0.1	-	-
6	職員F	自立更生促進センターの業務遂行のために必要な旅費	0.1	-	-
7	職員G	自立更生促進センターの業務遂行のために必要な旅費	0.1	-	-
8	職員H	自立更生促進センターの業務遂行のために必要な旅費	0.1	-	-
9	職員I	自立更生促進センターの業務遂行のために必要な旅費	0.1	-	-

F.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社日本ビルシステム	センター給食業務の委託費	9	1	94%
2	キョウワセキュリオン株式会社	警備業務の委託費	8	3	64.9%
3	朝日警備保障株式会社	警備業務の委託費	7	4	95%
4	新日本給食株式会社	センター給食業務の委託費	7	1	90%
5	株式会社日京クリエイト	センター給食業務の委託費	6	3	93.4%
6	富士産業株式会社	センター給食業務の委託費	6	2	86%
7	東京電力株式会社	電気料	2	随意契約	-
8	個人A	賃金職員の雇上経費	2	-	-
9	東北電力株式会社	電気料	2	随意契約	-
10	厚生労働省年金局	社会保険料	2	-	-

G.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社沼田開発公社	職業訓練の委託費	3	-	-
支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載			<input type="checkbox"/> チェック		

自立更生促進センター

- 民間の更生保護施設では受入れ困難な刑務所出所者等を受入れ一時的な住居を提供
- 保護観察官が直接、濃密な指導監督と手厚い就労支援を実施



就業支援センター

主として農業等の職業訓練を実施

◎ 沼田町就業支援センター（北海道沼田町）

- 平成19年10月に開所
- 男子12人の定員
 - ・主に少年院仮退院者
- 農業訓練を実施
 - ・沼田町の農場に委託



◎ 茨城就業支援センター（茨城県ひたちなか市）

- 平成21年9月に開所
- 成人男子12人の定員
 - ・将来農業に従事する意思のある仮釈放者及び満期釈放者等
- 農業訓練を実施
 - ・農林水産省及び厚生労働省と連携し、県内の農業者等に公共職業訓練として委託



自立更生促進センター

特定の問題性に応じた重点的・専門的な処遇を実施

◎ 北九州自立更生促進センター（北九州市）

- 平成21年6月に開所
- 成人男子14人の定員（仮釈放者）
- 入所者の問題性に応じた指導再犯防止プログラムの実施
- 手厚い就労支援
 - 協力雇用主、ハローワークの活用
- タルク等と連携した薬物依存回復訓練の実施



◎ 福島自立更生促進センター（福島市）

- 平成22年8月に開所
- 成人男子20人の定員（仮釈放者）
- 入所者の問題性に応じた指導再犯防止プログラムの実施
- 手厚い就労支援
 - 協力雇用主、ハローワークの活用



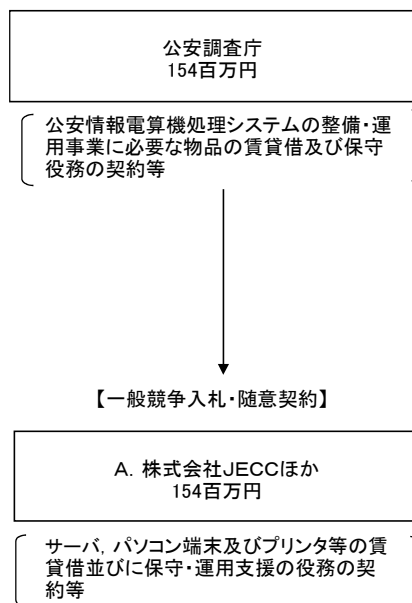
平成27年度行政事業レビューシート

法務省

事業名	公安情報電算機処理システムの整備・運用			担当部局	公安調査庁		作成責任者	
事業開始年度	昭和62年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務部総務課		総務課長 木下 雅博	
会計区分	一般会計			政策・施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 II-7-(1)破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	破壊活動防止法 第27条 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 第5条, 第7条, 第29条			関係する計画、通知等	世界最先端IT国家創造宣言			
主要政策・施策				主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当庁の基幹システムである公安情報電算機処理システムの安定的・効率的な整備運用を図る。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	当該システムは、本庁と地方支分部局間のオンライン化により、収集・分析した情報を迅速に集約・データベース化して一元的・総合的に共有・管理するものであり、本件事業は、システムの運用に必要な機器等の賃借及び保守の委託等に関するものである。							
実施方法	直接実施							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	0	0	0	0		
		前年度から繰越し	0	0	0	0		
		翌年度へ繰越し	0	0	0	0		
		予備費等	0	0	0	0		
		計	121	124	158	146	0	
	執行額	144	123	154				
	執行率(%)	119%	99%	97%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度
	稼働率100%	稼働率	成果実績	%	100	99.9	100	
			目標値	%	100	100	100	100
			達成度	%	100%	99.9%	100%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	利用者数	活動実績	人	1,441	1,461	1,459		
		当初見込み	-	-	-	-	-	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	X 年間執行額(円) / Y 年間システム利用者(人)	単位当たりコスト	円	100,083.9	83,991	105,273.8	-	
		計算式	x/y		144,220,965/1,441	122,710,826/1,461	153,594,466/1,459	-
平成27年度 予算内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	(目)団体等調査業務庁費	146						
	計	146	0					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	破壊的団体等の規制に関する調査等を円滑に遂行する上で不可欠な当庁の基幹システムを安定的・効率的に整備・運用することは、国際テロ等の脅威が高まる中で、治安に対する国民や社会のニーズを的確に反映している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	公共の安全確保に関する業務については、国の責任において実施すべきものであり、地方自治体への移管や民間等への委託には馴染まない。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	本システムは当庁の基幹システムであり、本事業は破壊的団体等の規制に関する調査等を円滑に遂行する上で、必要かつ適切な事業であり、優先度も高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	物品等の調達に当たっては、仕様等の見直しにより広く応札者を募るなどして、競争性を確保するとともに、会計法令に従い、適正な手続により支出先を選定している。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	一括調達や国庫債務負担行為を活用した複数年契約等を推進するなどしてコストの削減に取り組んでおり、単位当たりコストは妥当である。なお、前年度と比較し、単位当たりコストが増加している理由は、一部購入整備した端末の更新に当たり、平成25年度末にリース契約としたことに伴い、平成26年度から新たに年間分のリース料が発生等したためである。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	費目・用途については、事業目的を達成するために必要なものに限定して執行をしている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	本システムの安定的な稼働を達成できており、成果目標に見合ったものとなっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	公安調査官は、調査・分析業務を行うに当たり、本システムを日常的に使用しており、十分に活用されている。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	上記のとおり、事業の効率性及び有効性についてはおおむね評価できるものとする。			
	改善の方向性	本事業では、物品の賃借や役務の提供契約について、本庁において一括調達を実施するとともに、システム機器の賃貸借契約については、国庫債務負担行為を活用し、複数年契約とすることでコストの削減を図っている。引き続き、保守状況の実績等を踏まえ、保守条件や工数・単価など仕様を更に精査し、契約内容の見直しを進める。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	75	平成23年度	71	平成24年度	78
平成25年度	48	平成26年度	38		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.株式会社JECC			E.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
物品賃借料	システム機器	71			
計		71	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0

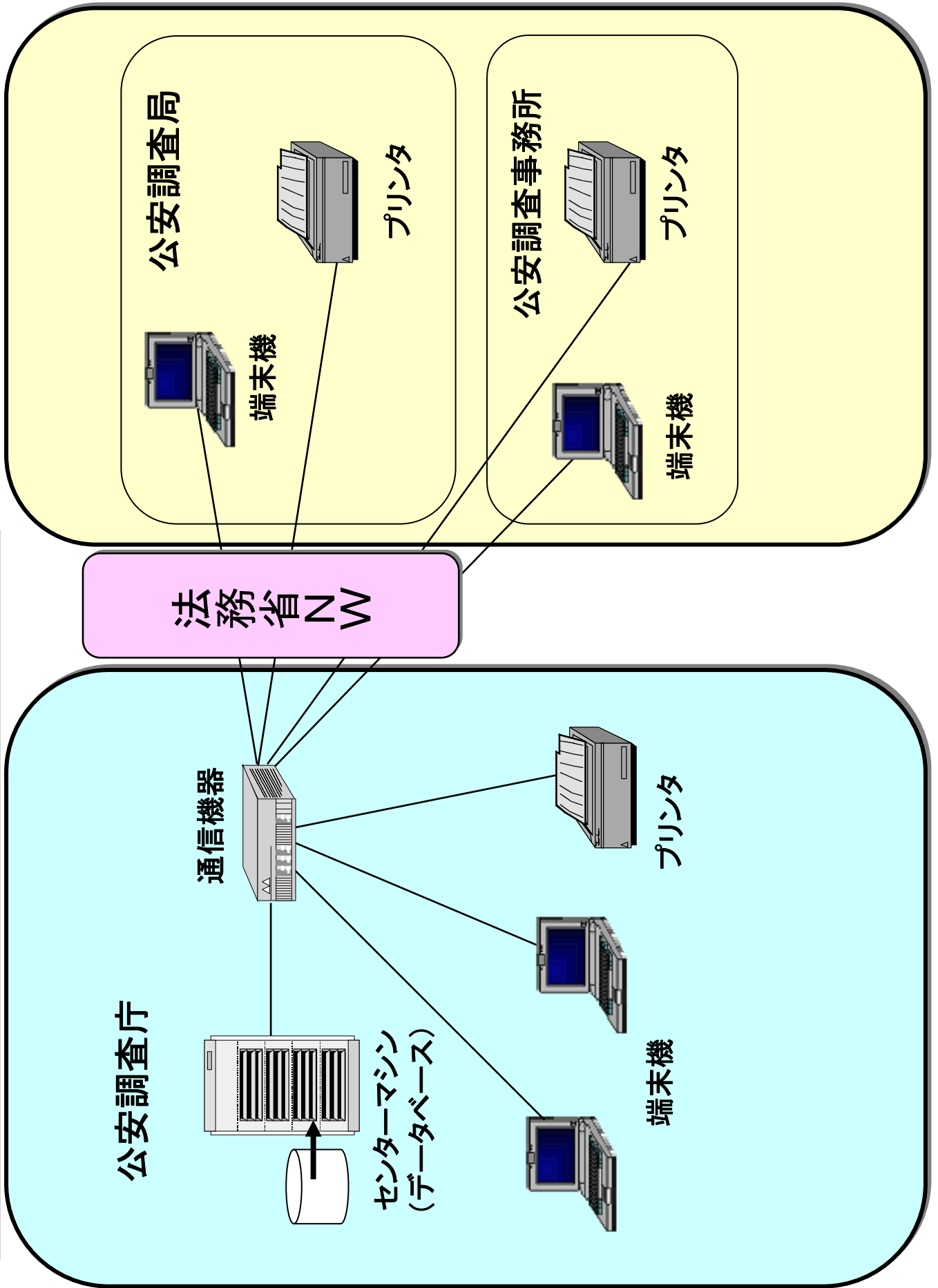
費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社JECC(平成24年度に一般競争入札を実施)	システム機器賃借(サーバ等)(国庫債務負担行為)	44	1	97.5%
2	株式会社JECC(平成25年度に一般競争入札を実施)	システム機器賃借(通信機器)(国庫債務負担行為)	12	1	99.3%
3	株式会社JECC(平成25年度に一般競争入札を実施)	システム機器賃借(パソコン)(国庫債務負担行為)	11	2	96.5%
4	株式会社JECC(平成22年度に一般競争入札を実施)	システム機器賃借(カード型パスワード生成機)(国庫債務負担行為)	4	1	96.8%
5	東芝ソリューション株式会社	システム保守・運用支援	23	1	99.7%
6	東芝ソリューション株式会社	システム機器設定(パソコン)	8	随意契約	-
7	東芝ソリューション株式会社	システム機器設定(カード型パスワード生産機)	2	随意契約	-
8	東芝ソリューション株式会社	システム機器設定(プリンタ)	1	随意契約	-
9	株式会社大塚商会	ソフトウェアライセンス利用料	27	3	98.6%
10	東銀リース株式会社(平成22年度に一般競争入札を実施)	システム機器賃借(パソコン等)(国庫債務負担行為)	17	8	55.7%
11	東銀リース株式会社(平成21年度に一般競争入札を実施)	システム機器賃借(プリンタ)(国庫債務負担行為)	0.3	5	16.4%
12	IBJL東芝リース株式会社	システム機器賃借(パソコン)(国庫債務負担行為)	1.6	5	92.9%
13	IBJL東芝リース株式会社	システム機器賃借(カード型パスワード生産機)(国庫債務負担行為)	0.8	2	90.1%
14	IBJL東芝リース株式会社	システム機器賃借(プリンタ)(国庫債務負担行為)	0.1	4	88.2%
15	東芝ITサービス株式会社	システム機器修繕	0.6	随意契約	-
16	株式会社文祥堂	物品購入(トナーカートリッジ)	0.5	5	35.1%
17	東芝情報機器株式会社	システム機器修繕	0.2	随意契約	-
支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載			<input type="checkbox"/> チェック		



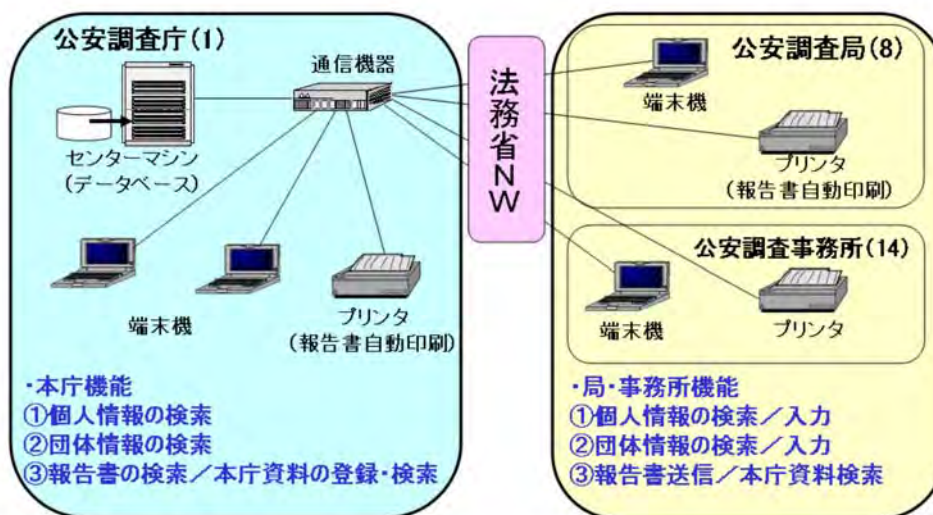
公安情報電算機処理システムの整備・運用

1 システム導入経緯

公安情報電算機処理システムは、調査対象団体に関する各種情報をリアルタイムで一元的に管理し、調査・分析業務の迅速化、合理化、高度化を図り、さらに将来におけるこれらの団体の行動形態を予測し、的確な公安情報を政府や関係省庁に提供するなど、公共安全と治安の維持に寄与するための手段として昭和62年度からの開発を経て、平成2年度にセンターマシンを導入したものである。

なお、現在のセンターマシンは、平成25年3月にリプレースを実施したものである。

2 システム概要



本システムによって、全国の公安調査官が収集した情報や資料は、電子データ化され、即時に本庁の担当部署に報告されており、こうした迅速な報告が、分析業務をより効果的なものにするとともに、時宜にかなった情報活用を可能にしている。

また、収集・分析した各種情報は、単に本システムに蓄積されるだけでなく、センターマシンに登録してデータベース化されており、分析業務の基礎資料となっているほか、公安調査局及び公安調査事務所に配備された端末からも情報を検索・閲覧できるため、現場の公安調査官にとっては、調査業務における端緒情報の発見ツールともなっていることから、当庁の基幹システムとしての役割を果たしている。

3 事業概要

本システムの安定的な運用に必要な機器等賃借、保守・運用支援の委託等を実施し、さらに経年劣化や処理能力不足・機能の陳腐化に伴う障害の発生等による業務の停滞を未然に防止するために必要な機能改修等を実施している。

平成27年度行政事業レビューシート

法務省

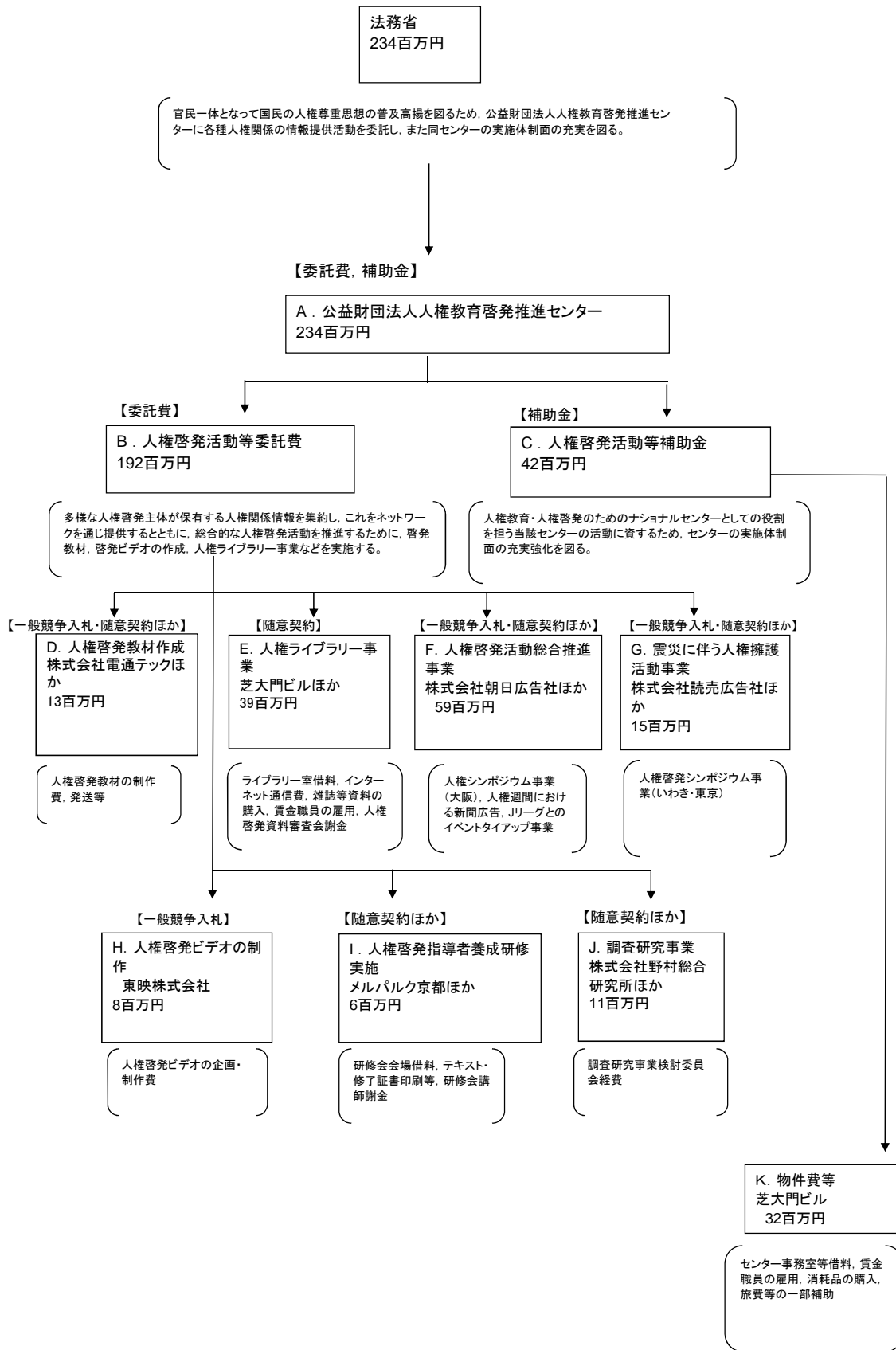
事業名	人権関係情報提供活動等の委託等			担当部局庁	人権擁護局	作成責任者		
事業開始年度	昭和62年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	人権啓発課	人権啓発課長 大橋光典		
会計区分	一般会計			政策・施策名	人権の擁護 III-10-(1)人権の擁護			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第4条			関係する計画、通知等	人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月閣議決定,平成23年4月一部変更)			
主要政策・施策	高齢社会対策、子ども・若者育成支援、障害者施策、男女共同参画、犯罪被害者等施策、IT戦略、女性活躍			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	日本国憲法の理念である「すべての国民に等しく基本的人権が尊重される社会」の実現のため、人権啓発に関する施策に係る事業を公益財団法人人権教育啓発推進センター(以下「センター」という。)に委託して、民間団体としての特質を十分に生かした啓発活動を総合的に行い、人権尊重思想の普及高揚を図り、国民に基本的人権について正しい認識を広めることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	① 人権尊重思想の普及高揚のため、主に以下の事業をセンターに委託している。 ・人権関係情報をセンターのデータベースに集約し、センターのホームページを通じて広く国民に提供する人権ライブラリー事業 ・国家公務員・地方公共団体職員が人権啓発を実施する上で必要な知識を習得するために実施する人権啓発指導者養成研修会 ・日常生活の身近なところで発生する様々な人権や、社会的関心の高い人権課題をテーマとした人権シンポジウム ② 人権教育・人権啓発のためのナショナルセンターとしてのセンターの実施体制面の充実を図る。							
実施方法	委託・請負、補助							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	0	0	0	-		
		前年度から繰越し	0	0	0	0		
		翌年度へ繰越し	0	0	0	-		
		予備費等	0	0	0	-		
		計	231	230	234	306	0	
		執行額	231	230	234			
	執行率(%)	100%	100%	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度
	平成27年度にライブラリー来館者数を過去3年平均値以上とする。	(人権ライブラリー事業)ライブラリー来館者数	成果実績	人	4,676	4,485	5,120	
			目標値	人	-	-	4,579	4,760
			達成度	%	-	-	112%	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度
	平成27年度にライブラリー貸出数を過去3年平均値以上とする。	(人権ライブラリー事業)ライブラリー貸出数	成果実績	冊	2,144	1,943	2,230	
			目標値	冊	-	-	2,032	2,105
			達成度	%	-	-	110%	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度
	平成27年度にライブラリーHPアクセス数を過去3年平均値以上とする。	(人権ライブラリー事業)ライブラリーHPアクセス数	成果実績	回	189,923	183,103	215,365	
			目標値	回	-	-	154,882	196,130
			達成度	%	-	-	139%	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度
	平成27年度に研修全体に満足した者の割合90%以上とする。	(人権啓発指導者養成研修の実施事業)研修全体に満足した者の割合	成果実績	%	96.4	92.4	91.1	
			目標値	%	-	-	90	90
			達成度	%	-	-	101%	
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度
	平成27年度に人権問題に関する理解・関心の深まった者の割合90%以上とする。	(人権シンポジウムの実施事業)人権問題に関する理解・関心の深まった者の割合	成果実績	%	84.7	91.2	81.7	
			目標値	%	-	-	90	90
			達成度	%	-	-	91%	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							<input type="checkbox"/> チェック	

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	活動実績	当初見込み					
(人権ライブラリー事業) メールマガジンの購読者数	活動実績	人	2,621	3,049	3,537		
	当初見込み	人	-	-	-		3,069
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	(人権啓発指導者養成研修事業) 研修参加人数	活動実績	人	942	858	760	
当初見込み		人	-	-	-		853
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	(人権シンポジウム事業) シンポジウム1回あたり参加人数	活動実績	人	241	159	205	
当初見込み		人	-	-	-		202
単位当たり コスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	人権ライブラリー事業執行額(円)÷[来館者数+HPアクセス件数](件)		単位当たり コスト 円	252	270	239	-
			計算式 円/件	49,043,413円 /194,599件	50,725,171円 /187,588件	52,673,631円 /220,485件	-
単位当たり コスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	人権啓発指導者養成研修の実施事業執行額(円)÷研修参加人数(人)		単位当たり コスト 円	13,899	14,838	17,590	-
			計算式 円/人	13,093,072円/942人	12,731,088円/858人	13,369,000円/760人	-
平成 27・28 年度 予算 内訳 (単位: 百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由			
	人権啓発活動等委託費	264					
	人権啓発活動等補助金	42					
計	306	0					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	法第4条において人権啓発に関する施策の策定・実施は国の責務とされている。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	人権尊重思想の普及高揚は国の責務であるとの認識の下、国が民間団体に委託している事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	政策目的の達成のためには、民間団体としての特質を生かした全国的規模で柔軟かつ効果的な啓発活動を国・地方公共団体とともに優先的に行うことが必要であり、適切な事業といえる。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	基本計画においてセンターは人権教育・啓発のナショナルセンターとして位置づけられている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	センターの実施計画書における計画額を踏まえ委託額を決定している。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		△	単位あたりコストは、横ばいないし増加の傾向にあり、人権ライブラリーについては、今後より多くの人に活用してもらおうよう、また人権啓発指導者養成研修には多くの人に参加してもらおうよう、工夫する必要がある。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	国の会計手続に準じた形での競争入札を導入、実施しており、支出は合理的である。	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業を実施する上で必要な経費のみを認めており、真に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	より多くの人にライブラリーを活用してもらおうため、単位あたりコストの削減に引き続き努めている。	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	ライブラリーの利用者は着実に増加しており、成果目標に見合ったものとなっているといえる。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	人権ライブラリー事業においては、他の手段・方法よりも現在のホームページを併用した運営手段の方が、「広く国民に人権に関する情報を提供し、人権尊重思想の普及高揚の一助とする」という観点からは効果的かつ低コストで実施できるものと考えられる。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		△	人権ライブラリーについては、広く一般に活用されているとまではいえないため、今後、人権情報ツールとして、より多くの人にライブラリーを活用してもらおうよう工夫をする必要がある。	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	人権啓発に関する施策に係る事業をセンターに委託して、民間団体としての特質を十分に生かした啓発活動を総合的に行っているところ、他府省においても関連する事業を実施している場合には、適正な役割分担を行っている。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	センターが委託事業を実施する上で行う調達については、国の会計手続に準じた形での競争入札を実施している。人権ライブラリー来館者数・貸出数及び同ライブラリーHPアクセス件数は、過去3年間において増加又は横ばいとなっている。人権啓発指導者養成研修実施事業及び人権シンポジウム実施事業においては、参加者の満足度等はおおむね90%を超えており、質の高い研修等が実施されている。			
	改善の方向性	今後より多くの人に利用されるよう、センターのホームページの内容をさらに充実させ、人権に関する情報の発信源となるよう努めるものとする。人権啓発指導者養成研修や人権シンポジウムについては、今後も社会情勢や国民の関心に応じた研修等を引き続き実施する。人権啓発ビデオや教材等については、人権教室等で使用する人権擁護委員等の意見を踏まえて制作しているが、今後もニーズに応じたものとなるよう努めるものとする。その他、各事業の実施に当たっては、実施後にアンケート調査等による効果検証を行うとともに、センターの第三者評価委員会の評価結果を踏まえるものとする。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
平成22年行政事業レビュー公開プロセス実施 【レビューシート番号】0059 【事業名】人権関係情報提供活動等の充実強化 【評価結果】抜本的改善 【主なコメント】 ・センターの契約についてなぜ随意契約がすべてなのか。 ・事業の第三者評価ができる仕組みを組織内に構築すること。					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	-	平成23年度	55	平成24年度	0061-1, 0061-2
平成25年度	67	平成26年度	56		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



A.公益財団法人人権教育啓発推進センター			E.芝大門ビル		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
外部委託	人権ライブラリー施設借料ほか	150	借料	人権ライブラリー施設借料	28
物件費補助	センター事務室賃料, 賃金職員等補助	32			
研究員手当	研究員手当	21			
管理費	一般管理費	12			
人件費補助	職員人件費補助	10			
賃金	人権ライブラリー事業	4			
旅費	講師等旅費, フェスティバル打合せ経費	3			
謝金	審査会, 研究会講師, パネリスト謝金	2			
計		234	計		28
B.人権啓発活動等委託費			F.株式会社朝日広告社		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
外部委託	人権ライブラリー施設借料ほか	150	雑役務費	人権啓発総合推進に関する広報等の企画・制作費等	28
研究員手当	研究員	21			
管理費	一般管理費	12			
賃金	人権ライブラリー事業	4			
旅費	講師等旅費, フェスティバル打合せ経費	3			
謝金	審査会, 研究会講師, パネリスト謝金	2			
計		192	計		28
C.人権啓発活動等補助金			G.株式会社読売広告社		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
物件費補助	センター事務室賃料, 賃金職員等補助	32	雑役務費	人権シンポジウム参加者募集広告及び人権シンポジウム採録記事等の企画・制作・掲載料等	10
人件費補助	職員人件費補助	10	雑役務費	人権シンポジウム 新聞折込費	0.2
計		42	計		10.2
D.株式会社電通テック			H.東映株式会社		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
雑役務費	人権啓発教材(テキスト及びビデオ)の企画・制作費	6.2	雑役務費	人権啓発ビデオ制作費	8
計		6.2	計		8

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益財団法人人権教育啓発推進センター	人権啓発活動等委託費・補助金	234	随意契約	-

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益財団法人人権教育啓発推進センター	人権啓発活動等委託費	192	随意契約	-

C

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益財団法人人権教育啓発推進センター	人権啓発活動等補助金	42	随意契約	-

D

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社電通テック	人権啓発教材テキスト・ビデオの企画・制作費	6	5	71.2%
2	東映株式会社	人権啓発教材ビデオの企画・制作費	5	7	34.8%
3	東映株式会社	人権啓発教材ビデオの企画・制作費	0.9	随意契約	-
4	株式会社坂東印刷	人権啓発教材テキストの印刷	0.5	随意契約	-
5	カンタムソリューションズ株式会社	発送費	0.4	随意契約	-
6	カンタムソリューションズ株式会社	発送費	0.3	随意契約	-

E

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	芝大門ビル	人権ライブラリー施設借料等	28	随意契約	-
2	キーウェアソリューションズ株式会社	人権ライブラリーホームページレンタルサーバーアップグレード作業費	3	随意契約	-
3	株式会社ビットアイル	人権ライブラリーサーバー借料	0.9	随意契約	-
4	カンタムソリューションズ株式会社	人権ライブラリーニュースター発送費	0.7	随意契約	-
5	第一企業株式会社	人権ライブラリー施設清掃費	0.6	随意契約	-
6	株式会社ブレインテック	図書管理ソフト年間保守料	0.5	随意契約	-
7	社会福祉法人青森県コロニー協会	人権ライブラリーニュースター印刷費	0.4	随意契約	-
8	JA三井リース株式会社	人権ライブラリー用大型ディスプレイ借料	0.4	随意契約	-
9	株式会社富士通マーケティング	スマイルネット登録用マクロ修正費	0.4	随意契約	-
10	アトリエエム株式会社	人権ライブラリー用DVD購入費	0.3	随意契約	-

F

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社朝日広告社	人権啓発総合推進に関する広報等の企画・制作費	28	2	-
2	株式会社電通	イベントタイアップ事業新聞等広告制作・掲載	11	4	100%
3	株式会社読売連合広告社	人権シンポジウム(大阪・いわき)参加者募集広報等	9	6	98.6%
4	株式会社桜映画社	人権作文朗読ビデオの企画・制作	7	2	100%
5	株式会社毎日ビルディング	人権シンポジウム(大阪)会場借料	1	随意契約	-
6	株式会社桜映画社	人権作文朗読ビデオの企画・制作	0.9	随意契約	-
7	株式会社朝日広告社	人権啓発総合推進に関する広報等 広報用映像素材制作費	0.7	随意契約	-
8	株式会社美巧社	人権シンポジウム(大阪)資料印刷費	0.2	随意契約	-
9	株式会社万永	人権シンポジウム(大阪)撮影・編集費	0.2	随意契約	-
10	株式会社アローフィールド	人権シンポジウム(大阪)日英同時通訳者派遣料	0.2	随意契約	-

G

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社読売広告社	人権シンポジウム(大阪・いわき)参加者募集広報等	10	6	98.6%
2	有限会社ソニックプロジェクト	人権シンポジウム(いわき)会場運営スタッフ請負業務等	1	随意契約	-
3	株式会社読売新聞社	人権シンポジウム(いわき)会場借料	1	随意契約	-
4	株式会社美巧社	人権シンポジウム(いわき)チラシ印刷料	0.8	随意契約	-
5	株式会社万永	人権シンポジウム(いわき)撮影・編集費	0.2	随意契約	-
6	株式会社読売広告社	人権シンポジウム(大阪・いわき)参加者募集新聞折込費	0.2	随意契約	-
7	いわきロドルユニットプロジェクト	人権シンポジウム(いわき)コンサート謝金	0.2	随意契約	-
8	株式会社セレスポ	人権シンポジウム(いわき)司会者派遣料	0.2	随意契約	-
9	東京手話通訳等派遣センター	人権シンポジウム(いわき)手話通訳者等派遣料	0.1	随意契約	-
10	有限会社オフィス・ラサ	人権シンポジウム(いわき)撮影・編集	0.1	随意契約	-

H

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東映株式会社	人権啓発ビデオ制作費	89		85.3%
支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載			<input checked="" type="checkbox"/> チェック		

I.メルパルク京都			M.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
借料	人権啓発指導者養成研修会会場借料	2			
計		2	計		0
J.株式会社野村総合研究所			N.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
雑役務費	「人権に関する調査研究報告書」作成	11			
計		11	計		0
K.芝大門ビル			O.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
借料	事務室借料等	25			
計		25	計		0
L.			P.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

I

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	メルパルク京都	人権啓発指導者養成研修会(京都)会場借料	2	随意契約	-
2	株式会社世界貿易センタービルディング	人権啓発指導者養成研修会(東京)会場借料	1	随意契約	-
3	公益財団法人日本消防協会	国家公務員等研修会(前期)会場借料	1	随意契約	-
4	株式会社TCフォーラム	人権啓発指導者養成研修会(名古屋)会場借料	1	随意契約	-
5	株式会社大應	人権啓発指導者養成研修会テキスト等印刷費	0.3	随意契約	-
6	東京反訳株式会社	国家公務員等研修会(前期)テープ反訳料	0.3	随意契約	-
7	有限会社オフィス・ラサ	国家公務員等研修会アンケート集計作業	0.2	随意契約	-
8	ディーエムソリューションズ株式会社	人権啓発指導者養成研修会受講者推薦案内文書発送費	0.1	随意契約	-
9	東京手話通訳等派遣センター	国家公務員等研修会(前期)要約筆記者派遣料	0.1	随意契約	-
10	ヤマト運輸株式会社	人権啓発指導者養成研修会(名古屋)資料送付料	0.1	随意契約	-

J

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社野村総合研究所	「人権に関する調査研究報告書」作成費	11	1	99.2%
2	株式会社ワイ・ピー・シー	事務用消耗品購入費	0	随意契約	-

K

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	芝大門ビル	事務所等借料等	25	随意契約	-
2	シャープファイナンス株式会社	電話機借料等	0.7	随意契約	-
3	リコーリース株式会社	パソコン借料	0.6	随意契約	-
4	セコム株式会社	AED借料	0.1	随意契約	-

資料

人権関係情報提供活動等の委託等について

法務省人権擁護局

1-1-1 人権関係情報提供活動等に係る委託 ～人権啓発活動中央委託事業～

国が行う人権啓発活動が円滑に実施できるようこれをサポートするとともに、地方公共団体が行う人権啓発活動を側面から支援・援助するとの観点から、人権啓発活動を委託するもの

委託

法務大臣

十

報告, 資料提出要求, 実地調査, 監査等

(公財)人権教育啓発推進センター

様々なノウハウの蓄積

- ① 人権に関する啓発教材の作成
- ② 人権に関する情報・資料の収集提供
- ③ 人権に関する講演会等の開催
- ④ 人権に関する啓発に関する調査研究
- ⑤ 人権に関する啓発指導者養成研修会の実施
- ⑥ 人権啓発活動総合推進事業の実施 等

ナショナルセンターとしての役割

1-1-2 平成26年度人権啓発活動中央委託事業の概要

平成26年度事業概要

資料2・3参照

① 人権啓発教材の作成

人権教室や企業研修等において使用するため、同和問題をテーマにした教材（DVD）、ワークショップ事例集（テキスト及びDVD）を作成した。

② 人権啓発ビデオの制作

人権教室や企業研修等において使用するため、性的マイノリティの人権を題材としたビデオを制作した。

③ 人権ライブラリー事業の実施

人権ライブラリーHPの運営、人権啓発資料の貸出、ビデオの定期上映会、読み語り等を行った。

④ 人権啓発指導者養成研修会の実施

地方自治体職員が指導者として活躍できるよう育成することを目的とした研修会を3回実施した。

⑤ 人権に関する国家公務員等研修会の実施

国家公務員等に日常業務を適切に執行する上で、人権への理解、認識を深めてもらうことを目的とした研修会を2回実施した。

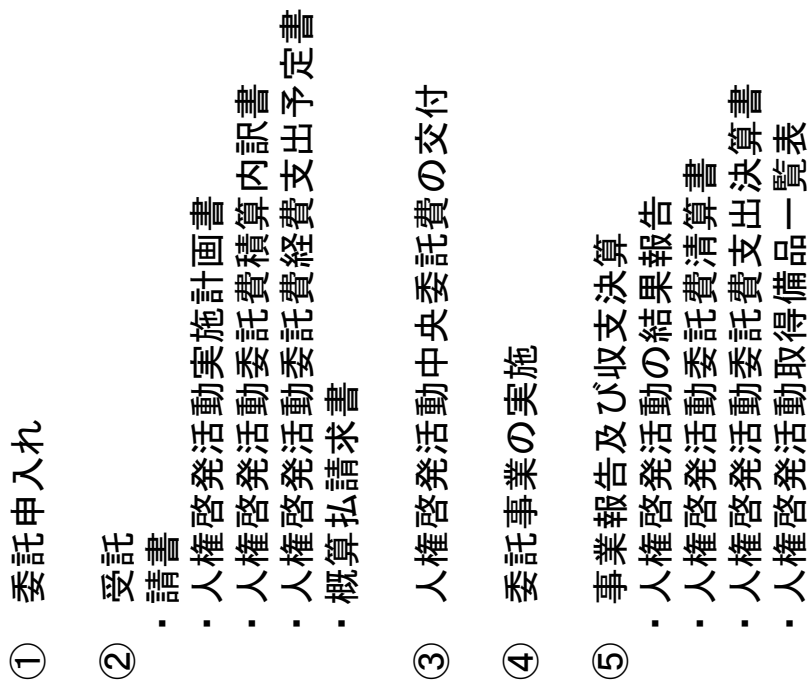
⑥ 人権啓発総合推進事業の実施

人権シンポジウム（震災分2回を含む3回）、Jリーグと連携協力した人権啓発活動、いっこく堂氏を起用した広報活動（デジタルコンテンツの制作・放映、タイアップイベントの開催等）を実施した。

⑦ 調査研究事業の実施

今後の人権啓発活動を実施・推進する上で、有効かつ効果的な手法について研究し、報告書を作成した。

1-2 委託事業の流れ



人権教育・啓発推進法第7条に基づき策定された基本計画において、人権センターについては、人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターとしての役割を果たすために、事業のより一層の充実が必要である旨示されており、委託要綱により人権センターへの委託を実施することとされている。

2 (公財)人権教育啓発推進センターの概要①

所在地

○東京都港区芝大門2-10-12

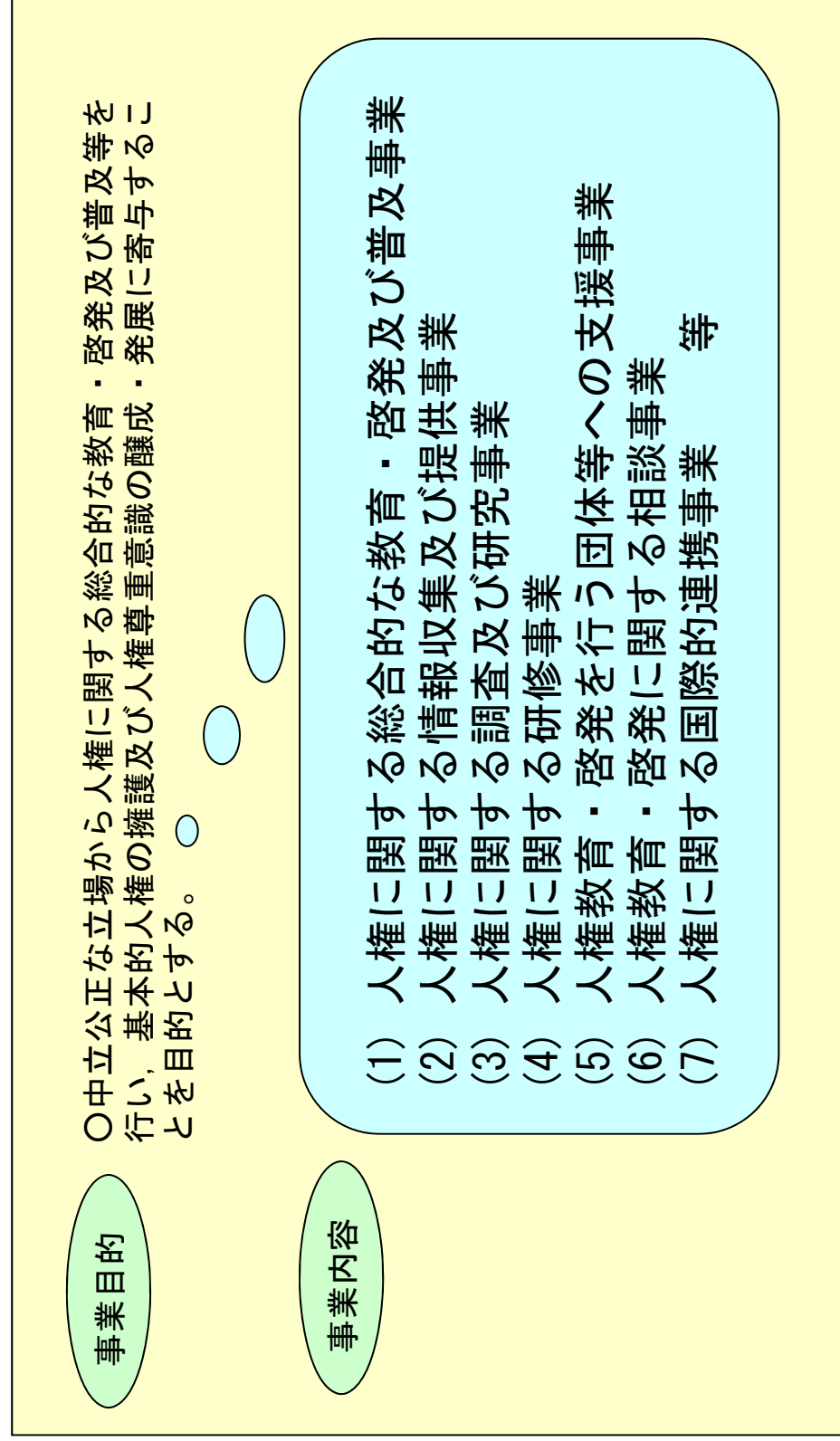
代表者

○理事長 横田洋三

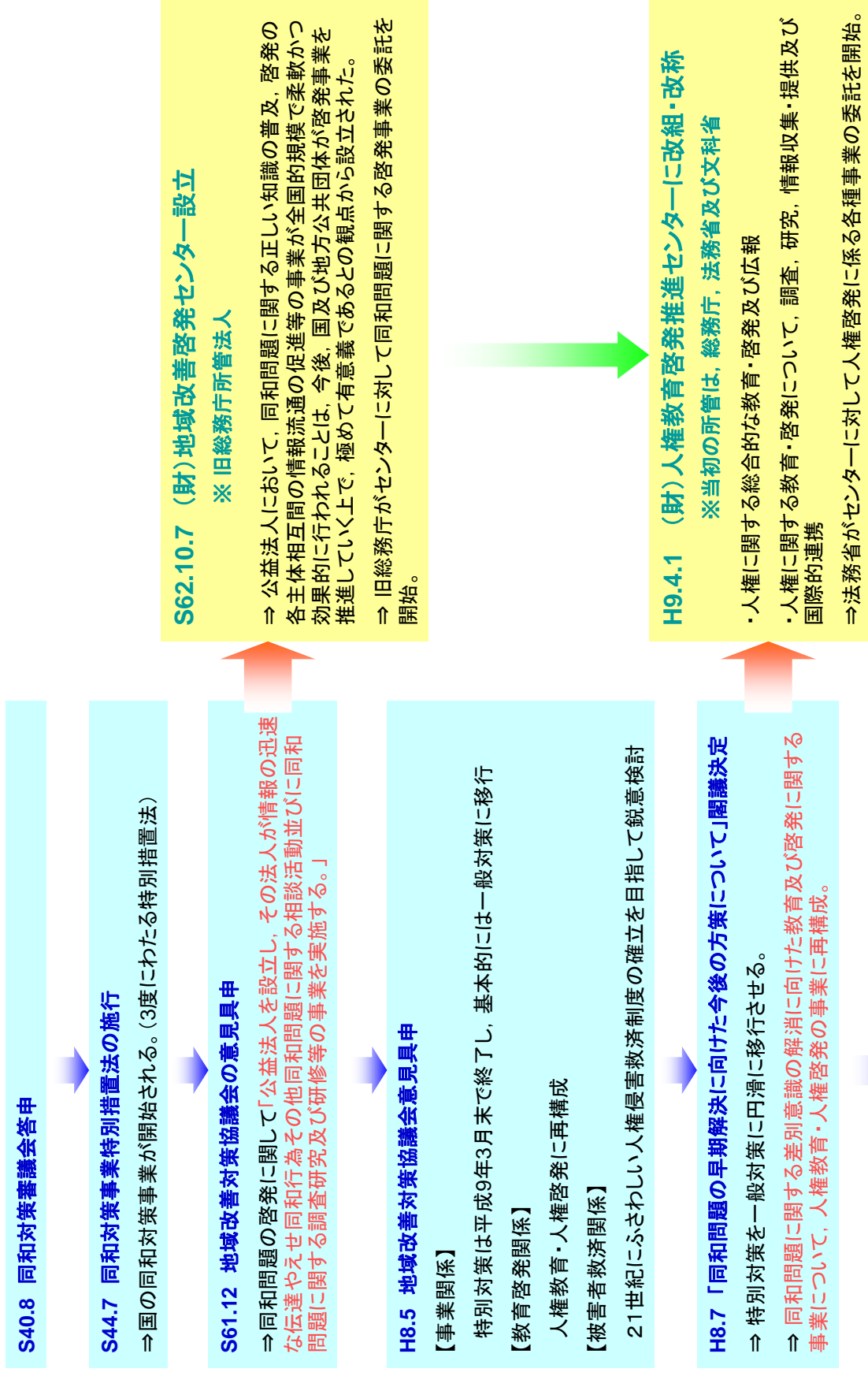
沿革

- 昭和62年10月、同和問題に関する啓発活動等の地域改善対策事業を所管する総務庁（現総務省）所管の財団法人地域改善啓発センターとして設立
- 平成9年4月、同和問題など幅広く人権に関する教育・啓発活動を所管する法務省、総務庁及び文部省の共管法人として財団法人人権教育啓発推進センターに改組・改称
- 平成14年4月、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の失効に伴い、法務省及び文部科学省の共管法人
- 平成24年4月、公益財団法人への移行に伴い、現在の所管省庁は、内閣府

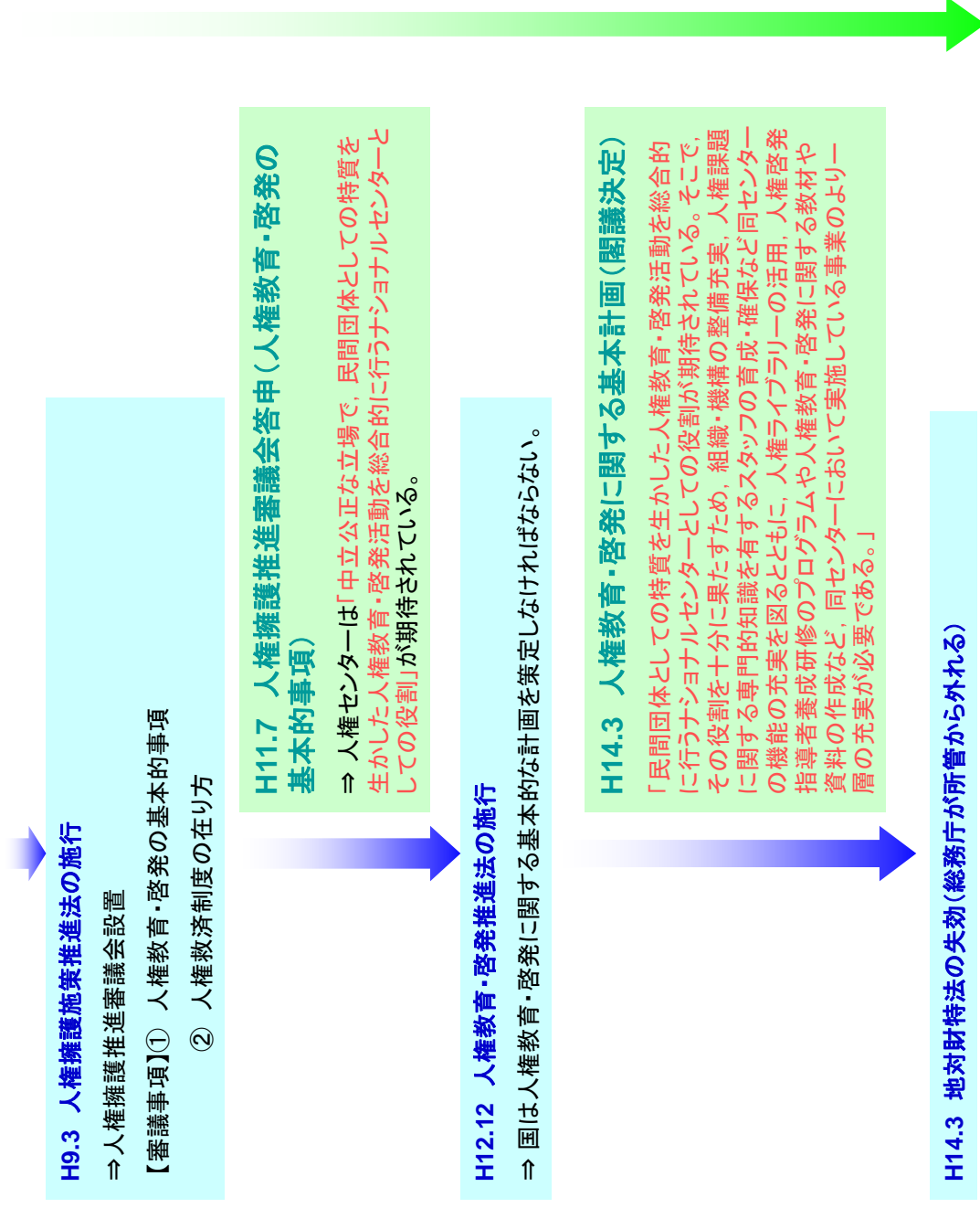
2 (公財)人権教育啓発推進センターの概要②



(参考) 導入経緯①



(参考) 導入経緯②



朗読



濱田龍臣 (俳優)

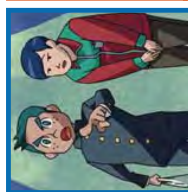


大和田南那 (AKB48)

法務省委託
平成26年度
人権啓発ビデオ

審査員長からの
メッセージ

5分
全国中学生人権作文コンテスト
中央大会審査員長 (作務)
落合恵子



本当の
国際化とは

7分30秒



電車内に
咲いた、
笑顔の花

7分30秒



立ち止まる

8分



NO!と言える
強い心をもつ

8分30秒



絆

6分30秒

未来を拓く5つの扉

～全国中学生人権作文コンテスト入賞作品朗読集～



全46分
字幕/音声入り
活用の手引付き

企画
法務省人権擁護局
公益財団法人人権教育啓発推進センター

制作
株式会社 桜映画社

未来を拓く5つの扉

～全国中学生人権作文コンテスト入賞作品朗読集～

全国中学生人権作文コンテストでは、次代を担う中学生が、身の回りで起きたいろいろな出来事や自分の体験などから、人権について考えています。このビデオでは、入賞作品の中から5編の作文を朗読して、アニメーションやイラストで紹介しています。
中学生が作文の中でつぶやいている言葉に、あなたも耳を傾けてみてください。それが、きっと、新しい明日への一歩につながっていくでしょう。

朗読

濱田龍臣

2006年に子役としてデビュー。
大河ドラマ「龍馬伝」で坂本龍馬(福山雅治)の幼少役や、写真版「怪物くん」で市川ヒロシ役、映画「ガッチャマン」で星平役を演じる。
2010年10月「ワールド・ドリーム・アワード2010」で、金の脚賞を受賞。

大和田南那

AKB48 チームBのメンバー。
主演を務めたドラマ「セーラーゾンビ」(テレビ東京系)や、ミュージカル「AKB49～恋愛禁止条例～」での透明感あふれる演技で存在感を示す。AKB48の次世代エースとして、これからの活躍が最も期待されている注目株の一人。

本当の国際化とは

7分30秒

●平成25年度第33回 日本放送協会会長賞

広島県
三次市立布野中学校
2年
丸川海音



電車内に咲いた、笑顔の花

7分30秒

●平成25年度第33回 法務事務次官賞

大阪府
河内長野市立加賀田中学校
2年
竹内萌里



立ち止まる

8分

●平成24年度第32回 法務事務次官賞

東京都
小金井市立
小金井第二中学校
2年
熊谷瑞生



NO!と言える強い心をもつ

8分30秒

●平成25年度第33回 法務大臣賞

広島県
学校法人 広島学園 瀧進中学校
1年
後藤泉稀



絆

6分30秒

●平成23年度第31回 内閣総理大臣賞

福岡県
九州朝鮮中高級学校 中級部
3年
崔玄祺



審査員長からのメッセージ

5分



全国中学生人権作文コンテスト
中央大会審査員長 (作務)

落合恵子

DVD チャプター構成：全編再生 [41分]、各作品再生 (導入 [1分30秒]+各語+結び [1分30秒])、審査員長からのメッセージ [5分]

このビデオに関するお問合わせ先
公益財団法人人権教育啓発推進センター
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4F
TEL 03-5777-1802(代) FAX 03-5777-1803
ホームページ <http://www.jinken.or.jp/>

このビデオの貸出、その他人権啓発資料等については
人権ライブラリー
TEL 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954
ホームページ <http://www.jinken-library.jp/>

この人権啓発ビデオは、動画共有サイト YouTube の
「法務省チャンネル」で視聴可能です。
[法務省チャンネル]

平成26年度 法務省委託 人権啓発ビデオ

あなたがあなたらしく 生きるために

性的マイノリティと人権



企画 法務省人権擁護局
公益財団法人 人権教育啓発推進センター

制作 東映株式会社



監修：宝塚大学看護学部教授 日高 庸晴
30分 字幕／副音声入り

活用の手引付き

一緒に考えてみませんか？

人権シンポジウム in 大阪

入場
無料

外国人と人権

～ 違いを認め、共に生きる ～

現在、日本には200万人を超える多くの外国人が暮らしていますが、言語や宗教、文化、慣習等の違いから軋轢が生じることもあります。我が国における外国人が置かれている実情や多文化共生社会実現への方策等に関する議論を通じ、「真の多文化共生社会」の実現について考えます。

【手話通訳・パソコン要約筆記・同時通訳(英語のみ)あり】

日時 2014年 **11月15日** 土
13:30～17:05 (開場12:30)

会場 **オーバルホール**
(大阪府大阪市北区梅田3-4-5 毎日新聞ビルB1F)
<http://www.mainichi.co.jp/oval/>

【アクセス】
JR大阪駅東口より徒歩約8分
JR大阪東淀川線(福高)駅より徒歩約5分
阪神本線(梅田)駅より徒歩約8分
地下鉄四つ橋線(西梅田)駅徒歩約18分

定員 **180名** (事前申込制／先着順)



＜シンポジウム＞

- パネリスト
株式会社ダイアネットワーク
代表取締役
宮島 高 松本ファンアルベルト 加藤 紀恵
- コーディネーター
山崎学院大学法務学部長
子どもの権利条約条約委員会研究開発代表
荒牧 重人

＜資料展示＞

- ・人権啓発資料、パネル等の展示 (写真)
- ・外国人支援に関連する資料、パネル等の展示 (写真)



【トークショー】
日本文学研究家、東京大学大学院教授
ロバート キヤシバ

お申し込み・お問い合わせ

公益財団法人 人権教育啓発推進センター「人権シンポジウム in 大阪」事務局
TEL 03-5777-1802 FAX 03-5777-1803
Eメール event2014@jinken.or.jp (日本語) http://www.jinken.or.jp



QRコードから簡単応募



人権(イメージキャラクター) AGENE とももろ

ごあいさつ



理事長
横田 洋三

ユネスコ憲章の前文に、「戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」という有名な一節があります。戦争をなくし平和を築くには、教育がもっとも重要であることを端的に表現する言葉として、おそらく世界中で一番よく引用される一節でしょう。

同じことは、人権についても言えます。「差別は人の心の中に生まれるものであるから、人の心の中に人権のとりでを築かなければならない」と。国連では、近年「人権の主流化」ということがしばしば語られます。その意味するところは、人権を専門家や専門部署にまかせるのではなく、すべての人、すべての部署が、人権をよく理解し、実践する必要があるという考え方です。

すべての人の心の中に人権のとりでが築かれるよう、当センターは全力を尽くしてまいります。どうぞ力強いご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2014 (平成26)年6月

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

設立日 1987 (昭和62)年10月7日
 公益移行日 2012 (平成24)年4月1日
 所在地 東京都港区芝大門二丁目10番12号
 KDX芝大門ビル4階



- 最寄駅
- JR山手線・京浜東北線「浜松町駅」
東京モレール「モレール浜松町駅」
(金杉橋から徒歩7～8分) (北口から徒歩9～10分)
 - 都営地下鉄三田線「芝公園駅」(A3出口から徒歩3～4分)
 - 都営地下鉄大江戸線・浅草線「大門駅」(A3出口から徒歩4～5分)

当センターの活動をご支援くださいませんか?

(公財)人権教育啓発推進センターでは、会員制度を設け、センターの設立・活動の趣旨にご賛同いただける方々からのご支援を広く募っております。皆様方のご入会をお待ちしております。

賛助会員を募集しています

- 主な会員特典
- 月刊誌「アイユ」を毎月無料でお届けします。
 - 月誌「アイユ」の冊子、映像作品を通常の2割引き・送料無料でお求めいただけます。
 - 当センター発行の図書・DVDの貸出時の送料が無料になります。

入会申込方法
 入会ご希望の方へ、お名前、連絡先(住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス等)を当センターまでお知らせください。折り返し、ご連絡を差し上げます。

年会費
 企業会員 10万円 団体会員 5万円 個人会員 1万円
 *自治体会員については、お問い合わせください。

公益財団法人 人権教育啓発推進センター [平日 9:00～17:00]

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4階
 TEL 03-5777-1802 FAX 03-5777-1803 Eメール postman@jinken.or.jp
 ホームページ <http://www.jinken.or.jp/>

人権ライブラリー (当センター併設) [平日 9:30～17:30]

TEL 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954 Eメール library@jinken.or.jp
 ホームページ <http://www.jinken-library.jp/>

公益財団法人 人権教育啓発推進センターは、国・地方公共団体・企業・NPO・NGO・国際機関等と連携を図りつつ、人権に関するさまざまな啓発事業を展開しています。

1 冊子等の制作

人権啓発に関する冊子やリーフレット、グッズ等を作成し、販売しています。冊子は、人権全般を取り上げているものから、一つの人権課題をテーマとしたものまで、多種取り揃えています。



4 研修会の実施

国家公務員や地方自治体の職員を対象とする研修会を開催しています。



2 映像作品の制作

人権啓発に関するDVDを作成し、販売しています。他社制作のDVDも取り扱っています。学校や職場、地域等での人権研修にご活用いただけます。



5 調査・研究の実施

人権に関する意識調査や実態調査（えせ同和行為実態調査、企業における人権及び企業の社会的責任に関する調査等）を実施しています。また、アクティビティを取り入れた参加型の新しい啓発手法（ワークシヨップ）の研究等も行っています。

7 国連関係機関との連携

国連の人権高等弁務官事務所（OHCHR）のプレスリリースを抄訳し、ホームページに掲載しています。また、国連の「ハンセン病差別撤廃原則及びガイドライン」のフォローアップ事業等を行っています。

当センターホームページ

<http://www.jinken.or.jp/>

3 シンポジウム・講座等の実施

さまざまな人権課題をテーマにシンポジウムや講座、セミナーを開催しています。



6 情報収集・提供

人権に関するさまざまな情報や資料を収集・整理し、月刊誌「アイユ」やホームページ等で提供しています。また、当センターに併設する「人権ライブラリー」で、人権に関する図書やDVD、展示パネル、紙芝居等の貸出を行っています。



人権ライブラリー



書架

検索・視聴覚ブース

多目的スペース
(無料貸会議室)

人権啓発活動シンボルマーク



より効果的な啓発活動を目指して、1998（平成10）年、「人権啓発活動シンボルマーク」を公募により決定しました。「人」という文字が胸を張り、差別意識を表す影を飛び越えながら、前進する姿を表現しています。

ホームページでは、冊子・映像作品の紹介、シンポジウム・講座の案内等を掲載しています。



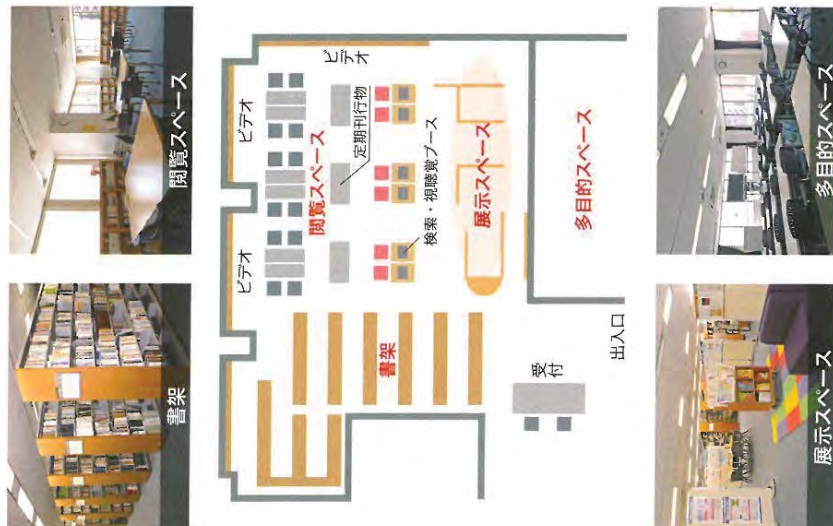
行ってみよう!

▶ 人権ライブラリーってどんなところ?

人権ライブラリーは、人権の専門図書館として、さまざまな資料の収集、情報提供を行っています。図書や映像資料の閲覧・貸出をはじめ、多目的スペースや展示スペースを備え、人権研修、イベントの場としてもご利用いただける、**みんなのライブラリー**です。

※ご来館の際の利用者用駐車場はありません。全館禁煙です。

人権ライブラリーの全体図 (面積:約370㎡)



交通のごあんない



- JR山手線・京浜東北線「浜松町駅」
東京モノレール「モノレール浜松町駅」
(金杉橋口から徒歩7～8分) (北口から徒歩9～10分)
- 都営地下鉄三田線「芝公園駅」(A3出口から徒歩3～4分)
- 都営地下鉄大江戸線・浅草線「大門駅」(A3出口から徒歩4～5分)

人権ライブラリーは、
法務省委託により
(公財)人権教育啓発
推進センターが運営
しています。

法務省人権イメージキャラクター
AKEN まもる君

啓発活動重点目標

みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

人権ライブラリー

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL.03-5777-1919 FAX.03-5777-1954

e-mail library@jinken.or.jp

URL <http://www.jinken-library.jp/>

開館時間 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始は休館)

リサイクル選任®
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。





ライブラリー

およそ15,000冊の国内外の人権関連図書、映像資料、全国の地方公共団体が発行する啓発資料などを所蔵し、閲覧・貸出をしています。図書・ビデオは、郵送等による貸出を行っていますので、遠方の方もご利用いただけます。

※ご希望に応じて、総合学習・視察等の受入れも行っています。

▶ 貸出について

初めて本やビデオを借りる場合は、「**利用登録申請**」が必要です。登録後、ご希望の本やビデオ等の**貸出申込書**を提出すれば、貸出手続きは完了です。申込書は、ファクス、Eメール、郵送にてお送りください。

多目的スペース

無料貸会議室

人権に関する学習会、研修会や会議で、少人数のグループ、団体、企業などなでもご利用いただけます。(要予約)

※営利目的、料金を徴収する催しや物品販売等でのご利用はできません。
※詳しくは、人権ライブラリー担当までお問い合わせください。

利用日時

- 月～金曜日 9:30～17:00 ※事前の申し込みにより、最長19:30まで延長可
 - 土曜日 9:30～16:30 ※事前申込制。多目的スペースのみ利用可
- 利用時間は、準備・後片付けの時間を含めてお申し込みください。

予約

- 利用日の3か月前～3日前 ※ライブラリーホームページで、予約状況をご確認いただけます。

展示スペース

人権に関するパネル等の企画展示を行っています。当センターや地方公共団体、企業、団体等が作成したパネルを紹介しています。

開館日時

- 月～金曜日 9:00～17:00 (土日、祝日、年末年始は休館)

貸出期間

- 最長1か月以内 (送料は利用者負担)

所蔵資料

- 図書資料 約15,000冊
- DVD 約400本
- VHSビデオ 約1,100本
- 展示パネル 約20種類
- 紙芝居 約7点



検索・視察ブース

問合せ先

TEL. 03-5777-1919
FAX. 03-5777-1954
e-mail library@jinken.or.jp

人権ライブラリー

検索

▶ こんな資料もあります!

幅広い分野の資料を収蔵しており、用途に応じてご利用いただけます。

紙芝居・絵本

- 「ぐらぐらもりのおばけ じんけんまもるくんとおゆみちゃん」
- 「白い魚とサメの子」ほか



展示パネル

- 「知ってる!? ケータイやインターネットも 使い方ひとつで…」
- 「人権マンガパネル」
- 「東日本大震災～被災地の子どもたちからのメッセージ」ほか



インターネット

人権ライブラリーホームページでは、人権のポータルサイトとして、さまざまな情報を発信しています。資料の検索や新着資料の紹介のほか、イベントのご案内をご覧になれます。

ご希望の方には、人権ライブラリーからの最新情報をお知らせするメールマガジンをお届けしています。

URL <http://www.jinken-library.jp/>



利用可能人数

- スクール型…約40名 (机・椅子利用の場合)
- 椅子のみ……最大で約100名

備品 (無料)

- 大型ディスプレイ(65インチ) ● ビデオデッキ
- ブルーレイディスクプレーヤー (DVD再生可) ● スピーカー・マイク等

▶ こんなイベントを開催しています!

多目的スペースでは、研修会・上映会・読み語り・体験型ワークショップなどの催しを行っています。



大人のための
絵本セラピー
岡田運信さん

▶ こんなイベントを開催しています!

過去に行った展示例

- 人権啓発パネル展
- カラーユニバーサルデザインってなあに? 色のバリアフリーを考える
- 三陸復興 希望に向かって 震災からの歩み



平成27年度行政事業レビューシート

(法務省)

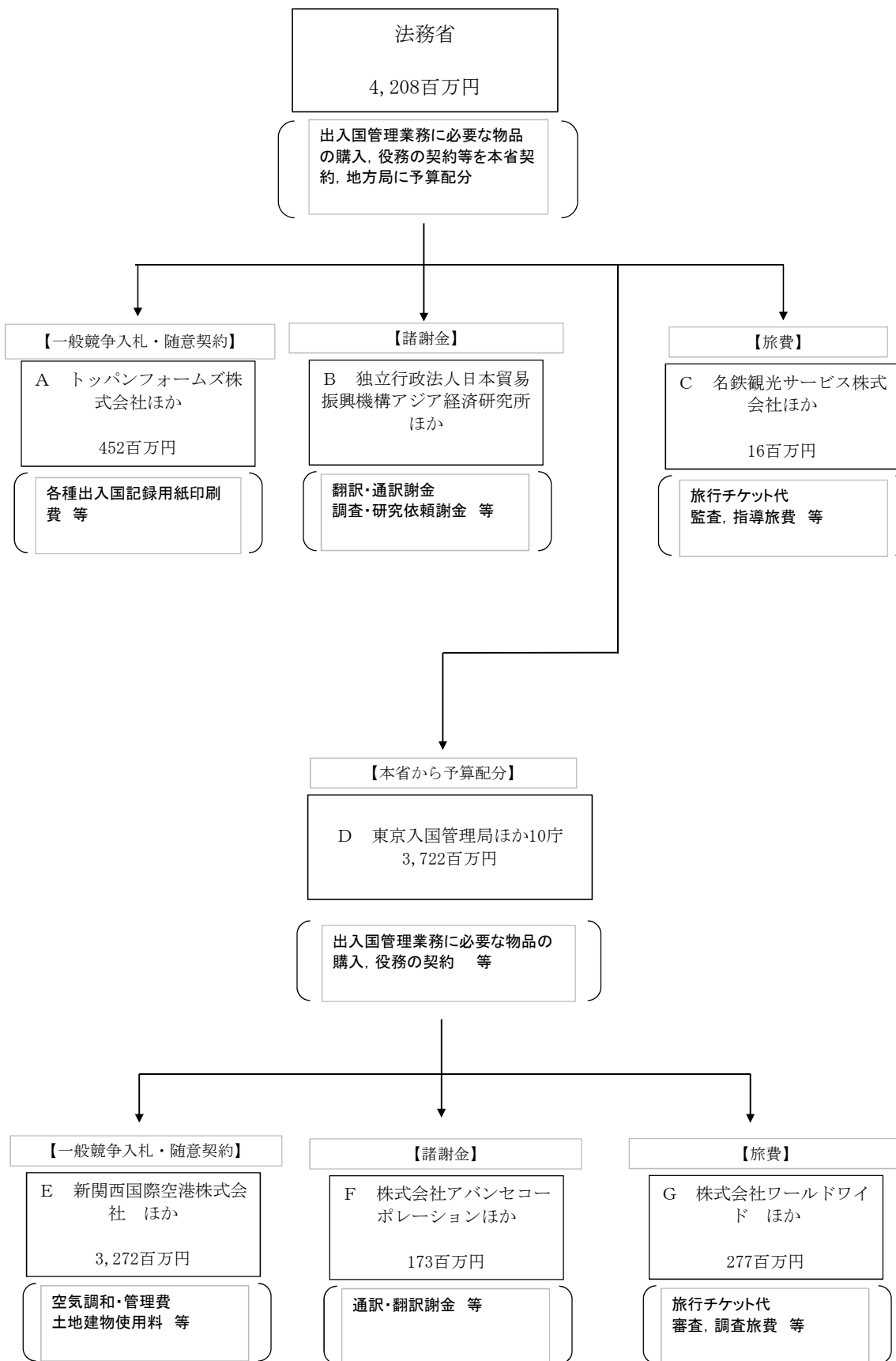
事業名	出入国管理業務の実施			担当部局庁	入国管理局			作成責任者
事業開始年度	昭和25年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課			総務課長 石岡 邦章
会計区分	一般会計、東日本大震災復興特別会計			政策・施策名	出入国の公正な管理 V-12-(1) 出入国の公正な管理			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	出入国管理及び難民認定法			関係する計画、 通知等	・「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日) ・観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015 (平成27年6月5日) ・「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日)			
主要政策・施策	観光立国			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令等に基づき、出入国の公正な管理を図るとともに、日本社会にとって望ましい外国人を受け入れ、日本社会にとって好ましくない外国人を拒むことを目的とする。 テロリストや犯罪者の入国阻止による「水際」での国民の安全・安心の確保、不法滞在者等を生まない社会の構築、共生社会の実現並びに円滑な出入国を実施することによる我が国の国際交流の推進及び我が国の社会・経済の健全な発展を目指す。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	・本邦に上陸する外国人の上陸審査、帰国する日本人の確認、出国する日本人・外国人の確認を行う。 ・本邦に在留する外国人の在留資格の変更、在留期間の更新の許可、資格外活動の許可等を行う。 ・本邦に不法に滞在する外国人の取り締まり及び退去強制手続を行う。 ・本邦にある外国人が難民条約上の難民に該当するか否かの認定を行う。 ・外国人登録証明書の調製業務を行う。(H24.7外国人登録法廃止に伴い終了。)							
実施方法	直接実施							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	4,507	4,525	4,369	5,131		
		前年度から繰越し	102	▲ 6	46	0		
		翌年度へ繰越し	0	43	0	0		
		予備費等	▲ 43	0	0	0		
		計	0	0	0	0		
	執行額	4,566	4,562	4,415	5,131	0		
	執行率 (%)	4,244	4,270	4,208				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度	
		成果実績	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-		
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								
定量的な 成果目標 の設定が 困難な 場合	定量的な目標が設定できない理由	定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績						
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標 当該事業は、出入国管理及び難民認定法に基づき、出入国審査、退去強制手続及び難民認定手続などを行っている義務的な事業であることから、定量的な目標を設定することは困難である。	国民の安全・安心の確保のため水際対策を徹底しつつ、観光立国推進のため円滑な出入国審査を実施するとともに、不法滞在者対策も推進していく。						
事業の妥当性を 検証するための 代替的な 達成目標及び 実績	代替目標	代替指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度	
	国民の安全・安心を確保するため、水際対策に万全を期しつつ、不法滞在者対策を推進していく。	不法残留者数	実績	人	62,009	59,061	60,007	
			目標値	人	-	-	-	-
達成度	%	-	-	-				
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	出入国者数			活動実績	人	55,441,070	57,568,798	62,233,373
			当初見込み	人	45,109,398	57,333,818	58,797,505	66,623,199

活動指標及び活動実績		活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	在留資格関係件数	活動実績		件	1,039,615	857,768	915,204	
		当初見込み		件	1,313,172	1,230,921	800,064	868,278
活動指標及び活動実績		活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	退去強制手続件数	活動実績		件	48,866	35,506	32,016	
		当初見込み		件	54,427	49,875	33,922	33,007
活動指標及び活動実績		活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	難民認定申請処理件数	活動実績		件	2,198	2,642	3,169	
		当初見込み		件	1,986	1,777	2,283	3,669
活動指標及び活動実績		活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	外国人登録証明書調整件数	活動実績		件	253,937	-	-	
		当初見込み		件	527,321	-	-	-
単位当たりコスト		算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
単位当たりコスト	執行額/出入国管理業務取扱件数	単位当たりコスト		円	75	73	67	76
		計算式		百万円/件	4,244/56,785,686	4,270/58,464,714	4,208/63,183,762	5,131/67,528,153
平成27・28年度予算内訳 (単位：百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	諸謝金	188						
	旅費	411						
	庁費の類	4,532						
	計	5,131	0					

事業所管部局による点検・改善					
		項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	出入国の公正な管理を目的とするものであるため、国が実施すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	同上	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	同上	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	一般競争入札を原則とし、競争性が確保されている。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	同上	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	同上	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	予算執行調査の結果を踏まえ、光熱水料を見直した。	
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		-		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	活動実績は、概ね見込みにあったものとなっている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	同上	
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	同上	
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	単位コストについて、減少傾向にあることから、適切な予算措置がなされている。			
	改善の方向性	各業務の実施状況について、執行実績の分析・点検を行うこととし、必要に応じて見直しを行い、適切に予算に反映することとする。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	62.65	平成23年度	58.61	平成24年度	63.65
平成25年度	71.74	平成26年度	59.61		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.トッパンフォームズ株式会社			E.新関西国際空港株式会社		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	印刷製本費	各種出入国記録用紙印刷費	129	雑役務費	空気調和料及び管理費等	137
				土地建物借料	土地建物使用料	133
				光熱水料	光熱水料	22
	計		129	計		292
	B.独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所			F.株式会社アバンセコーポレーション		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	諸謝金	調査・研究謝金	3	諸謝金	通訳・翻訳謝金	12
	計		3	計		12
C.名鉄観光サービス株式会社			G.株式会社ワールドワイド			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
旅費	旅費チケット代	3	旅費	旅費チケット代	22	
計		3	計		22	
D.東京入国管理局ほか10庁			H.			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
	各会計機関への予算配分	3,722				
計		3,722	計		0	

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	トッパンフォームズ株式会社	各種出入国記録用紙の印刷	84	7	93.2%
2	トッパンフォームズ株式会社	各種出入国記録用紙の印刷	45	7	99.3%
3	株式会社三幸	入国審査官等合服等の製造	24	6	97.7%
4	新陽株式会社	入国審査官等盛夏上衣等の製造	20	4	98%
5	広友物産株式会社	縦型出入国審査カウンターの製造等	19	2	98.6%
6	末友印版工業株式会社	上陸許可証印等の購入	19	随意契約	-
7	株式会社キャリア	情報開示係補助業務に係る人材派遣	18	5	89.5%
8	株式会社武田商店	証票の製造	12	2	96.6%
9	日本郵便株式会社	後納郵便料	11	随意契約	-
10	朝日梱包株式会社	梱包発送費	10	2	91.1%
11	独立行政法人国立印刷局	在留資格認定証明書等の印刷	9	随意契約	-

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所	調査・研究依頼謝金	3	-	-
2	株式会社ジャパンプレミアム	翻訳謝金	2	-	-
3	株式会社ホンヤク社	翻訳謝金	1	-	-
4	株式会社エアクレール	翻訳謝金	1	-	-
5	株式会社日本翻訳センター	翻訳謝金	0.8	-	-
6	個人A	出席依頼謝金	0.3	-	-
7	個人B	意見書作成依頼謝金	0.3	-	-
8	個人C	出席依頼謝金	0.3	-	-
9	個人D	出席依頼謝金	0.3	-	-
10	個人E	出席依頼謝金	0.3	-	-

C

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	名鉄観光サービス株式会社	旅行チケット代	3	-	-
2	職員A	第三国定住調査等に要した旅費	0.9	-	-
3	職員B	第三国定住調査等に要した旅費	0.9	-	-
4	職員C	第三国定住調査等に要した旅費	0.5	-	-
5	職員D	船上審査に要した旅費	0.4	-	-
6	職員E	第三国定住調査等に要した旅費	0.4	-	-
7	職員F	監査・指導等に要した旅費	0.3	-	-
8	職員G	船上審査に要した旅費	0.3	-	-
9	職員H	第三国定住調査等に要した旅費	0.3	-	-
10	職員I	船上審査に要した旅費	0.3	-	-

D

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京入国管理局	予算配分	1,937	-	-
2	大阪入国管理局	予算配分	602	-	-
3	名古屋入国管理局	予算配分	498	-	-
4	福岡入国管理局	予算配分	340	-	-
5	札幌入国管理局	予算配分	85	-	-
6	西日本入国管理センター	予算配分	73	-	-
7	仙台入国管理局	予算配分	70	-	-
8	広島入国管理局	予算配分	55	-	-
9	高松入国管理局	予算配分	29	-	-
10	東日本入国管理センター	予算配分	20	-	-

E

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	新関西国際空港株式会社	LCCターミナル等空調和料及び管理費等	137	随意契約	-
2	新関西国際空港株式会社	LCCターミナル等土地建物使用料	133	随意契約	-
3	新関西国際空港株式会社	LCCターミナル等光熱水料	22	随意契約	-
4	首都圏ビルサービス協同組合	東京局庁舎警備等業務委託	125	3	93.7%
5	首都圏ビルサービス協同組合	成田空港審査場警備監視等業務委託	65	2	99.5%
6	首都圏ビルサービス協同組合	羽田空港審査場警備監視等業務委託等	41	3	99.6%
7	成田国際空港株式会社	成田空港分庁舎土地建物使用料等	132	随意契約	-
8	東京ベイサイドビルサービス協同組合	成田空港審査ブースコンシェルジュ業務委託	104	3	82%
9	東京国際空港ターミナル株式会社	羽田空港専用部分維持管理料等	93	随意契約	-
10	オリックス・ファシリティーズ株式会社	名古屋局庁舎設備維持管理業務委託等	89	5	74.8%
11	福岡空港ビルディング株式会社	土地建物使用料等	86	随意契約	-
12	三菱UFJ信託銀行	土地建物使用料	71	随意契約	-
13	関西電力株式会社	電気使用料	62	1	94.5%
14	中部国際空港(株)	土地建物使用料等	55	随意契約	-

F

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社アバンセコーポレーション	翻訳謝金	12	-	-
2	個人A	通訳・翻訳謝金	4	-	-
3	個人B	通訳・翻訳謝金	3	-	-
4	個人C	通訳・翻訳謝金	3	-	-
5	株式会社日本翻訳センター	翻訳謝金	3	-	-
6	個人D	通訳・翻訳謝金	2	-	-
7	個人E	通訳・翻訳謝金	2	-	-
8	個人F	通訳・翻訳謝金	2	-	-
9	個人G	通訳・翻訳謝金	2	-	-
10	個人H	通訳・翻訳謝金	2	-	-

G

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社ワールドワイド	旅行チケット代	22	-	-
2	九州旅客鉄道株式会社	旅行チケット代	20	-	-
3	有限会社ジーエストラベル	旅行チケット代	3	-	-
4	有限会社アロースターインターナショナル	旅行チケット代	1	-	-
5	職員A	摘発及び調査に要した旅費	1	-	-
6	職員B	摘発及び調査に要した旅費	1	-	-
7	職員C	摘発及び調査に要した旅費	1	-	-
8	職員D	摘発及び調査に要した旅費	1	-	-
9	職員E	摘発及び調査に要した旅費	1	-	-
10	職員F	摘発及び調査に要した旅費	1	-	-
支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載			<input type="checkbox"/> チェック		

出入国管理

IMMIGRATION2014



法務省入国管理局

世界の中の日本、 だから日本の中の世界を大切にしたい...

日本を訪れる外国人—その数は一日約3万人に及びます。また、その1.5倍以上の日本人が毎日海外へ旅立っています。日本に滞在する外国人の国籍も世界のほとんどの国に及び、私たちの身近なところで外国人とのかわりが日に日に深まっています。

いろいろな国の人々が日本を訪れ生活することは、国際的な相互理解の増進に役立ち、国際社会の中にある我が国にとって益々重要な意味を持つようになっていきます。外国人を円滑に受け入れられるようにすることは日本社会にとっても大切です。一方、外国人を受け入れるに当たっては、日本社会の安全や利益が守られ、日本人が安心して外国人と共生できる仕組みの強化が社会の要請となっています。

「世界の中の日本」であるからこそ「日本の中の世界」である外国人と上手に付き合っていくたいものです。出入国管理は、こうした国際交流が効果的に行われるよう、国内での摩擦や好ましくない問題を生じないよう考えながら実施していく行政であり、まさに世界と日本を結ぶ役割を果たしています。

出入国管理行政を担当するのは、法務省の入国管理局とその出先機関で、一般に「入管」又は「イミグレーション」と呼ばれています。出入国管理の基本法は、「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」と略称します。）です。

INDEX

- ◆ 入管の仕事 4~14
- 1. すべての人の出入国の公正な管理 4
- 2. 外国人の在留の管理 8
- 3. 中長期在留者の在留管理制度 10
- 4. 外国人の退去強制 12
- 5. 難民の認定 14
- ◆ 近年の出入国管理政策 15~21
- 6. 特別永住者証明書、
在留カードへの切替え案内 15
- 7. 自動化ゲート 16
- 8. インフォメーションセンター 16
- 9. 高度人材ポイント制 17
- 10. 人身取引対策 18
- 11. 国際テロ対策 18
- 12. 第4次出入国管理基本計画 19
- 13. 入管法が変わります 20
- ◆ 入管の職員 22
- ◆ 入管の機構 23

<写真>羽田空港（提供：東京国際空港ターミナル株式会社）

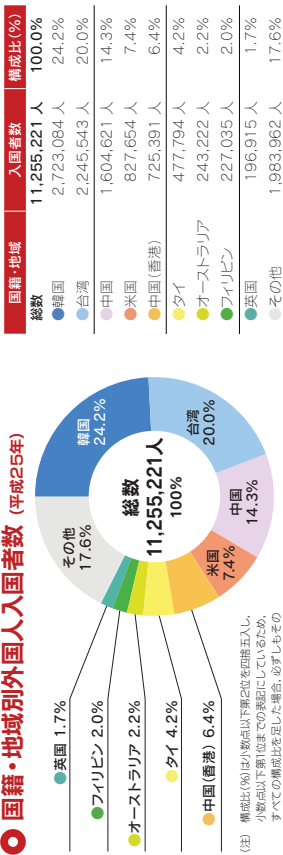
1

すべての人の出入国の公正な管理

国境を越える人々、そのスムーズな移動のために...

国際化時代の中で、日本は世界に向かってできる限り扉を開くようにしています。とは言っても、外国人が何らの制限や審査も受けずに自由に日本に出入りし、仕事につき、生活しようというわけではありませぬ。外国人がどのような目的で日本を訪れ、どのくらい滞在するのか、それが日本人の生活をおやかすことがないのか、どのような目的で日本の法令に基づいて判断し、日本に滞在することができるかが決められます。これを行う入国管理の仕事は、人の交流が活発になればなるほど一層重要になってきています。正当な目的をもって来日しようとする人がスムーズに入国し安心して生活できるようにするとともに、日本での滞在を認めてはならないような外国人から日本国民の生命・安全や産業・国民生活上の利益を守ることも、また入国の仕事です。

国籍・地域別外国人入国者数 (平成25年)



我が国に外国人を受け入れるに当たっては、国際社会における我が国における我が国の役割や、我が国の地理的・歴史的な背景などを考慮し、内外社会の現況や動向を十分に見極めた上で、そのルールづくりがなされるよう、関係省庁や関係団体との協議・意見交換が重ねられています。

外国人の入国の審査

1 外国人は旅券(パスポート)と査証(ビザ)を持って日本に来ます。

自動ゲート
外国人の入国審査官による入国審査

2 日本の出入国港へ着いた外国人は、上陸の申請を行い、この際、免除対象者を除き個人識別情報(指紋及び顔写真)を提供します。

入国審査官による入国審査

在留資格認定証明書

日本に入国を希望する外国人又はその代理人(日本国内居住)は、滞留地の地方入国管理庁へ申請書類を提出することにより、事前に、在留資格の認定を受けることができます。こうした認定を受けた外国人には「在留資格認定証明書」が交付されます。査証(ビザ)発給申請の際、我が国の空港等における上陸審査の際に、この証明書を提出すれば、審査がスムーズになります。

査証

出発前に海外にある日本の大使館や領事館で取得するもので、日本に入国する際には、原則としてその取得が求められており、外国人の持っている旅券や入国カードであることの確認、入国させるにも支障がないという推薦の意味があります。

査証免除

短期間の滞在を予定する外国人については国際移動の円滑化を図るため、国と国との間で相互に査証を免除する取決めを結ぶことがあり、平成27年1月1日現在日本は77の国・地域の一環として、査証所特許に対する査証免除措置を実施しています。

上陸拒否

日本に入国しようとする外国人は、上陸審査において上陸のための条件を満たしていないと判断された場合には、上陸が拒否されることになります。



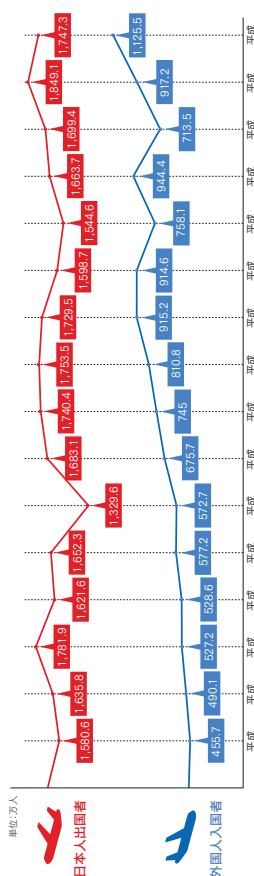
1 すべての人出入国の公正な管理

在留資格一覧表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が授けられた外国の外交使節団員、参事長もしくは国際機関により外交使節と同等の特権を受けられ、これらと同一の地位に属する業務の執行に当たっての活動	外国政府の参事長、公使、参事長、大使館員、参事長及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府の代表として、国際機関の機関に在籍する者又はその者と同一の地位に属する業務の執行としての活動	外国政府の大使館、領事館の職員、国際機関等の公の公用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに相当する機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	活動収入を専ら音楽、美術、文学その他の芸術上の活動に専ら従事し、研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは指導する活動	作曲家、画家、音楽家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体に本邦に所属する者又はこれらと同一の地位に属する業務の執行に当たっての活動	外国の宗教団体の代表者、カソマン	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関に本邦に所属する者又はこれらと同一の地位に属する業務の執行に当たっての活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月
高度専門職	高度の専門的知識を有する人物として、法務令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済発展に寄与することが見込まれるもの	ポイント制による高度人材	1) 5年、2) 5年又は3月
経営・管理	本邦において経営その他の業務の管理を行うこと又は当該業務の管理に従事する活動	企業の経営者・管理者	5年、3年、1年又は3月
法律・会計業務	本邦において法律、会計その他の業務の管理を行うこと又は当該業務の管理に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	本邦において医師その他の業務の管理を行うこと又は当該業務の管理に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公営機関、私立研究機関、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくはこれらに所属する者が行う研究活動	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の公営機関、私立研究機関、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくはこれらに所属する者が行う教育活動	中学校、高等学校等の教員等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公営機関、私立研究機関、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくはこれらに所属する者が行う技術、工学その他の自然科学の分野若しくは法医学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する業務に従事する活動	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の工学技術員、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業イキカ	本邦において経営その他の業務の管理を行うこと又は当該業務の管理に従事する活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
興行	本邦において興行その他の業務の管理を行うこと又は当該業務の管理に従事する活動	俳優、歌手、ダンサー、プロレス選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	本邦において技能その他の業務の管理を行うこと又は当該業務の管理に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、高度専門職の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
技能実習生	本邦の公営機関、私立研究機関、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくはこれらに所属する者が行う技能実習活動	技能実習生	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間(1年を超えない範囲)

※平成27年4月現在

IMMIGRATION 2014 多くの外国人の公正な管理



上陸許可証印 (シール式)

2014年7月1日に観光、商用、親族訪問など、短期間日本に滞在する目的で在留期間90日を許可され、成田空港第3旅客ターミナルビルから上陸したことを意味しています。

見本

在留カード

上陸許可証印 (押印式)

在留カード

見本

(中長期在留者となった方、大空港(成田・羽田・中部・関西空港)から入国した方に交付されます。)

外国人入国者、日本人出国者の推移

4 これ正式に日本への上陸が許可されたことになりました

3 入国審査官は旅券、写真、そして必要な事項の記載された出入国記録カード(EDカードと呼ばれる)等によって、その外国人の上陸を認めようかどうかの審査をします。

4 外国人の旅券に上陸許可の証明をします。

※ 成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港においては、上陸許可によって中長期在留者となった方には在留カードを交付します。その外国人の入国申請では、在留カードを後日交付する旨を記載します。

EDカード

旅券・写真

特別上陸許可

特別上陸許可

航空機や船舶の乗員又は乗客に対して、一定の条件の下に簡易な手続きで、特例上陸許可を「特別上陸許可」の別名で発給します。(特別上陸許可には香港地上陸許可、船舶観光上陸許可、通過上陸許可、乗員上陸許可、緊急上陸許可、遭難による上陸許可、一時帰国のための上陸許可があります。平成25年に特別上陸許可を受けた外国人は約217万人です。)

在留期間

それぞれの在留資格ごとに、在留できる期間(一度の許可で在留できる期間)が定められています。この在留期間が日本国内で更新が可能です。

在留資格

入国の際に「外国人入国・在留」の目的に応じて入国審査官から与えられる資格(G3種類:PG6「在留資格」を参照)で、外国人はこの資格の範囲内で活動することができます。

5 入国の仕事 すべての人出入国の公正な管理

外国人の在留の管理

正しい在留でENJOY JAPAN...

日本に在留する外国人は、上陸のときに決定された在留資格と在留期間の範囲内であれば自由に安心して活動することができ、その在留資格を変更したい、在留期間を超えて在留したいなどというときは日本の法令に基づいた入管で許可を受けなければなりません。我が国は、このように在留資格や在留期間により、外国人の日本における活動と滞在を保証すると同時に、これらの審査を通じて日本国民の利益や治安が害されることがないように配慮しつつ、外国人の在留の適正な管理に努めています。



在留審査窓口

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	取入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技術について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを得得る活動(この表の附則、研修の項に掲げる活動を除く)	日本文化の研究調査等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期滞在して行う観光、保養、スポーツ、婚約の訪問、見学、講習又は余暇への参加、業務研修その他のこれらに類する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間
留学	本邦の大学、高等専門学校(中等教育学校の後期課程を含む。)若しくは特別支援学校の高等部、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校の中学校、小学校若しくは特別支援学校の小学校、専門学校若しくは各種学校又は設備及び编制にこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月	
研修	本邦の公的機関の依頼に基づき受け入れられて行う技術等の研修を受ける活動(この表の附則第1号、留学の項に掲げる活動を除く)	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	この表の附則第2号から文化活動まででの在留資格をもって在留する者(特別永住者を除く)の配偶者、子	在留外国人が扶養する配偶者、子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年、6月又は3月
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の要請受用者、ワーキングホリデー、経営者(株決定)に基づく外国人就職者、師・介護福祉士・保健師等	5年、4年、3年、2年、1年、6月又は3月 能々に指定する期間(5年を超えない範囲)

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認めらる者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入籍、特別法の情状が永住者(定住者)を除く)	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別永住者又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別永住者	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している者	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別(な理由を考慮し一定の在留期間を指定して)永住を認めらる者	第三国定住難民、日本3世、中国残留外国人等	5年、3年、1年、6月又は3月 法務大臣が個々に指定する期間(5年を超えない範囲)

外国人の出国の確認

日本での活動を終えた外国人は出国し、外国人は出入国港から出国します。

外国人が日本から出国するときは、入国審査官が旅券に出国の証印をします。この場合、刑を免れようとして国外に逃亡を図る外国人については、出国の証印をせず、一定の時間出国の確認を留保することがあります。



出国の確認



入国証印の
印影

日本人の出国の確認

日本人が海外に出かけるときには、旅券の発行を受け、必要に応じて渡航先の国の査証を取得します。

入国審査官は、日本人が出国するときも旅券を確認し、旅券に証印をしています。

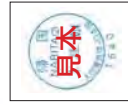
日本人の帰国の確認

帰国した日本人は、再入国審査官に旅券を提出します。

入国審査官は、帰国の事実を確認し、旅券に証印をして帰国のチェックは完了します。



帰国の確認



帰国証印の
印影

ビジネスで長期滞在していますが、休みを利用して帰国します。



再入国許可(※)を受けると便利です。

※「みなし再入国許可」について
有効な旅券及び生体カードを所持する外国人の方が出国する際、出国後1年以内で本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要はなく、この制度を「みなし再入国許可」といいます。みなし再入国許可により出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後1年以内(注)に再入国しないとい在留資格が失われることになります。

(注)在留期間が出国後1年未満の間に到着する場合は、その在留期限までに再入国してください。

留学生として在留中ですが、アルバイトはできませんか。



許可された活動以外の就労活動(アルバイト)を行うことを希望する場合は、資格外活動許可の申請をしてください。

大学教授として在留中ですが、大学との契約を延長したので、引き続き日本で働きたいのですが...





許可された在留期間を超えて在留を希望する場合は、在留期間更新の申請をしてください。



日本の女性と結婚したのですが…。
現在の在留目的を変更して在留を希望する場合は、**在留資格変更**の申請をしてください。






私たちが外国人夫婦に子供が生まれました…。
出生・日本国籍の離脱などにより、日本において外国人として在留することになった場合は、**在留資格**を取得する必要があります。

長く日本で生活してきたので、このまま日本で一生を過ごしたい…。
日本に**永住**を希望する場合は、**永住許可**の申請をしてください。






就職しようとする会社から働いてもよいという証明書を提出するように言われましたが…。
就労資格証明書の申請をしてください。

私は永住者ですが、外国人登録証明書を持っています。
16歳以上の永住者が持っている外国人登録証明書は、遅くとも**平成27年7月8日**までに「在留カード」に切り替える必要があります。詳しくはP15をご覧ください。

※ 16歳以上の特別永住者の方は、お持ちの外国人登録証明書の次回確認(切替)申請期間の満期である誕生日から平成27年7月8日のいずれが選べる日までに市区町村の窓口で特別永住者証明書を切り替える必要があります。

(参考) ● **在留外国人数の推移** (各年単位)

年	在留外国人数
平成4年	1,281,644人 (1.03%)
平成9年	1,482,707人 (1.18%)
平成14年	1,851,758人 (1.45%)
平成19年	2,152,973人 (1.68%)
平成24年	2,033,656人 (1.59%)
平成25年	2,066,445人 (1.62%)

(注) 平成25年以前は外国人登録数、平成24年以降は中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

● **国籍・地域別在留外国人数** (平成25年7月末日現在)

国籍・地域	在留外国人数	構成比(%)
中国	649,078人	31.4%
韓国・朝鮮	519,740人	25.2%
フィリピン	209,183人	10.1%
ブラジル	181,317人	8.8%
ベトナム	72,256人	3.5%
その他	434,871人	21.0%
計	2,066,445人	100.0%

(注) 構成比(%)は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第3位までの累計としているため、すべてを合計した場合は100%とは限りません。

3 中長期在留者の在留管理制度

平成21年7月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号。以下「平成21年改正法」と略称します。)により、平成24年7月9日から、入管法上の在留資格をもって本邦に中長期に在留する外国人(以下「中長期在留者」と略称します。)を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する在留管理制度が施行されています。

中長期在留者の在留管理制度の対象者

在留管理制度の対象者となる中長期在留者とは、具体的には次の①～⑥のいずれにもあてはまらない外国人です。中長期在留者には、基本的な身分事項や在留資格などを記載した**在留カード**が交付されます。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
 - ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
 - ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
 - ④ 「特定活動」の在留資格が決定された、要東関係協会の本邦の事務所の(台北駐日経済文化代表処等)若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方
 - ⑤ 特別永住者(注)
 - ⑥ 在留資格を有しない人
- (注) 特別永住者には、「特別永住者証明書」が交付されます。

「在留カード」はどのようなカード?

在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可など、在留に係る許可に伴って交付されるものです。在留カードには偽造防止のためのICチップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されます。また、Webサイト上で在留カード番号の有効性を確認することもできます。



中長期在留者の在留管理制度に関する手続

中長期在留者は住居地を定めた場合又は住居地を変更した場合には、事由が生じた日から14日以内に在留カードを提示した上で市区町村の窓口においてその旨を届け出る必要があります。

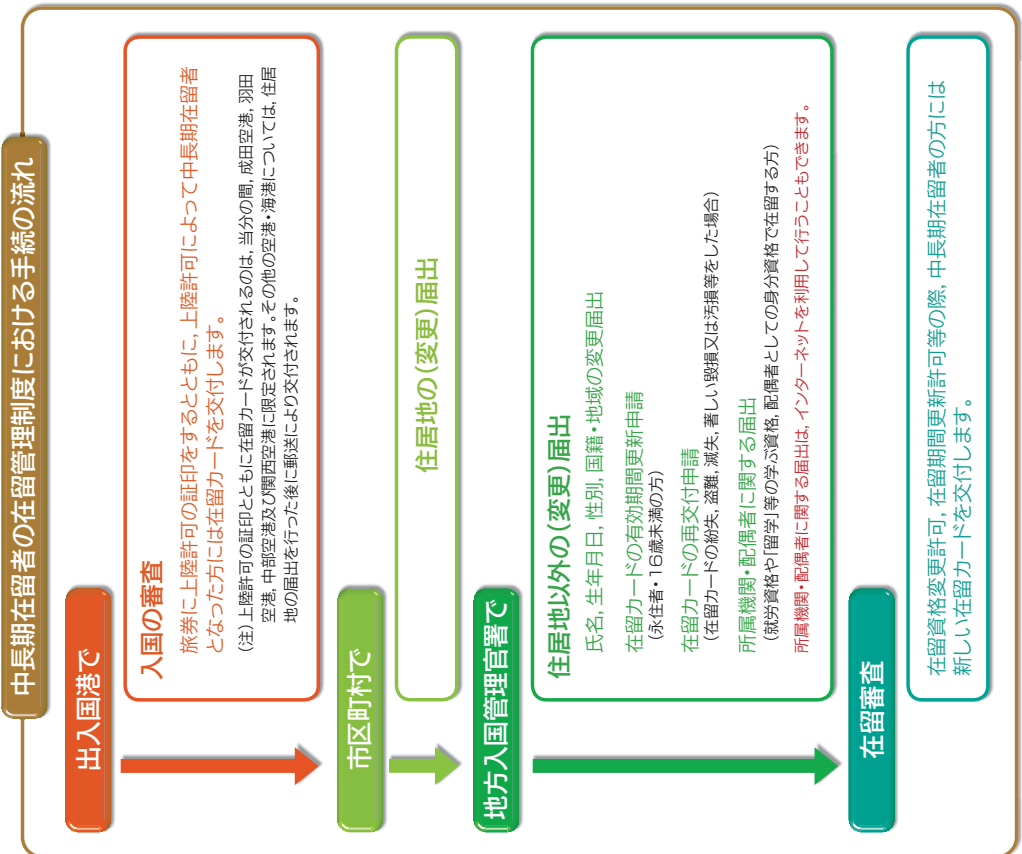
また、氏名等の在留カードの記載事項に変更が生じた場合や有効期間を更新する場合には一定の期間内に地方入国管理官署に届出・申請をすることがあります。

その他就労資格や「留学」等の学ぶ資格、配偶者としての身分資格で在留する中長期在留者の方は、それぞれ所属機関や婚姻関係に変更が生じた場合には地方入国管理官署に届け出る必要があります。

詳しくは、こちらのWebサイトをご覧ください。

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiaact_1/index.html

検索



4 外国人の退去強制

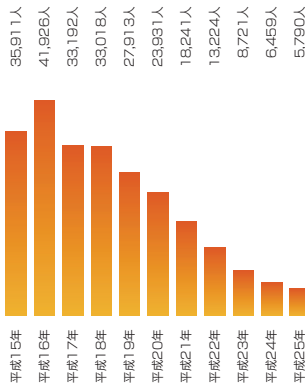
不法就労、密入国、犯罪…

外国人の一部には、不法に日本に入国したり、在留許可の範囲を超えて日本に滞在する人たちがいます。そのような外国人を法令に基づいて強制的に国外へ退去させ、日本国民の安全や利益が害されるのを防ぐのも入籍の仕事です。どのような場合に退去強制されることになるかは入籍法に定められています。

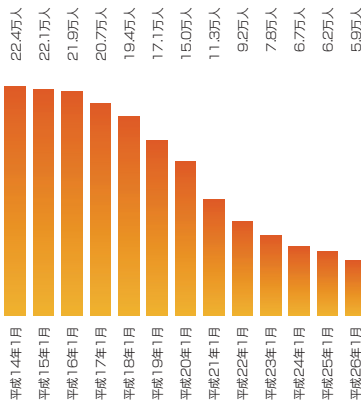
なお、平成25年に送還された外国人の数は次のとおりです。



○ 送還された外国人の推移



○ 外国人不法残留者の推移



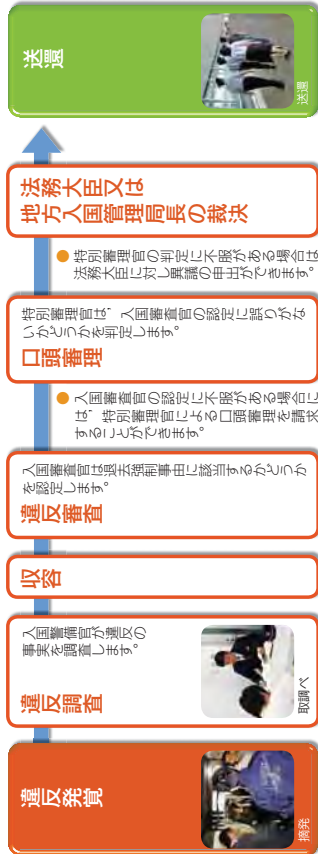
密航者の検挙

我が国に不法残留する外国人の数は、平成5年(約29万9千人)をピークにその増加に歯止めがかかったものの、現在でも約5.9万人に及び、その大部分は不法就労しているものと見られています。不法就労する外国人の存在は、日本の労働市場に悪影響を与えるだけでなく、風俗、治安などいろいろな分野にわたって様々な問題を引き起こしている一方で、劣悪な環境下での労働を強いられるなどの被害に及ぶ事実も生じています。

退去強制するか否かの決定に際しては、違反調査、違反審査、口頭審理等を通じ、事実関係のほか、外国人の状況をくみとるための手続が慎重に行われています。

退去強制事由に該当する外国人については、退去強制手続を執ることとなりますが、我が国では入管法に定める退去強制事由に該当した外国人のすべてが国外へ退去されるのではなく、日本での生活歴、家族状況等が考慮され法務大臣から在留を特別に許可される場合があります。

退去強制手続の流れ図

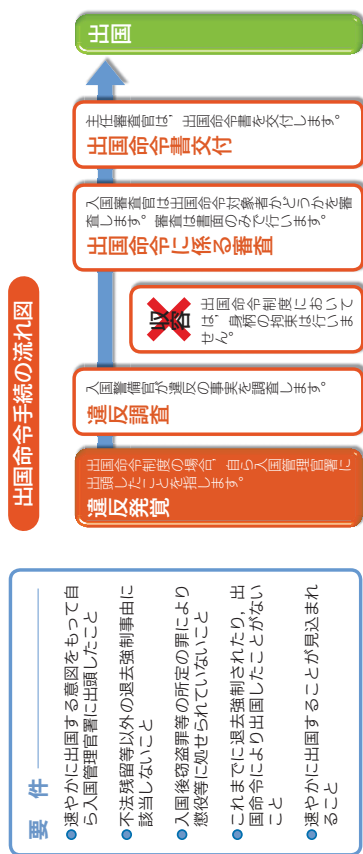


退去強制と決定された外国人は、速やかにその国籍国などへ送還されることとなります。直ちに送還することができないときは、送還できるようになるまで、茨城県牛久市、大阪府茨木市及び兵庫県大村市にある入国管理センターに収容されることとなります。

また、不法滞在者の自発的な帰国推進のため、入管法違反者のうち、一定の要件を満たす不法残留者について、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる「出国命令制度」があり、平成25年にはこの制度の対象者として2,479人が出国しています。

※出国命令により出国した者の上陸拒否期間は1年になります。
 ※2015年(平成27年)1月1日から開始となる「船舶観光上陸許可」制度(P21参照)の導入後は、不法残留者だけでなく、船舶観光上陸許可における帰船条件に違反して逃亡した者も、出国命令制度の対象に含まれることとなります。

出国命令手続の流れ図



5 難民の認定

国際社会の一員として…

我が国は、昭和56年に「難民の地位に関する条約(難民条約)」に加入し、難民認定制度を設けています。

難民とは、「人種、宗教、国籍、若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であつて、その国籍国の保護を受けることができないもの又はそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まないもの」をいいます。

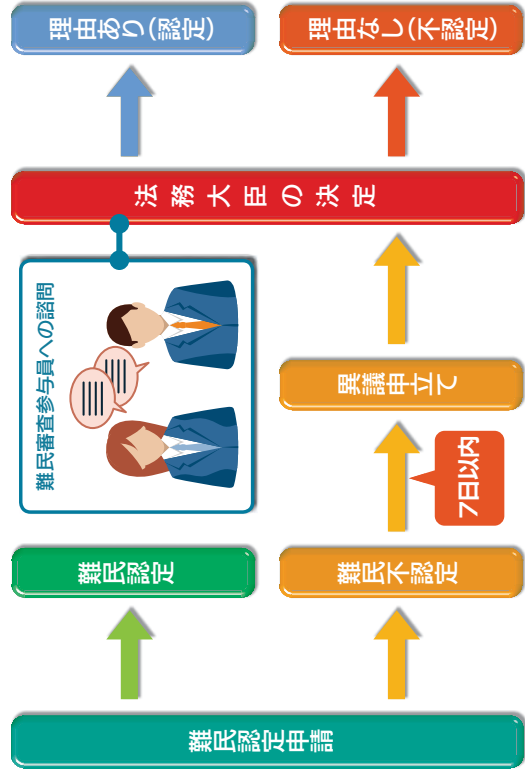
日本にいる外国人から難民認定の申請があつた場合には、難民であるか否かが審査され、難民と認定されると、その外国人は、外国を旅行するときには「難民旅行証明書」の交付を受けることができると、条約に定められている保護が与えられることとなります。

平成25年に我が国において難民認定申請を行った者は3,260人であり、過去最高の申請者数となっています。また、同年に難民として認定した者は6人(うち3人は異議申立手続における認定者)であり、難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に我が国への在留を認められた者は151人となっています。

そのほか、我が国では、平成22年度から、タイ国内において一時的に庇護されているチャンマー難民を第三国定住のパイロットケースとして受け入れ(平成22年度:27人、平成23年度:18人、平成24年度:16人)の来日が決定していたが、いずれも来日前に辞退、平成25年度:18人、平成26年度:23人)、定住支援を実施しており、入国管理局では主に受け入れ難民の選考手続を担当しています。

なお、我が国は、昭和58年にインドシナ難民受け入れを開始して以降、難民条約上の難民のほか、第三国定住難民、人道上の配慮を必要とする者を受け入れており、これらを合わせた数(庇護数)は平成25年末で14,281人となっています。

基本的な難民認定手続の流れ



6

特別永住者証明書、在留カードへの切替え案内

切り替えて安心!!

切替えの必要性

平成24年7月9日に施行された平成21年改正法により、特別永住者及び中長期在留者が所持する外国人登録証明書については、平成21年改正法の施行後一定期間は特別永住者証明書又は「在留カード」とみなされる(以下「みなし特別永住者証明書等」と略称します。)。ところ、この間にみなし特別永住者証明書等から特別永住者証明書又は「在留カード」へ切り替える必要があります。



みなし特別永住者証明書等の有効期間及び切替場所

1 みなし特別永住者証明書等の有効期間の満了日は下記の表のとおりです。

特別永住者の方

対象となる方	切り替える期限
平成24年(2012年)7月9日に16歳以上であった方	平成27年(2015年)7月8日まで
次回確認(切替)申請期間の満了日(※)	
平成24年(2012年)7月9日以前に16歳未満であった方	次回確認(切替)申請期間の満了日(※)
平成24年(2012年)7月9日に16歳未満であった方	16歳の誕生日まで

※次回確認(切替)申請期間の満了日(※)は、外国人登録証明書の券面(上記見本の□部分)で確認できます。

永住者の方

対象となる方	切り替える期限
平成24年(2012年)7月9日に16歳以上であった方	平成27年(2015年)7月8日まで
平成24年(2012年)7月9日に16歳未満であった方	16歳の誕生日まで
平成27年(2015年)7月9日以降に16歳の誕生日が到来する方	平成27年(2015年)7月8日まで

特別永住者及び永住者以外の方

対象となる方	切り替える期限
① 「特定活動」の在留資格を決定された方(入管法別表五の下の欄のイ、ロ又はハの活動を指定されている方)	在留期間の満了の日又は平成27年(2015年)7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日
② ①以外の方(3月を超えている在留期間を決定されている方)	在留期間の満了の日又は16歳の誕生日のいずれか早い日

2 申請窓口はこちら

特別永住者の方	住所地の市区町村の窓口
中長期在留者の方	最寄りの地方出入国管理機関、向支局及びこれらの出張所(空港のみを管轄する支局や出張所を除きます。)

近年の出入国管理政策 特別永住者証明書、在留カードへの切替え案内 15

7 自動化ゲート

海外出張や海外旅行の際、空港の出入国審査場が混雑することがあります。このような場合でも、「自動化ゲート」を御利用いただければスムーズに出入国の手続を行うことができます。

自動化ゲートを利用するためには、事前の利用者登録が必要です。利用者登録ができるのは、有効なパスポートを持つ日本人、また、外国人の方は再入国許可や、みなし再入国許可制度の対象となっている方です。

自動化ゲートは、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港に設置してあります。



自動化ゲート



自動化ゲート利用者登録カウンター



利用者登録の様子

8 インフォメーションセンター

インフォメーションセンター

外国人の中には日本の法律や社会制度などに不案内であったり、生活様式・風俗習慣・言語などが異なる方もいるので、「外国人在留総合インフォメーションセンター」を開設し、外国人及び在日関係者の方々への必要な案内を行っています。このインフォメーションセンターは、仙台・東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・広島・福岡の出入国管理局・支局に設置されており、英語のほか韓国語・中国語・スペイン語など様々な言語で、電話や来訪による外国人の入国・在留に関する手続についての相談に応じています。

ワンストップ型相談センター

地方公共団体の相談窓口と連携して、入国・在留手続等の行政手続のほか生活に関する相談及び情報提供を行うため、東京都新宿区、埼玉県さいたま市及び静岡県浜松市に設置しています。



インフォメーションセンター



ワンストップ型相談センター

近年の出入国管理政策 自動化ゲート・インフォメーションセンター 16

9 高度人材ポイント制

グローバル化が進む中、日本国内でも様々な分野で働く外国人が増えています。日本経済を活性化し、国際競争力を高めていくためには、国内の人材を最大限に活用するだけでなく、多様な価値観や経験、ノウハウ、技術をもった海外の優秀な人材を積極的に受け入れ、新たなイノベーションを生み出すことが重要です。「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度」は、そのような諸外国との人材獲得競争がある中で、優れた能力や技術等をもつ外国人の方々が、日本で生活しやすい環境を整備することにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的としています。

「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度」は、一定の就労資格に該当する外国人のうち、ご本人の希望に応じ、特に優れた人材（高度人材）を「ポイント制」という仕組みを通じて認定し、出入国管理上の優遇措置を講じる制度です。

本制度では、高度人材としての活動類型として「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」の3つを設け、それぞれの特性に応じて、「学歴」や「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設定しており、ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置が与えられます。

平成27年4月1日からは、高度人材のための新しい在留資格「高度専門職1号」が設けられるとともに、この在留資格で一定期間在留した方を対象とした、活動期限が大幅に緩和され在留期間が無期限の在留資格「高度専門職2号」が設けられています。

活動区分	該当例	ポイントの合計点
高度学術研究活動	基礎研究や最先端技術の研究を行う外国人研究者など	学歴・職歴・年収・年齢の各項目、特別加算項目（研究実績や資格、地位、その他）のポイントの合計点が70点以上
高度専門・技術活動	専門的な技術・知識などを生かして、新たな市場の獲得や新たな製品・技術開発などを担う外国人など	
高度経営・管理活動	日本企業のグローバルな事業展開などのため、豊富な実務経験などを生かして企業の経営・管理に従事する外国人など	

高度人材として、入国・在留が認められた方は、以下のような出入国管理上の優遇措置を受けられます。
(高度専門職1号の場合)

- 1 複合的な在留活動の許可
- 2 「5年」の在留期間の付与
- 3 在留歴に係る永住許可要件の緩和
- 4 配偶者の就労
- 5 親の帯同（一定の要件を満たすことが必要です。）
- 6 家事使用人の帯同（一定の要件を満たすことが必要です。）
- 7 入国・在留手続の優先処理

(高度専門職2号の場合)

- a. 高度専門職1号の活動と併せてほぼ全ての就労資格の活動を行うことができる (PG「在留資格一覧表」を参照)
- b. 在留期間が無期限となる
- c. 上記①から⑦までの優遇措置が受けられる

10 人身取引対策

人身取引防止のための取組

人身取引は、「トラフィッキング」ともいわれ、他人を売春させて搾取することや強制的な労働をさせることを目的として暴力、脅迫、誘拐、詐欺、立場の違いを悪用して人々を採用・輸送・売買・收受するなどの行為をいいます。このような人身取引は重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

我が国は、平成12年11月15日に国連において採択された「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（いわゆる「人身取引議定書」）に署名して以降、内閣官房、法務省、外務省、厚生労働省及び警察庁等による「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、一体となって、人身取引対策を推進してきました。

平成26年12月には、昨今における人身取引の現状等を踏まえ、「人身取引対策計画2014」を策定し、関係府省庁が更に緊密な連携を図りつつ、また、外国の関係機関、国際機関及びNGOとの関係を強化して、人身取引の防止を図るとともに、潜在化している可能性のある人身取引事案をより積極的に把握し、その撲滅と被害者の適切な保護を推進しています。

人身取引の撲滅!



11 国際テロ対策

日本の安全を守るために...

平成13年9月11日に米国で発生した同時多発テロを契機として、我が国では、国民の安全を確保するため、これまで様々な対策を講じてきました。テロの犠牲者となっているのは自らを守る特別な手段を持たない方々であり、テロは人類及び国際社会が直面する脅威となっています。

入国管理局ではテロリストの水際での防止に関し、様々な取組を行っており、関係機関との連携を深めつつ、平成19年11月

20日から指紋等の個人識別情報を活用した上陸審査を行うなどテロリストの入国防止を厳格に行っております。



個人識別情報を活用した上陸審査

テロの未然防止に関する取組

- 在留資格認定証明書交付申請の厳格な審査
- 厳格な査証審査のための外務省（在外公館）との連携
- 偽造文書鑑識の充実、強化
- 事前旅客情報システム (APIS) の導入
- 上陸審査時に外国人（特別永住者を除く）に指紋等の個人識別情報の提供の義務付け
- テロリストの退去強制事由の整備
- 船積等の属に対する乗員・乗客に係る事項の事前提出の義務付け
- ICPO附次、強制旅客データベース検索システムを活用した審査の実施
- 乗客予約記録 (PNR) の取得を制度化（平成27年1月1日から実施）

テロリストの入国を未然に防止し、大部分の悪質な外国人に対する無用な警戒感を払拭

12 第4次 出入国管理基本計画

出入国管理基本計画とは

入管法第61条の10に基づき、外国人の入国・在留の管理に関する施策の基本となるべき計画であり、①入国・在留する外国人の状況、②外国人の入国・在留管理の指針、③その他の施策を法務大臣が定めることとされています。

第4次出入国管理基本計画は、当面5年の期間を想定して平成22年3月に策定されました。

第4次出入国管理基本計画(平成22年3月策定)の概要

出入国管理行政の方針

- 本格的な人口減少時代が到来する中、我が国の社会が活力を維持しつつ、持続的に発展するとともに、アジア地域の活力を取り込んでいくとの観点から、積極的な外国人の受入れ施策を推進していく
- 我が国社会の秩序を維持し、治安や国民の安全を守るため、テロリストや犯罪者の入国を確実に水際で阻止し、また、依然として相当数存在する不法滞在者や今後増加が懸念される偽装滞在者対策等を強力に推進するとともに、法違反者の状況に配慮した適正な取扱いを行っている
- 我が国における在留外国人の増加、活動内容の多様化等に対応し、在留外国人の居住・在留状況を正確に把握するために導入される新たな在留管理制度を適切に運用し、情報を活用した適正な在留管理を行っていくとともに、地方公共団体における円滑な行政サービスの実施に必要な情報の提供を行うなど、外国人の利便性の向上に努めていく
- 国際社会の一員として、難民の適正かつ迅速な庇護を推進していく

具体的施策

- | | |
|--|---|
| 我が国社会に活力をもたらす外国人の円滑な受入れ <ol style="list-style-type: none"> 1 経済成長に寄与するなど社会のニーズにこたえうる人材の受入れ 2 日系人の受入れ 3 国際交流の一層の推進 4 留学生の適正な受入れの推進 5 研修・技能実習制度の適正化への取組 6 外国人の受入れについての国民的議論の活性化 | 安全・安心な社会の実現に向けた不法滞在者対策等の推進 <ol style="list-style-type: none"> 1 厳格な出入国審査等の水際対策の実施 2 国内に不法滞在・偽装滞在する者への対策の推進 3 被疑者処遇の一層の適正化に向けた取組 4 在留特別許可の適正な運用 |
| 新たな在留管理制度の円滑な導入と同制度に基づく出入国管理行政の展開 <ol style="list-style-type: none"> 1 情報を活用した適正な在留管理の実現 2 外国人との共生社会の実現に向けた取組 | 難民の適正かつ迅速な庇護の推進 <ol style="list-style-type: none"> 1 適正かつ迅速な難民認定のための取組 2 第三国居住による難民の受入れ |

「活力ある豊かな社会」「安全・安心な社会」「外国人との共生社会」の実現

詳しくは、こちらのWebサイトをご覧ください。

<http://www.moj.go.jp/content/000054439.pdf>

検索

13 入管法が変わります

平成26年の通常国会において、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(平成26年法律第74号)が可決・成立し、平成26年6月18日に公布されました。この改正法は、経済のグローバル化の中で、我が国の経済の発展に寄与する外国人の受入れを促進するため、高度の専門的な能力を有する外国人に係る在留資格を設ける等の在留資格の整備を行うほか、上陸審査の手続の一層の円滑化のための措置等を講ずるものです。

改正の主なポイント

その1 在留資格を整備しました。

以下のとおり在留資格を整備しました。その結果、在留資格は33種類となりました。

1 高度人材のための新たな在留資格「高度専門職」を創設しました。

高度の専門的な能力を有する外国人の受入れの促進のための措置として、「特定活動」の在留資格を付与し、各種の出入国管理上の優遇措置を実施していた高度人材の方を対象とした新たな在留資格「高度専門職1号」を設けるとともに、この在留資格をもって一定期間在留した方を対象とした、活動制限を大幅に緩和し在留期間が無期限の在留資格「高度専門職2号」を設けました。

なお、改正法の施行時点において「特定活動(高度人材)」の在留資格を有していた方は、引き続き、従前の在留期間の満了日までに「特定活動」の在留資格をもって、従前と同じ範囲の活動を行うことができます。また、このような方については、一定の基準を満たせば、「高度専門職1号」の在留資格を経ることなく、直接、「高度専門職2号」の在留資格への変更許可申請をすることができ



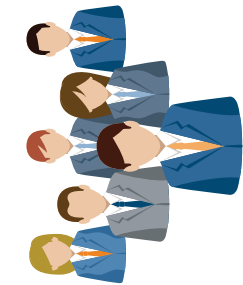
2 在留資格「投資・経営」が「経営・管理」へ変わりました。

日本国内企業において事業の経営・管理活動を行う外国人を広く迎え入れることができるよう、「投資・経営」の在留資格の名称を「経営・管理」に改め、これまでの外国資本との結びつきの要件をなくしました。これにより、国内資本企業の経営・管理を行うことも同在留資格によってできるようになりました。



2015年(平成27年)4月1日スタート!

3 在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」を一本化しました。



専門的・技術的分野における外国人の受入れに関する企業等のニーズに柔軟に対応するため、業務に必要な知識の区分(理系・文系)に基づく「技術」と「人文知識・国際業務」の区分をなくし、包括的な在留資格「技術・人文知識・国際業務」へと一本化しました。

2015年
(平成27年)
4月1日
スタート!

4 在留資格「留学」が付与される方の範囲を中学生や小学生まで広げました。

学校教育の場における、低年齢からの国際交流促進に資するため、中学生、小学生の留学生にも在留資格「留学」が付与されます。

2015年
(平成27年)
1月1日
スタート!

その2 上陸審査の円滑化に向けた手続を新しく設けます。

1 クルーズ船の外国人旅客に係る入国審査手続について、円滑化を図りました。



法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める「船舶観光上陸許可」制度を設けました。

また、航空機で入国し「短期滞在」の在留資格を与えられた外国人が、我が国から他国に渡って我が国に戻る航路のクルーズ船に乗り、一定期間内に当該クルーズ船で再入国する場合(いわゆるフライ・アンド・クルーズの場合)には、原則として再入国許可を要しないものとなりました。

2015年
(平成27年)
1月1日
スタート!

2 信頼できる渡航者について、出入国手続の円滑化を図ります。

自動化ゲートを利用できる対象者の範囲を、頻繁に来日し、我が国に短期間滞在する外国人のうち、事前に指紋等の個人識別情報を提供して審査を受け、出入国管理上、問題を生じるおそれがないと認められた登録したものに拡大し、その外国人の上陸許可の証印を省略できるようにするとともに、上陸許可の証印に代わる上陸許可の証明手段(特定登録者カード)を設けます。

公布の日から
2年6月
以内に
スタート!

(※) 施行日は政令で定めます。

平成27年度行政事業レビューシート

(法務省)

事業名	バイオメトリクスシステムの維持・管理			担当部局	入国管理局		作成責任者
事業開始年度	平成19年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課		総務課長 石岡 邦章
会計区分	一般会計			政策・施策名	出入国の公正な管理 V-12-(1) 出入国の公正な管理		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	出入国管理及び難民認定法			関係する計画、 通知等	・日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日) ・観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014 (平成26年6月17日) ・「世界一安全な国日本」創造戦略(平成25年12月10日)		
主要政策・施策	観光立国			主要経費	その他の事項経費		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	<ul style="list-style-type: none"> 個人識別情報(バイオメトリクス)システムによる上陸審査の厳格化 国民の生命と安全を脅かすテロリストのほか、偽変造旅券等を利用して繰り返し不法入国する者など、我が国にとって好ましくない外国人の上陸を未然に防止することを目的とする。 自動化ゲートシステムによる出入(帰)国手続の円滑化 出入(帰)国手続の簡素化・迅速化を図り、日本人及び本邦に在留する外国人の利便性の向上に資することを目的とする。 出入国管理行政をより円滑に実施するためにシステム構築・運用をしているところ、本事業は、上陸審査時に活用する個人識別情報(バイオメトリクス)システムの維持・管理に焦点を当てたものである。 						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> 個人識別情報システム 上陸審査時に外国人本人から取得した指紋及び顔写真からなる個人識別情報(バイオメトリクス)を、当局が保有する要注意人物リストと照合することによって、より正確かつ迅速な要注意人物の発見が可能となる。なお、照合の結果から要注意人物と疑われる者については、慎重審査に付し、入国が認められない人物であることが判明した場合には、退去強制、退去命令を行うこととなる。 自動化ゲートシステム 個人識別情報(バイオメトリクス)の事前登録を行った日本人及び外国人については、自動化ゲートの通過時に指紋、顔写真及び旅券情報を提供することにより、通常よりも簡易な手続による出入(帰)国が可能となる。 						
実施方法	直接実施、委託・請負						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		当初予算	3,456	3,896	5,119	4,132	
		補正予算	387	1,341	258	0	
		前年度から繰越し	0	0	0	0	
		翌年度へ繰越し	0	0	0	0	
		予備費等	0	0	0	0	
	計	3,843	5,237	5,377	4,132	0	
執行額	3,818	5,022	5,357				
執行率(%)	99%	96%	100%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度
	個人識別情報システムの稼働率100%を維持する	成果実績	%	100	100	100	
		目標値	%	100	100	100	-
		達成度	%	100%	100%	100%	
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載						<input type="checkbox"/> チェック	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	上陸申請時における外国人本人(特別永住者や16歳未満の者等、一部例外を除く)及び自動化ゲートを利用する日本人からのバイオメトリクス(指紋及び顔写真)の取得・照合件数 [うち自動化ゲート利用件数]	活動実績 件数	10,665,353 [1,000,602]	13,122,738 [1,299,799]	16,639,373 [1,660,826]		
	当初見込み	件数	8,078,190	12,974,778	17,257,266	23,681,466	
単位当たり コスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	(1)バイオメトリクス取得のコスト (執行額/バイオメトリクスの取得・照合件数)	単位当たり コスト 円	358	383	322	174	
	計算式	百万円/件数	3,818/ 10,665,353	5,022/ 13,122,738	5,357/ 16,639,373	4,132/ 23,681,466	
単位当たり コスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	(2)(1)のうち自動化ゲート利用のコスト (自動化ゲート分執行額/日本人自動化ゲート利用者数)	単位当たり コスト 円	63	429	126	109	
	計算式	百万円/件数	63/ 1,000,602	558/ 1,299,799	209/ 1,660,826	213/ 1,950,306	

平成27・28年度予算内訳 (単位：百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由
	情報処理業務庁費	4,132		
計	4,132	0		

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	我が国では、自国の安全や利益を守りつつ、円滑に外国人を受け入れるなど、公正な出入国管理を図ることが求められているところ、個人識別情報システムの維持・管理は、国民や社会のニーズを反映した事業目的である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	地方自治体、民間等の独自性や主体性が発揮されるべき業務ではない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	当該政策を達成する上で必要不可欠な優先度の高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	調達に当たっては、一般競争入札を原則としており、仕様書の作成においては、「法務省における情報システムに係る調達の基本方針」に基づき、競争性が確保されるよう作成している。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	単位当たりコストの水準は妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	費目・使途は事業目的に即し、真に必要なものに限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	出入国審査システムの活動実績は、見込みに見合ったものであり、十分に活用している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	同上
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	同上
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	<ul style="list-style-type: none"> 個人識別情報システムは、平成19年11月からシステムを稼働し運用を開始しており、現時点において、安定的な運用がなされている。 自動化ゲート利用者数は、前年に比べて増加しており、有効活用されている。 	
	改善の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 個人識別情報システムは、水際対策の徹底に不可欠なものであることから、引き続き、安定的な運用することとする。 平成26年度公開プロセスにおいて、外部有識者の意見があるように自動化ゲートの有効活用策も検討していく。 	
外部有識者の所見			
行政事業レビュー推進チームの所見			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			

備考

※平成22年度公開プロセス対象

事業名: バイオメトリクスシステムの維持・管理(レビューシート番号: 0067)

結果: 抜本的改善

とりまとめコメント:

公開プロセスにおいては、自動化ゲート(平成22年度: 予算額36百万円, 執行額39百万円)について費用対効果を明確にする必要があるとの指摘を受けた。これを踏まえ、自動化ゲートについては、現状の設備で、2011年までの利用状況を踏まえ、利便性、コストパフォーマンス等を検証して、その後の配置計画を検討すべきである。また、バイオ関係システム全体の保守経費の見直しを図り、経費の削減を図るべきである。

※委託調査の成果物の公表について

「バイオメトリクスシステムの処理能力向上に係る調査・研究」<http://www.moj.go.jp/content/000112236.pdf>

「訪日外国人2,500万人時代における出入国審査の在り方に係る調査・研究」<http://www.moj.go.jp/content/000112237.pdf>

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	67	平成23年度	63	平成24年度	68	
平成25年度	77	平成26年度	64			

法務省

5,357百万円

〔 出入国の公正な管理に必要な物品の賃貸借及び役務の契約 〕

【一般競争入札・随意契約】

A. 日本電気株式会社ほか

5,357百万円

〔 出入国管理業務個人識別情報システム用バイオメトリクス装置等賃貸借ほか 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A. 日本電気株式会社			E.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
借料及び損料	個人情報識別システム装置賃貸借料	3,291			
雑役務費	個人情報識別システムのハードウェア機器の更新に伴う改修作業	913			
備品費	個人情報識別システム用機器購入	183			
計		4,387	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

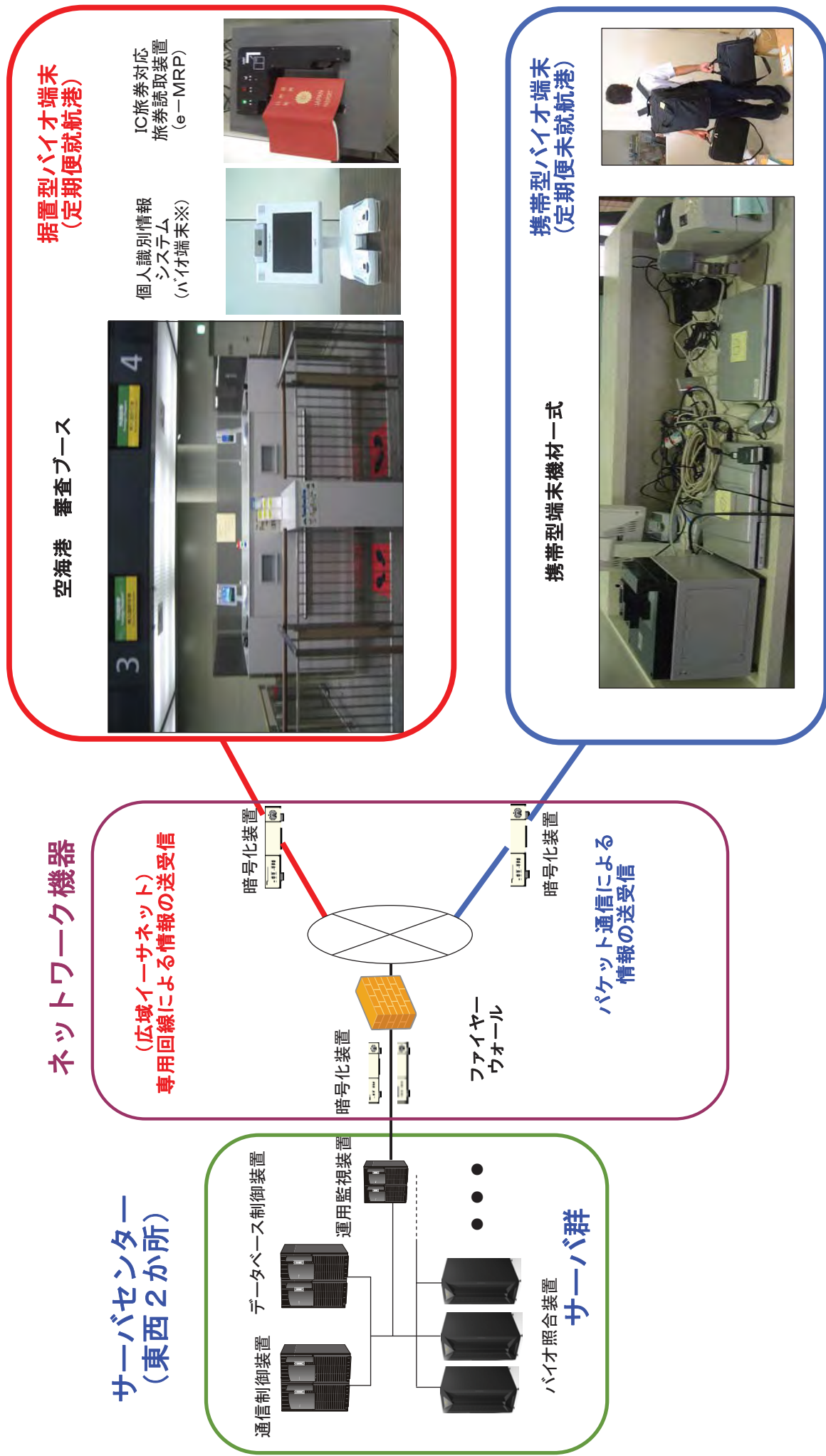
支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本電気株式会社	個人情報識別システムの心臓部をなすサーバ群等の機器に係る賃貸借料	4387 (2414)	1	99.6%
2	NECキャピタルソリューション株式会社	審査端末機器等に係る賃貸借料	370 (120)	随意契約	
3	株式会社日立製作所	アプリケーションプログラム改修作業等	209 (93)	1	99.8%
4	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	旅券自動読取装置購入	124 (47)	1	93.1%
5	東京センチュリーリース株式会社	個人識別情報システムのバイオメトリクス情報の保存等を行うオープンサーバ機器に係る賃貸借料	79	随意契約	
6	パナソニックシステムネットワークス株式会社	アプリケーションプログラム改修作業等	41 (36)	1	100%
7	沖電気工業株式会社	自動化ゲートに係る撤去作業	41 (17)	1	97.3%
8	株式会社日立システムズ	消耗品費	37	随意契約	
9	株式会社JECC	自動化ゲートシステム装置賃貸料	28 (19)	随意契約	
10	芙蓉総合リース株式会社	自動化ゲートシステム装置賃貸料	6	随意契約	

※括弧書き、入札者及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、括弧内で個別契約中の契約金額が最も大きいものについて記載している

「バイオメトリクスを活用した出入国審査体制」の全体構成図



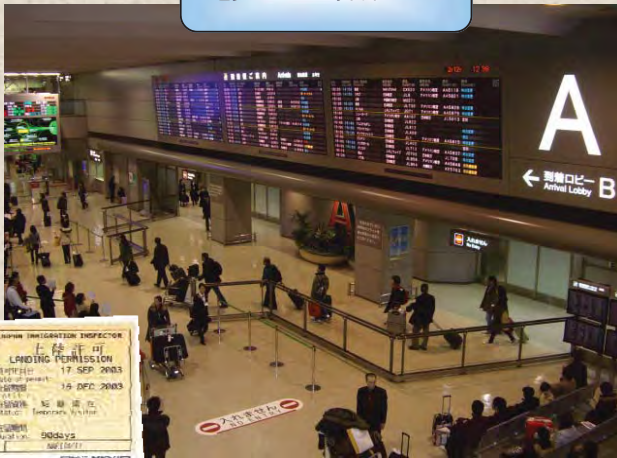
バイオメトリクス・システムの概要

個人識別情報の取得及び照合



該当無し

該当あり

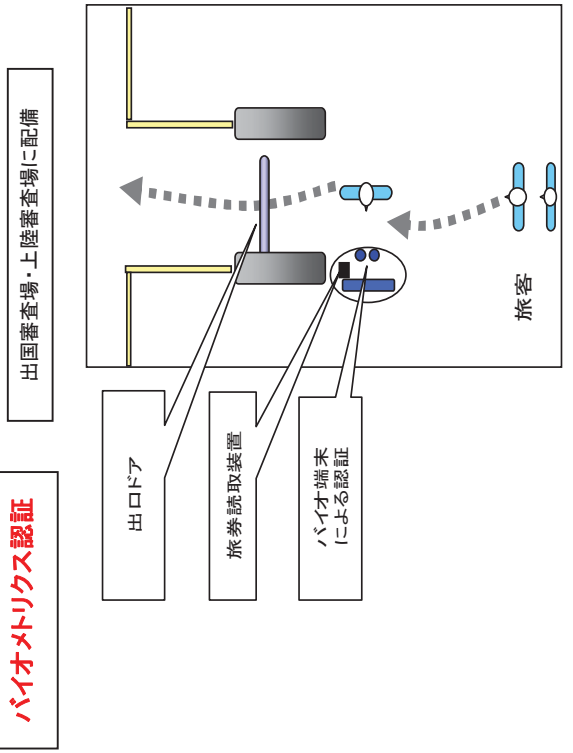
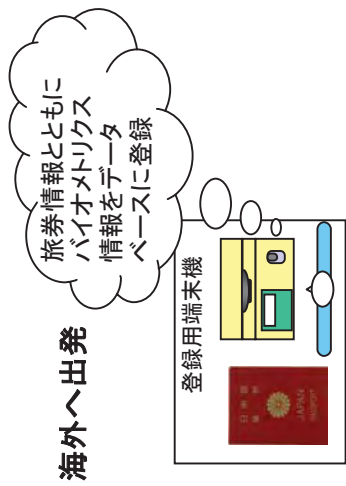


上陸許可

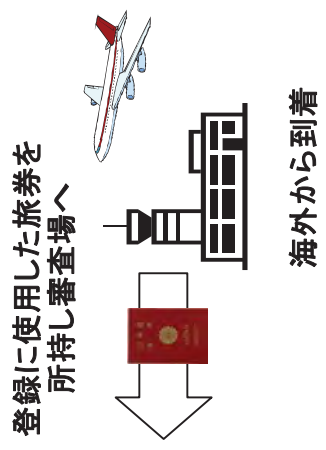
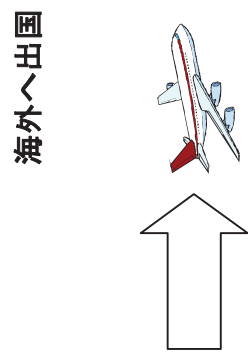
退去

個人識別情報照合結果の審査活用

自動化ゲートシステムの流れ図



帰国



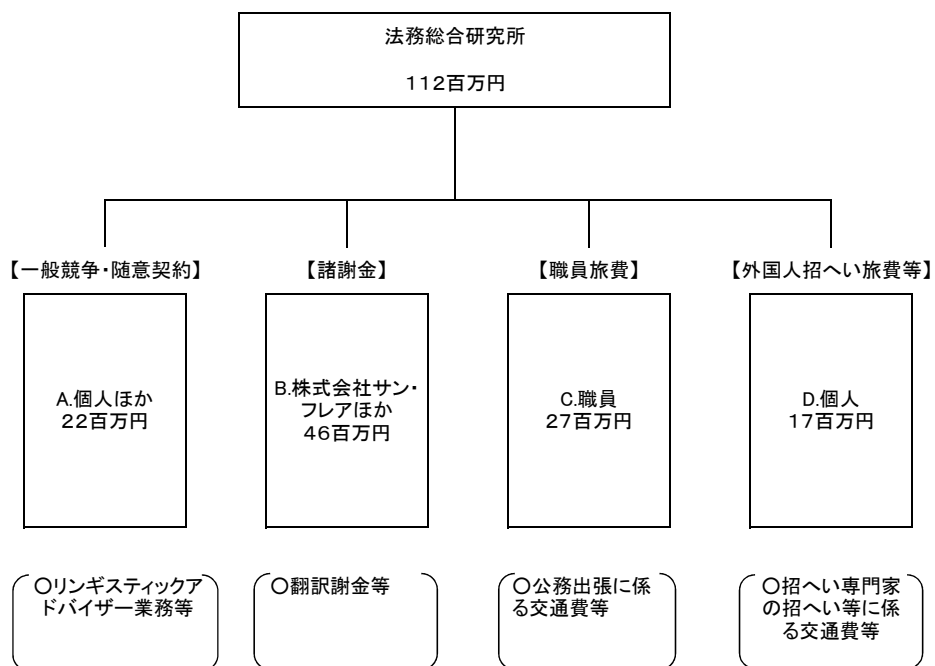
平成27年度行政事業レビューシート()

法務省

事業名	開発途上国に対する法制度整備支援の推進			担当部局庁	法務総合研究所			作成責任者			
事業開始年度	平成7年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務企画部総務課			総務企画部副部長 茂木 善樹			
会計区分	一般会計			政策・施策名	法務行政における国際化対応・国際協力 VI-13-(2)法務行政における国際協力の推進						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	法務省設置法第4条第37号 法務省組織令第61条、第62条第1項第4号			関係する計画、 通知等	法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)(平成25年5月)						
主要政策・施策	知的財産、ODA			主要経費	その他の事項経費						
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	アジア諸国を中心とする開発途上国や市場経済への移行を進める国が行う法制度整備に対する支援を推進すること、法制度の整備・運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより、各国による法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与するとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展、更には国際社会の平和と安全に貢献することを目的とする。										
事業概要 (5行程度以内。別添可)	相手国の要請やその実情に応じて、民法・民事訴訟法等の基本法令の起草支援、法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援、法曹実務家等の人材育成支援等の法制度整備支援事業を行う。その手段として、本邦での各種研修の実施、相手国での現地セミナーの実施、専門家の派遣などを行う。相手国との間の共同調査研究活動として、我が国・相手国での研究会等の開催、専門家の派遣・招へいなどを行う。										
実施方法	直接実施、委託・請負										
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求				
		補正予算	-	-	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-	-				
		計	90	89	121	123	0				
	執行額	81	81	112	-	-					
執行率(%)	90%	91%	93%	-	-						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度				
	-	-	成果実績	-	-	-	-				
	-	-	目標値	-	-	-	-				
-	-	達成度	%	-	-	-	-				
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							<input type="checkbox"/> チェック				
定量的な 成果目標 の設定が 困難な 場合	定量的な目標 が設定でき ない理由 及び 定性的な 成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績						
	法制度整備支援の効果(立法技術向上及び法曹人材育成強化)は、単純な数値化によって明確にできるものではないため。	法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。 24~26年度において、国際研修に参加した研修員の満足度は非常に高く、目標を達成しているものと認められる。									
事業の 妥当性 を検証す るための 代替的な 達成目標 及び 実績	代替目標	代替指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 年度				
	毎年度、法制度整備支援の一環として行う国際研修に参加した研修員の満足度を99.5%以上にする。	法制度整備支援の一環として行う国際研修に参加した研修員の満足度(詳細は別紙のとおり)	実績	%	99.4	100	100	-			
			目標値	%	99.5	99.5	99.5	99.5			
活動指標 及び 活動 実績 (アウト プット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込				
	法制度整備支援活動の一環として行う国際研修に参加した研修員の延人日		活動実績	延人日	1,741	1,366	1,600	-			
			当初見込み	延人日	1,055	955	1,970	2,084			
単位当 たり コスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込				
	実質的な研修経費/延人日		単位当たり コスト	円	8,312	6,329	7,141	9,429			
			計算式	円/延 人日	14,471,167/1,741	8,645,725/1,366	11,426,184/1,600	19,651,000/2,084			
平成 27 ・ 28 年度 予算 内訳 (単 位: 百万 円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由							
	政府開発援助諸謝金	43									
	政府開発援助職員旅費	26									
	政府開発援助外国人招へい旅費	20									
	政府開発援助庁費	29									
	政府開発援助情報処理業務庁費	0									
	政府開発援助招へい外国人滞在費	5									
計	123	0									

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	開発途上国の持続的成長を実現するために不可欠な事業であり、国家の海外展開戦略にも資する有効なツールである	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	世界における日本のプレゼンスの強化にもつながる施策として、国が実施すべき事業である	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	「法制度整備支援に関する基本方針(平成25年5月改訂)」において積極的な法制度整備支援を行うこととされるなど優先度の高い事業である	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	競争性確保のため、積極的に入札を実施している	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	単位あたりコスト欄記載のとおり、適切な水準を維持している	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	必要性を十分に検討し事業目的達成に必要なものに限定している	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		○	予算執行にあたり、支出の妥当性、相当性を十分に検討しコスト削減等を図っている	
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		-		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	昨年度実績を大きく上回っている	
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	研修教材等の成果物について、継続的に活用されている	
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	外務省所管に係る独立行政法人国際協力機構が実施する技術協力に対し、専門家推薦、研修の企画・立案等において協力している。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
外務省		(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力)			
点検・改善結果	点検結果	近時、政府の経済政策において日本企業の海外展開の促進が重要な要素とされ、法制度整備支援事業はそのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、その国の発展につながるのみならず、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものである。			
	改善の方向性	本事業は、アジア諸国の市場経済化を進め、我が国を含むアジア地域の持続的発展を促進させるためには不可欠な事業であり、相手国のニーズを的確に把握して効果的・効率的に支援活動を行うよう、手法・範囲を精査することとしたい。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	0069	平成23年度	0065	平成24年度	0072
平成25年度	0083	平成26年度	0069		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
行っているかについて補
足する)
(単位: 百万円)

A.個人A			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	リングスティックアドバイザー業務	5			
計		5	計		0
B.株式会社サン・フレア			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
翻訳委託謝金	翻訳	8			
計		8	計		0
C.職員A			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
外国旅費等	公務出張に係る交通費等	3			
計		3	計		0
D.個人G			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
外国人招へい旅費等	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	1			
計		1	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A(企画競争)	リングスティックアドバイザー業務	5	1	95.1%
2	株式会社国際サービス・エージェンシー(少額随契)	招へいに係る国内手配等業務等	3	随意契約	-
3	富士プリント株式会社(一般競争入札)	ICDNEWS印刷製本	2	1	89.1%
4	朝日梱包株式会社(一般競争入札)	ICDNEWS梱包発送業務	1	2	91.1%
5	イデオリンク株式会社(少額随契)	公務出張における車両手配業務等	1	随意契約	-
6	株式会社社会議録研究所(少額随契)	国際会議等テープ起こし業務	0.8	随意契約	-
7	株式会社紀伊國屋書店(少額随契)	図書管理システム書誌データ入力作業等	0.7	随意契約	-
8	株式会社紀伊國屋書店(一般競争入札)	図書の購入	0	3	94%
9	株式会社映像システム(少額随契)	国際会議室AVシステム点検作業等	0.6	随意契約	-
10	株式会社三栄トラベル(少額随契)	公務出張における車両手配業務等	0.6	随意契約	-
11	富士ゼロックス株式会社(一般競争入札)	複合機の購入	0.3	4	71.5%
12	富士ゼロックス株式会社(一般競争入札)	複合機の購入	0.2	4	70%

B

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社サン・フレア	翻訳	8	-	-
2	株式会社メディア総合研究所	翻訳	7	-	-
3	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	調査委託	4	-	-
4	個人B	調査委託等	3	-	-
5	西村あさひ法律事務所	調査委託	3	-	-
6	麹町税務署	諸謝金に対する源泉徴収	3	-	-
7	個人C	調査委託等	2	-	-
8	個人D	調査委託	2	-	-
9	個人E	調査委託等	2	-	-
10	個人F	通訳・翻訳	2	-	-

C

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	職員A	公務出張に係る交通費等	3	-	-
2	職員B	公務出張に係る交通費等	2	-	-
3	職員C	公務出張に係る交通費等	2	-	-
4	職員D	公務出張に係る交通費等	1	-	-
5	職員E	公務出張に係る交通費等	1	-	-
6	職員F	公務出張に係る交通費等	1	-	-
7	職員G	公務出張に係る交通費等	1	-	-
8	職員H	公務出張に係る交通費等	0.9	-	-
9	職員I	公務出張に係る交通費等	0.9	-	-
10	職員J	公務出張に係る交通費等	0.9	-	-

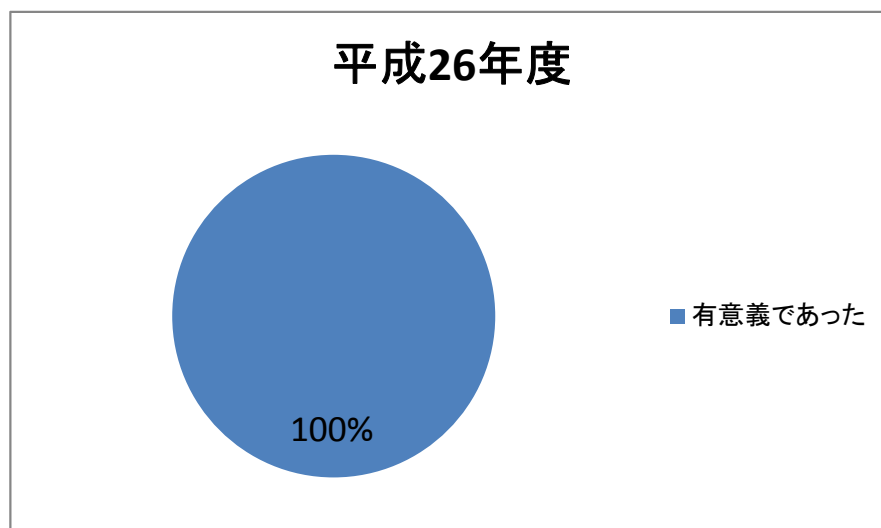
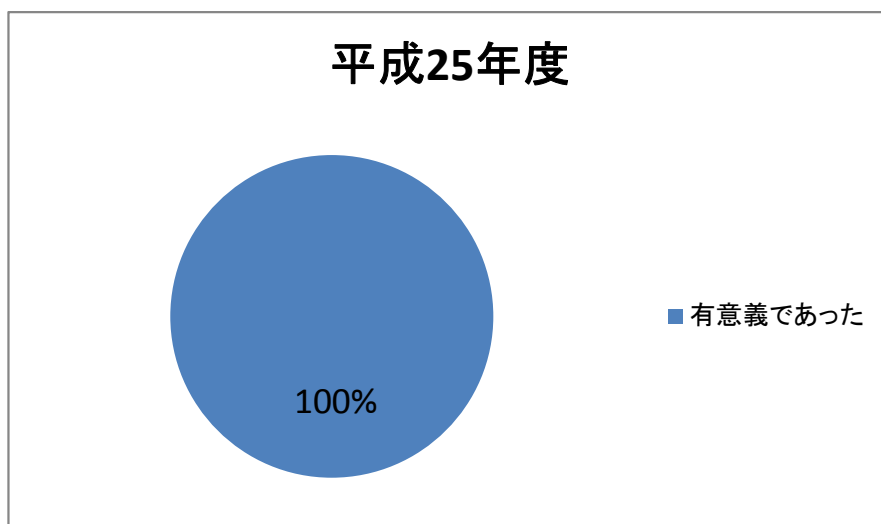
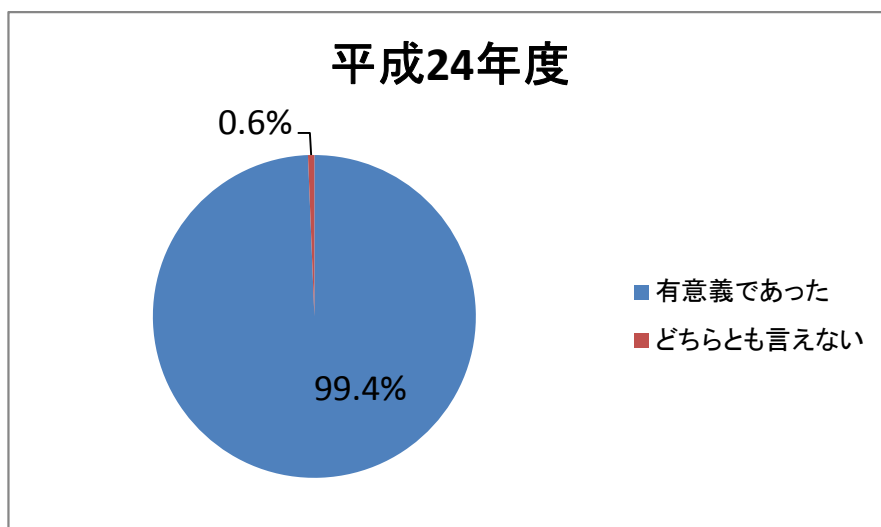
D

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人G	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	1	-	-
2	個人H	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.9	-	-
3	個人I	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-
4	個人J	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-
5	個人K	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.7	-	-
6	個人L	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.6	-	-
7	個人M	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.6	-	-
8	個人N	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.6	-	-
9	個人O	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.6	-	-
10	個人P	招へい専門家の招へい等に係る交通費等	0.6	-	-

支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載

チェック

法制度整備支援の一環として行う国際研修に参加した研修員の満足度



現地専門家からのメッセージ



「なぜ日本民法には人格権に関する規定がないのか。」、「ベトナムでは、土地の売買には土地法が、住宅の売買には住宅法が適用されるが、これを一体として売買するときの規定はない。その場合、民法を適用することは可能か。」……出席者から次々と質問が寄せられ、長期専門家たちが額を寄せて相談しながら回答していきます。これは、ベトナム司法省における民法改正セミナーの一コマです。

私は、2013年10月から、JICA長期専門家としてベトナム・ハノイで働いています。日本のベトナムに対する法制度整備支援は1994年に始まり、約20年にわたって続いています。協力ができるとはまだまだたくさんあります。ベトナムは人口約900万人の大きな国であり、そのような国の法制度を整えて国民の間に浸透させること、さらには裁判などの法律実務に携わる法曹（裁判官、検察官、弁護士）の能力を向上させ、グローバル化の進む世界においても通用する信頼性の高い司法制度を作り上げることは簡単な作業ではありません。それを達成するためには膨大な時間と努力、そして何よりもベトナムの社会と文化に対する理解と共感が必要となります。同時に、ベトナムの人々からの日本の協力に対する信頼も必要不可欠です。我々長期専門家は、ベトナムで暮らし、ベトナム語を学び、ベトナム法について議論を重ね、共にセミナーの成功を喜び合うなどすることで、ベトナム社会に受け込み、両国司法の信頼・協力関係の礎となるべく日々奮闘しています。日本の法律家の業務としてはかなり特殊な部類に入るとは思います。自分の活動が国家レベルの友好関係を築く一助になっているという充実感はこのでしか得られない類のものであり、大変やりがいがあります。



(法廷傍聴後、裁判官や検察官、人民参事員たちと)

ベトナム長期派遣専門家(検事)
松本 剛

法制度整備支援

～顔の見える国際協力～



法務総合研究所国際協力部



〒553-0003 大阪府福島区福島1-1-60 大阪中之島合同庁舎
電話：06-4796-2153（代表）
E-MAIL: icdmoj@moj.go.jp
URL: http://www.moj.go.jp/housouken/houso_1cd.html

法務省法務総合研究所国際協力部

教えて！！法制度整備支援

法制度整備支援とは何ですか

開発途上国や市場経済への移行を進める国などに対して、それらの国々が進める法制度の整備を支援することです。

- ①基本法令の起草支援
 - ②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援
 - ③法曹実務家等の人材育成支援
- の3つが基本的な柱です。

支援対象国はなぜ法制度整備支援を求めているのですか

国によっては経済のグローバル化に対応できる法律や制度が整備されていません。

それらの国々が経済発展するには、他国から信頼される法制度を整える必要がありますが、人材や知識・経験が不足していることが多いのです。そこで、国際機関や先進国に法制度整備支援を求めてくるのです。

日本はなぜ法制度整備支援を行うのですか

世界には、そもそも法律が十分整備されていない国がいたり、公正な裁判制度が確立していない国があります。それらの国々で個人の権利が守られ、自由な経済活動が活発になり、社会が発展して国が安定することは、その地域の繁栄につながり、さらには国際社会全体の平和と安全に重要な意味を持ちます。国際社会の平和と安全に貢献することは、国際社会の一員としての日本の責務でもあり、同時に他国からの信頼を培うものです。

日本の法制度整備支援の特色は何ですか

支援の成果である法律や制度は、相手国に根付くことが必要です。ですから、日本の法制度を押し付けるような方法ではなく、相手国の立法・司法関係者と対話をしながら、相手国の実情に合った法律や制度を共に考える手法を採っています。また、そのような過程を通じて、相手国が主体的に制度を構築したり、運用・改善できるような能力向上を図ることを重視しています。

このように、人と人との協力によって行われている日本の法制度整備支援は、「顔の見える国際協力」の1つの例であると言えます。

国際協力部はどのような組織ですか

法務省は、1994年からアジアの国々に対して支援してきましたが、各国から支援の要請が年々高まったことから、2001年4月に法制度整備支援に専従する部署として法務総合研究所内に国際協力部を新設しました。国際協力部には、法務・検察等出身の教官と国際協力専門官がいます。

どのような機関や人と協力しているのですか

国際協力部は、外務省、独立行政法人国際協力機構(JICA)、公益財団法人国際民商事法センター(ICCLC)、裁判所、弁護士会、大学関係者と緊密な連携を保って活動をしています。国際民商事法センターは、民商事法分野の法制度整備支援を目的として、財界・学界・法曹界の協力を得て1996年4月に設立された財団で、心強いパートナーです。

「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」について

法制度整備支援に対する日本政府の考え方を示す「法制度整備支援に関する基本方針」の改訂版が、2013年5月に発出されました。官民連携のオールジャパンによる支援体制を強化するという従来からの方針が改めて確認されたほか、日本企業の海外展開のための投資環境整備という観点などが新たに付け加えられ、重点支援国としてインドネシア・ベトナム・ミャンマー・モンゴル・カンボジア・ラオス・ウズベキスタン・パングラデシュの8か国が挙げられています。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/governance/hoshin_1305.html（外務省HP）

国際協力部の仕事

現地



カンボジアプロジェクト事務所

JICA長期専門家（1年以上滞在）として法務省から派遣し、日常的に支援を続けています。



ラオス現地セミナー

現地セミナーの企画・実施に協力し、講義をしています。

国内

対象国の司法関係者を日本に招いて行う研修を企画・実施しています。



ベトナム本邦研修

現地での活動を支援するために国内の研究者や法律実務家で構成される部会に参加しています。



テレビ会議による部会

調査・研究



日韓パートナーシップ共同研究

アジア地域における民商事法分野の調査研究や韓国との共同研究を通じて交流しています。



インドネシアの裁判所

独自に、またはJICA調査団に専門家として参加し、現地で様々な調査をしています。

情報交換・広報

法制度整備支援に携わる各機関・関係者を招き、「情報交換・討論を行う「法整備支援連絡会」を開催しています。



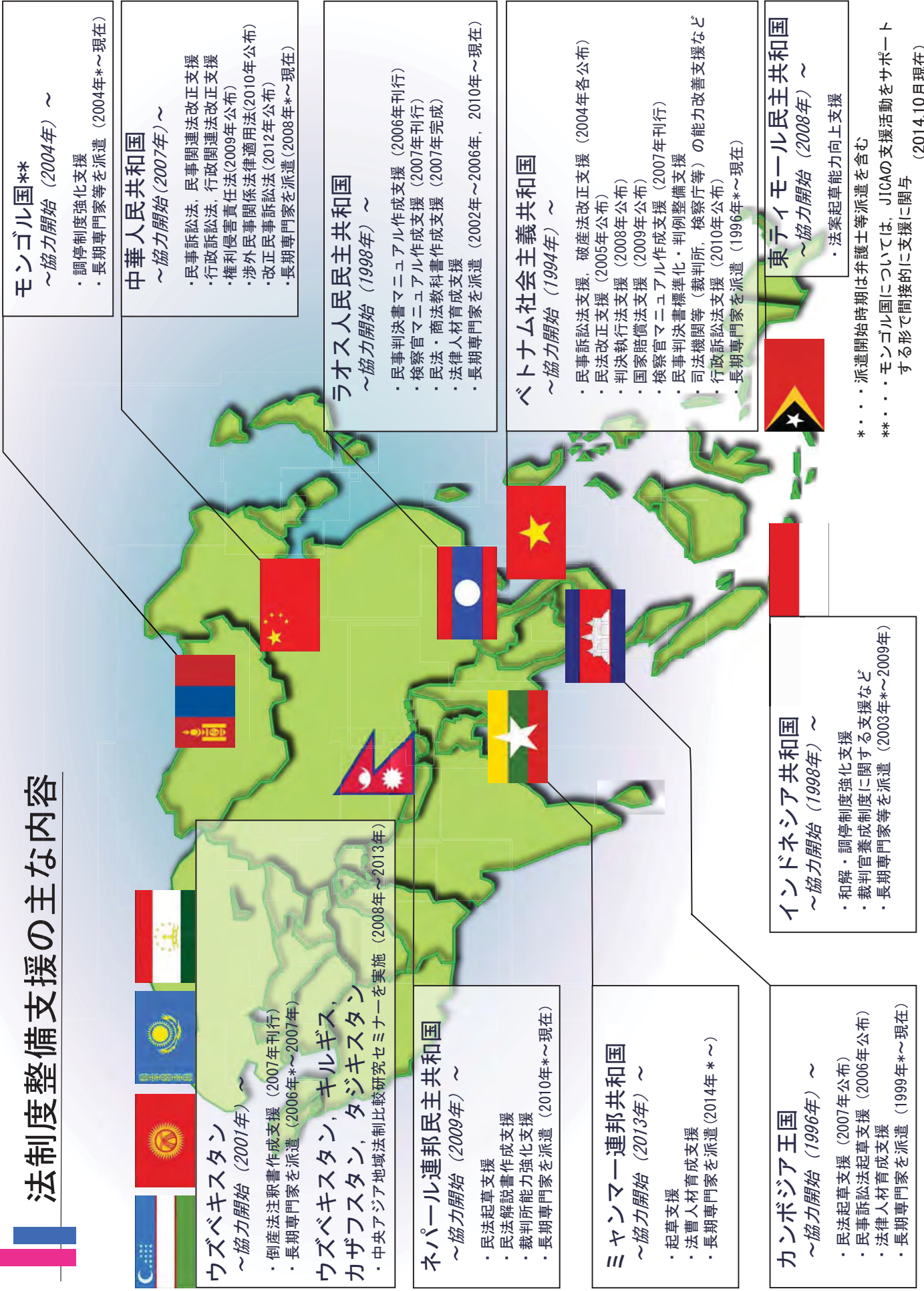
法整備支援連絡会



ICDニュース

機関誌「ICDニュース」を定期的に発行するほか、学生向けのシンポジウムやインターンシップも実施しています。

法制度整備支援の主な内容



モンゴル国**
 ~協力開始 (2004年) ~
 ・調停制度強化支援
 ・長期専門家等を派遣 (2004年*~現在)

中華人民共和国
 ~協力開始 (2007年) ~
 ・民事訴訟法, 民事関連法改正支援
 ・行政訴訟法, 行政関連法改正支援
 ・権利侵害責任法(2009年公布)
 ・涉外民事関係法律適用法(2010年公布)
 ・改正民事訴訟法(2012年公布)
 ・長期専門家等を派遣 (2008年*~現在)

ラオス人民民主共和国
 ~協力開始 (1998年) ~
 ・民事判決書マニュアル作成支援 (2006年刊行)
 ・検察官マニュアル作成支援 (2007年刊行)
 ・民法・商法教科書作成支援 (2007年完成)
 ・法律人材育成支援
 ・長期専門家等を派遣 (2002年~2006年, 2010年~現在)

ベトナム社会主義共和国
 ~協力開始 (1994年) ~
 ・民事訴訟法支援, 破産法改正支援 (2004年各公布)
 ・民法改正支援 (2005年公布)
 ・判決執行法支援 (2008年公布)
 ・国家賠償法支援 (2009年公布)
 ・検察官マニュアル作成支援 (2007年刊行)
 ・民事判決書標準化・判例整備支援
 ・司法機関等 (裁判所, 検察庁等) の能力改善支援など
 ・行政訴訟法支援 (2010年公布)
 ・長期専門家等を派遣 (1996年*~現在)

東ティモール民主共和国
 ~協力開始 (2008年) ~
 ・法案起草能力向上支援
 *... 派遣開始時期は弁護士等派遣を含む
 **... モンゴル国については, JICAの支援活動をサポートする形で間接的に支援に関与 (2014.10月現在)

ウズベキスタン
 ~協力開始 (2001年) ~
 ・倒産法注釈書作成支援 (2007年刊行)
 ・長期専門家等を派遣 (2006年*~2007年)
ウズベキスタン, キルギス, カザフスタン, タジキスタン
 ・中央アジア地域法制比較研究セミナーを実施 (2008年~2013年)

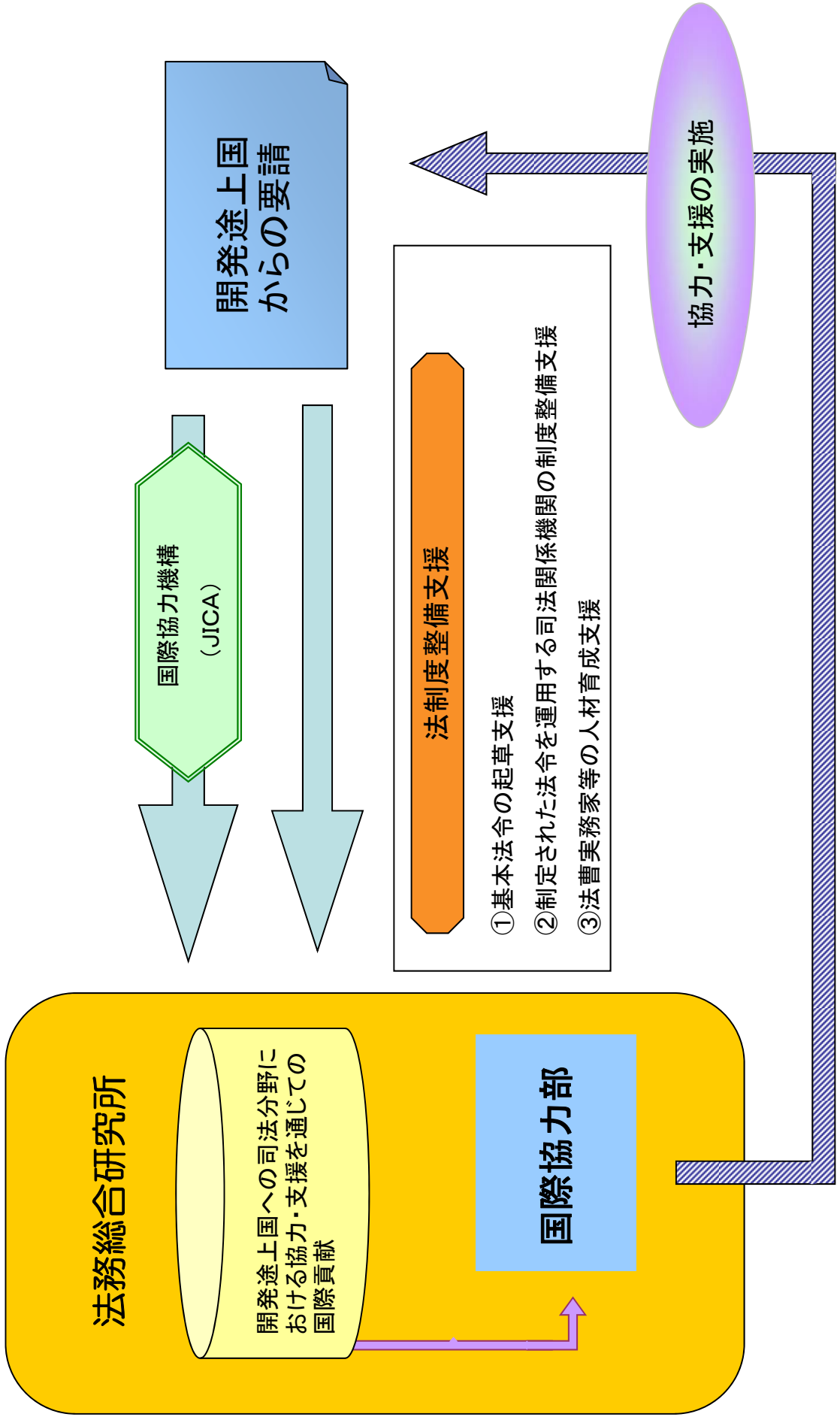
ネパール連邦民主共和国
 ~協力開始 (2009年) ~
 ・民法起草支援
 ・民法解説書作成支援
 ・裁判所能力強化支援
 ・長期専門家等を派遣 (2010年*~現在)

ミャンマー連邦共和国
 ~協力開始 (2013年) ~
 ・起草支援
 ・法曹人材育成支援
 ・長期専門家等を派遣 (2014年*~)

カンボジア王国
 ~協力開始 (1996年) ~
 ・民法起草支援 (2007年公布)
 ・民事訴訟法起草支援 (2006年公布)
 ・法律人材育成支援
 ・長期専門家等を派遣 (1999年*~現在)

インドネシア共和国
 ~協力開始 (1998年) ~
 ・和解・調停制度強化支援
 ・裁判官養成制度に関する支援など
 ・長期専門家等を派遣 (2003年*~2009年)

法務総合研究所による開発途上国に対する法制度整備支援業務



平成27年度行政事業レビューシート (法務省)

事業名	刑事情報連携データベース			担当部局庁	大臣官房			作成責任者
事業開始年度	平成26年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	秘書課 政策評価企画室			政策評価企画室長 福原 道雄
会計区分	一般会計			政策・施策名	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 VII-14-(3)法務行政の情報化			
根拠法令 (具体的な条項も記載)				関係する計画、通知等	再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定) 「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)			
主要政策・施策				主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	検察庁、矯正施設、保護観察所等が保有する対象者情報を共有し、一元的に管理するデータベースを構築した上で、当該情報を処遇等に活用することはもとより、再犯リスク要因等を分析、把握した上での確かな働きかけを行うための施策等を充実させるとともに、それぞれの施策が再犯防止に真に効果があるかを検証し、効果的と認められる施策を重点的、集中的に展開し、もって刑務所出所者等の再犯防止を図ることを目的とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	検察庁、矯正施設、保護観察所等がそれぞれ保有する対象者の情報のうち相互利用に適する情報を共有して一元的に管理し、処遇の充実、施策の効果検証、再犯要因等の調査研究への活用等を可能とするための刑事情報連携データベースを開発・構築して運用する。							
実施方法	委託・請負							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	0	0	84	376		
		前年度から繰越し	0	0	0	0		
		翌年度へ繰越し	0	0	0	0		
		予備費等	0	0	0	0		
		計	0	0	84	376	0	
	執行額	0	0	84				
	執行率(%)	-	-	100%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度	
	-	-	成果実績	-	-	-		
	-	-	目標値	-	-	-		
	-	-	達成度	%	-	-		
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載 <input type="checkbox"/> チェック								
定量的な成果目標の設定	定量的な目標が設定できない理由	定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績						
	本事業は、関係部局が行う再犯防止対策の充実のための基盤整備を目的としているため。	平成26年度は、専門事業者の支援を受けながら、最適なデータベースを設計するための現状や先進事例の調査、ロードマップの作成、各種要件の確認、よりスキルの高い事業者を選定するための仕様書、総合評価基準等の策定等を行った。						
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込		
	検察庁、矯正施設、保護観察所等が保有する個々の対象者に関する情報の一元的管理及び有機的連携を可能とする刑事情報連携データベースの開発・構築を定性的な指標とする。	活動実績	開発進捗率					
		当初見込み	%			100		
単位当たりコスト	算出根拠	単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込		
	/	単位当たりコスト						
		計算式	/					
内訳 (単位:百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由				
	情報処理業務庁費	376						
	計	376	0					

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	刑事手続等の各段階における広範かつ有機的な情報連携体制を構築することは、政府全体で推進している「再犯防止に向けた総合対策」に明記されている。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	検察庁、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関が使用するシステムの開発に係るものであり、地方自治体、民間等への委託には馴染まない。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	政府全体で推進している「再犯防止に向けた総合対策」全体の基盤となるものであり、同対策を一層推進するためにも、その優先度は高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	データベース開発・構築業者及びプロジェクト管理支援業者を総合評価落札方式により決定した。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	専門業者による調査・調達支援に必要な経費を計上済。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-		
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		-		
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	検察庁、矯正施設、保護観察所等が個々に保有する情報を有機的・効率的に収集・分析するためには、手作業では実現できない。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-		
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-		
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	予算要求から契約締結に至るまで、必要に応じて、外部専門家(政府CIO補佐官)に相談するなどして、委託業務の内容が効率的かつ効果的なものであるか第三者の視点でも検証している。 また、企画競争による調達の実施に当たっては、調達プロセスの競争性、透明性及び公正性を担保するため、CIO補佐官同席の下で提案業者による提案内容の説明及び質疑応答を行う機会を設け、特定の者が有利とならないよう配慮した。			
	改善の方向性	上記取組等を引き続き推進し、経費削減に努める。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	—	平成23年度	—	平成24年度	—
平成25年度	新26-0002	平成26年度	新26-0001		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

【企画競争契約・随意契約】

法務省
84百万円

刑事情報連携データベース構築に係る調査・調達支援に必要な経費



A. 株式会社インテック
84百万円

刑事情報の連携方策に係るコンサルティング業務

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

A.株式会社インテック			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
雑役務費	コンサルティング業務	84			
計		84	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	株式会社インテック	コンサルティング業務	84.4		99.9%
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
支出先上位10社リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載			<input type="checkbox"/> チェック		

刑事情報連携データベースの概要

検察（検察総合情報管理システム）、矯正施設（被收容者データベース管理システム）、保護観察所（事件管理システム）が保有・管理する対象者情報を連携させ、対象者を指導等する場面や、再犯の実態把握・施策の効果検証等を行う場面において、当該情報を活用できるようにするもの。

再犯防止の基本的考え方（「再犯防止に向けた総合対策」より） ⇒ 刑事情報連携データベース構築により初めて実現

再犯の実態把握

施策の実施

施策の効果検証

施策の選択と集中

再犯防止

再犯の実態把握

これまで入手することが困難だった十分な質と大量のデータを迅速に活用

- ◎ 再犯の実態把握、再犯要因、更生要因等の精緻な分析及び効果的な施策の立案が可能に



施策の実施

対象者の前科前歴、処遇プログラム等の受講歴等の基礎的な情報や、同じ属性を有する者に対する処遇効果等も瞬時に把握

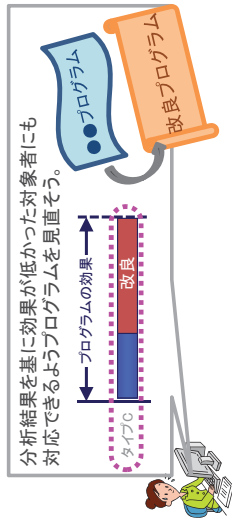
- ◎ 各機関が連携して、対象者の再犯防止に向けた最適な処分・処遇を行うことが可能に



施策の選択と集中

効果検証の結果を踏まえてプログラムなど施策の見直しや開発につながる

- ◎ 限りある資源をより効果のある施策に集中させることが可能に



施策の効果検証

刑務所出所者等が再犯をした場合、検察における情報を矯正・保護等でも活用できる。

- ◎ 業務上限界があった多様な施策、プログラムの効果検証が施設レベル・全国レベルで可能に

